

Silver Arrow Japan 2025-1

第二信託受益権

及び

第二信託 ABL

商品内容説明書

2025 年 5 月 26 日

SMBC 日興証券株式会社

(貸金業登録番号：関東財務局長(6)第 014171 号)

投資家の皆様へ

1. 本商品内容説明書は、第二信託受益権（下記に定義します。）及び第二信託 ABL（下記に定義します。）に関して作成されたものです。
2. 第二信託契約に基づき、委託者兼当初受益者としての SMBC 日興証券株式会社（以下「**Nikko**」又は「**リードアレンジャー**」といいます。）により、第二信託受託者としてのキャピタル信託株式会社（以下「**第二信託受託者**」といいます。）に対し信託される、第一信託 ABL（以下「**第一信託 ABL**」といいます。）の貸付債権を裏付け資産とする信託受益権（以下「**第二信託受益権**」といいます。）が、主幹事としての SMBC 日興証券株式会社（以下「**主幹事**」といいます。）により、投資家に販売されます。
3. 第二信託 ABL（以下「**第二信託 ABL**」といいます。）は、第二信託 ABL 契約に基づき各貸付人（以下「**第二信託 ABL 貸付人**」といいます。）から第二信託受託者に対して実行されるローンです。
4. 第二信託受益権については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 3 条に該当することにより、第二信託受益権の取得の申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。
5. 本商品内容説明書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書又は同法第 37 条の 3 の規定に基づく契約締結前の情報提供としての契約締結前交付書面及び貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含みます。）の規定に基づく契約締結時交付書面ではありません。
6. 第二信託受益権の譲渡、質入、その他の担保権の設定を行うには、第二信託受託者の事前の書面による承諾が必要です。第二信託受益権の保有者が第二信託受益権の譲渡に際し、第二信託受託者の承諾を求める場合、第二信託受益権の譲受人が誓約事項、受益者の義務の全ての承継及び第二信託契約に基づく第二信託受益権の制限（第二信託契約に基づく破産手続不申立特約を含みますが、これに限られません。）に合意する書面を第二信託受託者に対して提出することが必要となります。詳しくは、下記「第一部（商品情報）、Ⅲ（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関する事項）、3.（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するその他の事項）」をご参照下さい。
7. 第二信託 ABL の譲渡、質入、その他の担保権の設定を行うには、第二信託受託者の事前の書面による承諾が必要です。第二信託 ABL 貸付人が第二信託 ABL 契約に基づく権利を譲渡するに際し、第二信託受託者の承諾を求める場合、第二信託 ABL の譲受人が誓約事項及び第二信託 ABL 契約に基づく第二信託 ABL の制限（第二信託 ABL 契約に基づく破産手続不申立特約及び責任財産限定特約を含みますが、これらに限られません。）に合意する書面を第二信託受託者に対して提出することが必要となります。詳しくは、下記「第一部（商品情報）、Ⅲ（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関する事項）、3.（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するその他の事項）」をご参照下さい。
8. 第二信託受益権及び第二信託 ABL に関しては、いかなる人又は団体によっても、その元本の支払が保証されるものではなく、第二信託受益権の保有者及び第二信託 ABL 貸付人は、債務者の倒産若しくはその他の信用状態の悪化又はその他の理由に

より元本割れとなるおそれがあります。さらに、第二信託受益権及び第二信託 ABL の市場価値は、金利、第一信託 ABL の価値などの変化に伴い変動し、かかる変動により、第二信託受益権の保有者及び第二信託 ABL 貸付人が損失を被ることもあります。第二信託受益権の購入又は第二信託 ABL の貸付けに際しては、本商品内容説明書をよくお読み頂き、必要であれば法律、金融のアドバイザーにご相談頂き、第二信託受益権及び第二信託 ABL の性質、リスク等をご理解頂いたうえ、十分な知識とご経験に基づき、投資をご判断、ご決定下さい。第二信託受益権及び第二信託 ABL のリスクに関しては、下記「第一部（商品情報）、Ⅲ（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関する事項）、4（第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に重大な影響を及ぼしうる要因）」を注意してお読み下さい。但し、本商品内容説明書は、第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するリスクを全て特定・示唆するものではありませんので、ご注意ください。

9. 本商品内容説明書では、第二信託契約、第二信託 ABL 契約及びその他の取引文書の規定を要約しており、全てを網羅しているわけではありません。第二信託受益権の購入又は第二信託 ABL の貸付けの検討に際しては、関連する取引文書を併せてご参照下さい。
10. 主幹事が第二信託受益権及び第二信託 ABL についてマーケットメイクを行う場合（主幹事は、マーケットメイクを行う義務を負うものではありません。）、ビッド価格とオファー価格の差額から収益を得ることがあります。主幹事がマーケットメイクをした場合、主幹事が第二信託受益権及び第二信託 ABL を購入しようとする価格は、マーケットの状況及びその他の要素によりますが、第二信託受益権及び第二信託 ABL の発行価格若しくは額面金額、又は主幹事が第二信託受益権及び第二信託 ABL を売却しようとする価格よりも著しく低い価格となる可能性があります。
11. 主幹事がマーケットメイクの過程その他を通じて第二信託受益権及び第二信託 ABL の保有者となった場合において、主幹事が第二信託受益権の信託受益者又は第二信託 ABL の貸付人としての立場で行う、決議及び/又は承諾等を含む行為は、他の第二信託受益権の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の利益に沿うものとは限りません。
12. 主幹事は、MBF 及び主幹事間の Placement Service Agreement の規定に従い、MBF からアレンジメント手数料を受領します。本取引に関し、上記手数料のほか、法律費用、受託者報酬、格付報酬、サービシング手数料等が支払われます。
13. 主幹事は、本取引から様々な付随的利益を得ることがあり、本取引に対する主幹事のインセンティブは、第二信託 ABL 貸付人や受益権売買契約における買主のそれとは一致しない場合があります。特に、主幹事は、取引を成功させることにより、当該取引や他の取引における顧客及び他の当事者をアシストする能力を高めることができ、これらの取引から、手数料その他の収入を得ることができます。加えて、成功裏に終わる取引において顧客に関連するサービスを提供することは、主幹事と様々な当事者との関係を広げ、さらなる事業の拡張を促進することになると考えられます。さらに、主幹事は、成功裏に終わる取引が市場の先例となり、将来類似の取引を扱う場合や、類似の商品の評価を行う際における主幹事の能力を高めることによって、成功裏に終わる取引からの利益を得られると考えています。
14. 主幹事は、金融商品取引法第 156 条の 38 第 2 項に規定する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として指定されている、証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」といいます。）との間で、紛争解決手続開始に関する基本

契約を締結しています。さらに、主幹事は、FINMAC の苦情処理手続による紛争処理及び同法同条第 3 項に規定する特定第二種金融商品取引業務に係る紛争解決手続を整えています。本取引に関する苦情又は紛争について FINMAC を利用される場合には、FINMAC（電話：0120－64－5005）にご連絡ください。また、主幹事は、貸金業法上の指定紛争解決機関である日本貸金業協会との間で紛争解決手続に関する基本契約を締結しています。日本貸金業協会を利用される場合には、日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（0570－051－051）にご連絡ください。

15. 第二信託受託者が、監督官庁その他権限を有する政府機関等から第二信託受益権又は第二信託 ABL の譲渡代金又は譲渡代金の支払方法について報告を求められた場合、第二信託受益権の保有者又は第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受託者の求めに応じて、速やかに必要な報告又は関連する情報を報告しなければなりません。
16. 第二信託契約、第二信託 ABL 契約及び他の取引文書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
17. 本書において用いる用語の意味については、別途定める場合のほか、下記「第四部（定義）」に規定される意味によります。

商品内容説明書

2025 年 5 月 26 日

商品名	Silver Arrow Japan 2025-1 第二信託受益権及び第二信託 ABL
商品の形態	信託受益権（私募・非上場） 貸付債権
第二信託委託者兼 第二信託 ABL の媒 介人の名称	SMBC 日興証券株式会社
第二信託委託者兼 第二信託 ABL の媒 介人の 本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
第二信託の受託者 の名称	キャピタル信託株式会社
第二信託の受託者 の 本店の所在の場所	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 31 階
主幹事の名称	SMBC 日興証券株式会社
主幹事の本店（主たる 営業所）の所在の 場所	SMBC 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
主たる準拠法	日本法

本商品内容説明書の対象とする商品

商品の名称及び価額：

Silver Arrow Japan 2025-1	第二信託受益権	150 億円
Silver Arrow Japan 2025-1	第二信託 ABL	550 億円

目 次

第一部 商 品 情 報.....	8
I. 基本的仕組み等.....	8
1. 仕組みの概要.....	8
2. 関連当事者.....	10
3. 第二信託受益権の名称及び種類並びに第二信託受益権及び第二信託 ABL の 地位	11
4. 第二信託受益権及び第二信託 ABL の概要	12
II. 第二信託受益権の販売及び第二信託 ABL の貸付の実行方法に関する事項	12
1. 第二信託受益権の販売に関する事項.....	12
2. 第二信託 ABL の貸付の実行方法に関する事項.....	13
III. 第二信託受益権及び第二信託 ABL に関する事項	13
1. 配当及び利息の交付日	13
2. 第二信託受益権の償還及び第二信託 ABL の返済.....	14
3. 第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するその他の事項	18
4. 第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及 び利息の支払に重大な影響を及ぼし得る要因	22
5. その他の事項.....	42
第二部 信託財産に関する情報	44
I. 信託財産の概要.....	44
1. 信託財産に関する法制度の概要	44
2. 信託財産の基本的性格	45
3. 信託財産の沿革.....	45
4. 信託財産の管理.....	45
II. 信託財産を構成する資産の概要.....	90
1. 信託財産を構成する資産に関する法制度の概要	90
2. 信託財産を構成する資産の組成及び回収.....	90
3. 信託財産を構成する資産の内容	94
4. 過去のパフォーマンス・データ	98
第三部 関連法人の情報.....	99
1. 信託受託者の状況.....	99
2. 第一信託委託者の状況	100
3. 主幹事の状況.....	101
4. その他の関連会社の状況.....	102

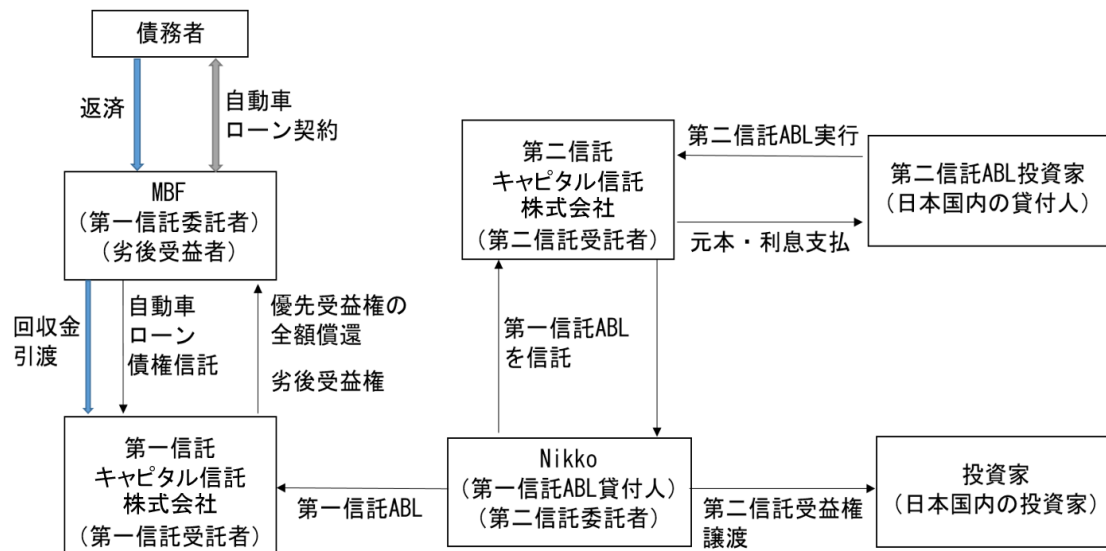
第四部 定義.....	105
別紙	126
自動車ローン債権の構成	
過去のパフォーマンス・データ	

第一部 商品情報

I. 基本的仕組み等

1. 仕組みの概要

スキーム図



(1) 仕組みの概要

- ① 第一信託委託者としてのメルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社（以下「MBF」といいます。）及び第一信託受託者としてのキャピタル信託株式会社の間で 2025 年 5 月 26 日付で締結される第一信託契約に基づき、MBF は、第一信託受託者に対し、信託開始日に当初自動車ローン債権を信託し、MBF 及び第一信託受託者は、かかる信託の後、貸付実行日までの間に、動産・債権譲渡特例法に基づく当初自動車ローン債権の信託の登記により、かかる信託についての第三者対抗要件を具備します。MBF は、第一信託受託者に対し、現金信託日において、現金準備金の追加信託を行います。
- ② 第一信託受託者は、第一信託契約に基づいて当初優先受益権及び劣後受益権を発行し、MBF は、これらの信託受益権の当初の受益者となります。
- ③ 第一信託受託者は、Nikko との間で 2025 年 5 月 26 日付で第一信託 ABL 契約を締結し、2025 年 5 月 28 日付で同契約に基づく金銭の借入れを行い、当該借入金を原資として、同日付にて、当初自動車ローン債権の信託により信託開始日に設定された当初優先受益権を、第一信託 ABL の貸付金を用いて償還します。
- ④ Nikko 及び第二信託受託者としてのキャピタル信託株式会社は、2025 年 5 月 26 日付で第二信託契約を締結し、Nikko は、第二信託受託者に対し、第二信託開始日に、第一信託 ABL 契約に基づき同日貸付実行することにより取得する貸付債権を信託し、かかる信託について、第一信託 ABL の借入人としての

第一信託受託者の確定日付のある書面による承諾により、速やかに対抗要件を具備します。

- ⑤ 第二信託受託者は、第二信託当初受益者による指図に従い、第二信託 ABL 貸付人との間で 2025 年 5 月 26 日付で第二信託 ABL 契約を締結し、2025 年 5 月 28 日付（以下「**決済日**」といいます。）で同契約に基づく金銭の借入れを行い、当該借入金を原資として、同日付にて、第二信託 ABL の貸付金相当額に満つるまで、第二信託受益権を償還します。
- ⑥ 上記⑤に記載する第二信託受益権の一部償還の後、第二信託当初受益者としての Nikko は、Nikko 及び譲受人との間で締結される受益権売買契約に基づいて残存する第二信託受益権を譲渡します。かかる譲渡については、第二信託受託者の書面による承諾に確定日付を付することにより対抗要件が具備されます。
- ⑦ MBF 及び第一信託受託者は、2025 年 5 月 26 日付でサービシング契約を締結します。サービシング契約の規定に基づき、MBF は、第一信託受託者より自動車ローン債権の回収業務を受託し、第一信託受託者を代行してかかる業務を行います。MBF、株式会社ジャックス（以下「**JACCS**」といいます。）及び第一信託受託者間、また、MBF、株式会社オリエントコーポレーション（以下「**Orico**」といいます。）及び第一信託受託者間で、各々サブ・サービシング契約を締結します。サブ・サービシング契約の規定に基づき、JACCS 及び Orico は、MBF がサービシング契約に基づき受託した業務の一部を、MBF より受託し、かかる業務を行います。
- ⑧ (i)各追加信託日（リボルビング期間）において、第一信託契約第 3.1 条第(b)号に定める条件が充足された場合に限り、MBF は、第一信託受託者の承諾を得て、第一信託受託者に対し、追加自動車ローン債権を追加信託することができ、(ii)ダウングレードトリガーが発生した場合、MBF は、第一信託受託者に対し、自動車ローン債権又は金銭を追加信託します。自動車ローン債権の追加信託の後、MBF 及び第一信託受託者は、動産・債権譲渡特例法に基づく当該自動車ローン債権の信託の登記により、追加信託についての第三者対抗要件を具備します。追加自動車ローン債権の追加信託により設定される追加優先受益権は、原則として、リボルビング期間において償還されます。

(2) 信用補完の概要

劣後受益権による信用補完

当初自動車ローン債権の信託により当初優先受益権及び劣後受益権が設定されます。さらに、追加自動車ローン債権の信託により追加優先受益権が設定されます。劣後受益権は、信託期間を通じて MBF により保有されます。

当初抽出基準日における当初自動車ローン債権の未払元本残高の総額は、74,468,170,932 円です。当初優先受益権の当初の元本金額は、70,000,000,000 円であり、劣後受益権の当初の元本金額は、4,468,170,932 円です。劣後受益権の元本金額は、(i)現金信託日における現金準備金の信託及び(ii)追加信託日（ダウングレ

ードトリガー)における追加の自動車ローン債権又は追加現金準備金の追加信託により増加します。

各追加信託日(リボルビング期間)における追加自動車ローン債権の信託により設定される追加優先受益権の元本金額は、関連する追加信託抽出基準日(リボルビング期間)における当該追加自動車ローン債権の未払元本残額の金額に等しい金額となります。

第一信託契約において、信託期間中、交付可能収益金額の中から、公租公課、第一信託受託者及びサービスの報酬、第二信託コストを含む第一信託の費用の支払の後に、第一信託 ABL の利息の支払がなされる旨が規定されます。劣後受益者に対する劣後受益権の元本償還としての支払は、第一信託 ABL に基づく全ての残存債務が完済された後に限り行われます。この場合、劣後受益者に対する元本の償還及び配当の支払は、他の優先する分配が完了した後に元本勘定及び収益勘定に残余金額がある場合に限り行われます。加えて、劣後受益権の元本残高は、現金準備金勘定内の金銭の額に応じて変動します。

また、第一信託契約において、サービス交代事由が発生していない限り、第一信託受託者は、貸倒自動車ローン債権を、劣後受益者に対して現状有姿交付することができる旨が規定されています。この場合、劣後受益権元本残高は、劣後受益権の元本償還として現状有姿交付された当該貸倒自動車ローン債権の未払元本残高に相当する金額だけ減少します。

超過担保を通じた信用補完

いずれかの信託計算日において超過担保率が 4%を下回る場合、早期償還事由が発生します。超過担保率とは、1 から、(a)関連する信託計算日における ABL 元本残高割合を分子として、(b)当該信託計算日における自動車ローン債権の未払元本残高を分母とした値を差し引いて算出した割合をいいます。

2. 関連当事者

(a) 第一信託委託者、サービス :

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社

(b) 第一信託受託者、第一信託 ABL の借入人、第二信託受託者及び第二信託 ABL の借入人 :

キャピタル信託株式会社

(c) 第一信託 ABL 貸付人、第二信託委託者、第二信託当初受益者 :

SMBC 日興証券株式会社

(d) 保証人及びサブ・サービス :

株式会社ジャックス及び株式会社オリエントコーポレーション

(e) 格付機関：

ムーディーズ SF ジャパン株式会社

(f) 自動車ローン債権に関する検査機関：

東京共同会計事務所

(g) 投資家に対する第二信託受益権の売主：

SMBC 日興証券株式会社

3. 第二信託受益権の名称及び種類並びに第二信託受益権及び第二信託 ABL の地位

(1) 第二信託受益権の名称

Silver Arrow Japan 2025-1 第二信託受益権

(2) 第二信託受益権の種類

金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号に規定される信託受益権であり、信託法第 185 条及び金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定される受益証券ではありません。

(3) 第二信託受益権及び第二信託 ABL の地位

各第二信託受益権は、配当の分配、元本の償還並びに第二信託 ABL の利息の支払及び元本の返済に係る優先順位に関して、相互にいかなる優先性及び劣後性も有さず、各第二信託受益権間及び第二信託 ABL との間において、同順位かつ同一の権益及び権利を有するものとされています。また、各第二信託 ABL は、その権利及び利益について相互に同順位とし、また第二信託受益権の配当の分配及び元本の償還並びに第二信託 ABL の利息の支払及び元本の返済に係る優先順位に関して、相互に優先及び劣後なく、第二信託受益権との間において、同順位かつ同一の権益及び権利を有するものとされています。なお、第二信託 ABL 貸付人は、第二信託の信託財産以外の借入人たる第二信託受託者の固有財産又は信託財産を、自己の債権の引当てとすることができないものとされています。

(4) 格付

第二信託受益権及び第二信託 ABL は、ムーディーズ SF ジャパン株式会社により **Aaa(sf)**の格付を付与されることが予定されています。これらの格付は、配当及び利息が期日どおりに支払われ、また、元本の全額が 2033 年 11 月の

第二信託交付日までに償還及び返済されるために十分な資金があるか否かという確実性の評価に基づき、第二信託受益権及び第二信託 ABL につき付与されるものです。信用格付は、第二信託受益権及び第二信託 ABL の購入、売却又は保有を推奨するものではなく、随時、格付機関により、改訂、保留又は撤回される可能性があります。なお、第二信託受益権及び第二信託 ABL を対象とした格付の改訂、保留又は撤回は、第二信託受益権及び第二信託 ABL の市場価格に重大な影響を与える可能性があります。

4. 第二信託受益権及び第二信託 ABL の概要

	第二信託受益権の概要	第二信託 ABL の概要
総額	15,000,000,000 円	55,000,000,000 円
予定配当率／利率	年率 0.99%	年率 0.99%
発行価格/貸付額	100%	100%
予定元本償還/返済日	2029 年 7 月の第二信託交付日	2029 年 7 月の第二信託交付日
最終元本償還/返済日	2033 年 11 月の第二信託交付日	2033 年 11 月の第二信託交付日
予定される格付	ムーディーズにより Aaa(sf)	ムーディーズにより Aaa(sf)
形態	信託受益権（但し、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号に規定される信託受益権であり、信託法第 185 条及び金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定される受益証券ではありません。）	責任財産限定特約付資産担保貸付

II. 第二信託受益権の販売及び第二信託 ABL の貸付の実行方法に関する事項

1. 第二信託受益権の販売に関する事項

(1) 単位価格

1 単位当たり 1 億円

(2) 第二信託受益権の総額

700 億円

(3) 発行価格

第二信託受益権の元本額の 100%

(4) 購入申込の期限及び購入申込の方法

購入申込は、2025 年 5 月 26 日までの間に、Nikko と受益権売買契約を締結する方法により行われます。

(5) 購入価格の支払日及び支払方法

第二信託受益権の購入価格は、決済日に、Nikko に対し、受益権売買契約に定める方法により支払われます。

(6) 販売手数料

第二信託受益権の購入者の支払う販売手数料は無償とします。

(7) 取得の申込みの勧誘の方法

第二信託受益権の取得の申込みの勧誘は、その取得勧誘に係る第二信託受益権の保有者が 499 名未満となるように行われます。

2. 第二信託 ABL の貸付の実行方法に関する事項

(1) 貸付の期限及び貸付の方法

貸付申込は、2025 年 5 月 26 日に、第二信託 ABL 貸付人及び借入人である第二信託受託者との間で、第二信託 ABL 契約を締結する方法により行われます。

(2) 第二信託 ABL の実行日及び実行方法

第二信託 ABL は、第二信託貸付実行日である 2025 年 5 月 28 日の第二信託 ABL 契約に定める時間までに、第二信託 ABL 契約に定める貸付額を、回収金口座に入金することにより行われます。なお、送金手数料は第二信託 ABL 貸付人の負担となります。

III. 第二信託受益権及び第二信託 ABL に関する事項

1. 配当及び利息の交付日

(1) 交付日

第二信託受益権及び第二信託 ABL の配当及び利息の支払は、第二信託交付日に行われます。第二信託交付日は、初回を 2025 年 6 月 30 日とし、以降、毎月 28 日及び第二信託終了日とします。但し、当該日が営業日ではない場合、交付は翌営業日になされるものとします。

(2) 予定される配当率／利率

年率 0.99%

(3) 配当及び利息の計算

各第二信託交付日において支払われるべき第二信託受益権に係る配当及び第二信託 ABL に係る利息は、以下及び下記「第二部（信託財産に関する情報）、I（信託財産の概要）、4.（信託財産の管理）、(2)（管理、運用及び信託財産の処分）、(d)（信託財産中の金銭の管理）、(iii)（信託期間中の信託財産の分配）、B.（第二信託）」並びに第二信託 ABL の条件に従い、関連する利息計算期間の初日における各第二信託の信託受益者の第二信託受益権元本残高及び各第二信託 ABL 貸付人の第二信託 ABL 元本残高に応じて、支払われるものとされています。

各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して支払われる配当及び利息の額は、関連する利息計算期間の初日における各第二信託の信託受益者の第二信託受益権元本残高及び各第二信託 ABL 貸付人の第二信託 ABL 元本残高に適用利率を乗じ、各利息計算期間につき、1 年を 360 日（各暦月の実日数に関係なく、30 日間の月が 12 ヶ月あるものとみなして計算する。）として日割計算される金額（除算は計算の最後に行い、1 円未満の端数は切り捨て）とされています。初回の利息計算期間に関して支払われる配当及び利息の額を計算する場合においては、利息計算期間とは、第二信託貸付実行日（同日を含まない。）から、初回の第二信託交付日（同日を含む。）までの期間をいうものとされています。①初回又は最終回の利息計算期間が暦月 1 ヶ月より長い場合は、当該暦月 1 ヶ月を 30 日とみなし、その上で当該超過日を 30 日に加算して計算します。また、②初回又は最終回の利息計算期間が暦月 1 ヶ月より短い場合は、当該暦月 1 ヶ月を 30 日とみなし、その上で当該不足日を 30 日から控除して計算します。

第二信託の信託財産内における現金の不足により、第二信託交付日において第二信託の信託受益者に対する配当及び第二信託 ABL の利息の全部又は一部の弁済ができない場合には、かかる第二信託の信託受益者に対する未払配当及び第二信託 ABL の未払利息は、第二信託契約及び第二信託 ABL 契約の規定に従い、次の第二信託交付日に繰り延べられます。

2. 第二信託受益権の償還及び第二信託 ABL の返済

(1) 償還日及び返済日

リボルビング期間の満了後、上記「1.(1)交付日」に定める交付日と同一の日

(2) 第二信託受益権の償還及び第二信託 ABL の返済

リボルビング期間において、第二信託受益権及び第二信託 ABL の元本は償還又は返済されません。リボルビング期間の満了後、第二信託受益権及び第二信託 ABL の各元本の償還額及び返済額の合計額は、各信託計算期間に関し第一信託受託者から第二信託受託者に支払われる貸付債権の元本の弁済額から未払の公租公課、信託費用、第二信託受益権に対する配当及び第二信託 ABL に対する利息等を控除した額であり、各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対し、以下及び下記「第二部（信託財産に関する情報）、I（信託財産の概要）、4.（信託財産の管理）、(2)（管理、運用及び信託財産の処

分)、(d)(信託財産中の金銭の管理)、(iii)(信託期間中の信託財産の分配)、B.(第二信託)」並びに第二信託 ABL の条件に従い第二信託受益権及び第二信託 ABL の元本が、第二信託交付日に、関連する利息計算期間の初日における各第二信託の信託受益者の第二信託受益権元本残高及び各第二信託 ABL 貸付人の第二信託 ABL 元本残高に応じて、償還及び返済されます。

各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して支払われるべき第二信託受益権に係る元本の償還金額及び第二信託 ABL に係る元本の返済金額は、各信託計算期間に関し第一信託受託者から第二信託受託者に支払われる貸付債権の元本の弁済額を、関連する利息計算期間の初日における各第二信託の信託受益者の第二信託受益権元本残高及び各第二信託 ABL 貸付人の第二信託 ABL 元本残高に基づき、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の間において按分比例にて分割した金額とし、1 円未満の端数は切り捨てるものとされています。

各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して支払われるべき元本金額の計算の結果 1 円未満の金額が生じた場合、かかる端数額は合算し、次の第二信託交付日まで回収金口座に留保されます。

リボルビング期間において、第一信託 ABL に係る元本は返済されません。リボルビング期間の満了後、かつ早期償還事由の発生までは、第一信託 ABL に係る元本は、交付可能金額の範囲内で、かつ下記「第二部(信託財産に関する情報)、I(信託財産の概要)、4.(信託財産の管理)、(2)(管理、運用及び信託財産の処分)、(d)(信託財産中の金銭の管理)、(iii)(信託期間中の信託財産の分配)、A.(第一信託)」及び第一信託 ABL 契約の規定に従い、第二信託受託者に対し、第一信託 ABL に係る元本の返済として、各第一信託交付日において、ABL 支払元本額が支払われます。

早期償還事由の発生後においては、第一信託 ABL に係る元本は、交付可能金額の範囲内で、かつ、下記「第二部(信託財産に関する情報)、I(信託財産の概要)、4.(信託財産の管理)、(2)(管理、運用及び信託財産の処分)、(d)(信託財産中の金銭の管理)、(iii)(信託期間中の信託財産の分配)、A.(第一信託)」及び第一信託 ABL 契約の規定に従い、第二信託受益権の元本の全額及び第二信託 ABL の元本の全額に満つるまでの返済がなされます。

(3) 最終償還/返済期日

2033年11月における第二信託交付日

(4) 予想償還額及び返済額並びに予想加重平均残存年限

第一信託の信託財産から回収される回収金は、期限前弁済及び自動車ローン債権の延滞の毎月の発生状況に応じ、必ずしも当初予想された金額とならない可能性があります。第二信託受益権及び第二信託 ABL に関して、各第二信託交付日における実際の元本償還及び返済額は、かかる回収金の状況により変化する可能性があります、その結果、償還及び返済額、償還期間及び返済期間並びに加重平均残存年限が当初の予想と異なる場合があります。以下の前提

に基づく、第二信託受益権及び第二信託 ABL の償還額及び返済額、償還期間及び返済期間並びに加重平均残存年限の予想は、以下のとおりです。

前提：

- (i) 損失又は延滞が発生しないこと。
- (ii) 年率換算した期限前弁済率が 15%であり、クリーンアップコールが行使され、早期償還事由が発生しないこと。

実際の償還及び返済は、以下の償還/返済シナリオとは大きく異なる可能性がありますので、ご留意下さい。

予想償還/返済額		
期限前弁済率 15%、総損失/延滞 0%、クリーンアップコール行使、早期償還事由不発生		
加重平均残存年限 (WAL)：		2.48 年
期間 (年月)	月末残存元本金額 (円)	償還/返済額 (円)
2025 年 05 月	70,000,000,000	
2025 年 06 月	70,000,000,000	-
2025 年 07 月	70,000,000,000	-
2025 年 08 月	70,000,000,000	-
2025 年 09 月	70,000,000,000	-
2025 年 10 月	70,000,000,000	-
2025 年 11 月	70,000,000,000	-
2025 年 12 月	70,000,000,000	-
2026 年 01 月	70,000,000,000	-
2026 年 02 月	70,000,000,000	-
2026 年 03 月	70,000,000,000	-
2026 年 04 月	70,000,000,000	-
2026 年 05 月	70,000,000,000	-
2026 年 06 月	67,564,866,091	2,435,133,909
2026 年 07 月	64,981,368,724	2,583,497,367
2026 年 08 月	62,335,319,361	2,646,049,363
2026 年 09 月	59,972,764,779	2,362,554,582
2026 年 10 月	57,766,322,281	2,206,442,498
2026 年 11 月	55,418,111,288	2,348,210,993

2026 年 12 月	53,294,788,511	2,123,322,777
2027 年 01 月	51,052,053,247	2,242,735,264
2027 年 02 月	48,739,847,456	2,312,205,791
2027 年 03 月	46,746,056,901	1,993,790,555
2027 年 04 月	44,733,250,263	2,012,806,638
2027 年 05 月	42,579,991,654	2,153,258,609
2027 年 06 月	40,669,782,540	1,910,209,114
2027 年 07 月	38,741,993,593	1,927,788,947
2027 年 08 月	36,676,332,479	2,065,661,114
2027 年 09 月	34,739,028,634	1,937,303,845
2027 年 10 月	32,844,044,224	1,894,984,410
2027 年 11 月	30,828,253,359	2,015,790,865
2027 年 12 月	29,107,906,163	1,720,347,196
2028 年 01 月	27,217,734,879	1,890,171,284
2028 年 02 月	25,250,358,058	1,967,376,821
2028 年 03 月	23,670,653,445	1,579,704,613
2028 年 04 月	22,049,062,452	1,621,590,993
2028 年 05 月	20,249,478,741	1,799,583,711
2028 年 06 月	19,038,818,318	1,210,660,423
2028 年 07 月	17,793,860,084	1,244,958,234
2028 年 08 月	16,478,447,954	1,315,412,130
2028 年 09 月	15,333,647,735	1,144,800,219
2028 年 10 月	14,232,153,137	1,101,494,598
2028 年 11 月	13,101,227,988	1,130,925,149
2028 年 12 月	12,085,453,338	1,015,774,650
2029 年 01 月	10,974,761,088	1,110,692,250
2029 年 02 月	9,894,733,046	1,080,028,042
2029 年 03 月	9,000,890,493	893,842,553
2029 年 04 月	8,092,861,540	908,028,953
2029 年 05 月	7,103,739,791	989,121,749
2029 年 06 月	6,316,106,711	787,633,080
2029 年 07 月	0	6,316,106,711

(5) 加重平均残存年限

以下の第二信託受益権及び第二信託 ABL の加重平均残存年限（WAL）は、第二信託受益権の発行日及び第二信託 ABL の第二信託貸付実行日から、当該第二信託受益権の購入者及び第二信託 ABL 貸付人に対する当該第二信託受益権及び第二信託 ABL の元本が償還又は返済される日までの経過平均期間（1 年を 360 日とし、各暦月の実日数に関係なく、1 ヶ月を 30 日とみなして計算するものとします。）を示したものです（なお、総損失又は延滞が発生しないことを前提としています。）。かかる第二信託受益権及び第二信託 ABL の

加重平均残存年限は、とりわけ自動車ローン債権の期日弁済、期限前弁済又は清算による返済の割合により影響されます。

加重平均残存年限

総損失/延滞 0%、クリーンアップコール行使、早期償還事由不発生

期限前弁済率	第二信託受益権又は第二信託 ABL		
	加重平均残存年限	初回元本弁済年月	満期日年月
9%	2.62 年	2026 年 6 月	2029 年 9 月
11%	2.57 年	2026 年 6 月	2029 年 8 月
13%	2.53 年	2026 年 6 月	2029 年 8 月
15%	2.48 年	2026 年 6 月	2029 年 7 月
17%	2.44 年	2026 年 6 月	2029 年 6 月
19%	2.39 年	2026 年 6 月	2029 年 5 月
21%	2.35 年	2026 年 6 月	2029 年 4 月

*総損失率及び延滞率が 0%であり、クリーンアップコールが行使され、早期償還事由が発生しないことを前提としています。

*上記の数値は当初抽出基準日におけるプールカットに基づくものです。

3. 第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するその他の事項

(1) 譲渡の制限

第二信託受益権の保有者及び第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受託者の事前の書面による承諾なくして、第二信託受益権及び第二信託 ABL の分割、譲渡、質入れ、又はその他の担保権の設定をすることができません。第二信託受託者は、下記(2)の要件が満たされている場合には、第二信託受益権の譲渡にかかる承諾を不合理に拒否、保留又は遅延しないものとします。

(2) 譲渡の方法

第二信託受益権の保有者及び第二信託 ABL 貸付人が、第二信託受益権又は第二信託 ABL を譲渡する場合には、かかる者（以下本 3.（第二信託受益権及び第二信託 ABL に関するその他の事項）において「譲渡人」といいます。）は、(i)第二信託受託者に対し、当該譲渡の譲渡予定日から 7 営業日前までに、譲受人の商号、住所等及び譲渡予定日を通知し（但し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正を含む。）第 4 条に基づき第二信託受託者において譲受人に関する取引時確認が必要とされる場合、譲渡人は、第二信託受託者が当該譲渡前に上記取引時確認を完了させることができる期間内に、かかる確認に必要な情報を第二信託

受託者に通知するものとします。）、(ii)第二信託受託者による上記取引時確認の完了を条件として、第二信託受託者に対し、譲受人との連名で、当該譲渡の譲渡予定日から3営業日前までに、(x)大要第二信託契約に添付する様式の第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書（以下「**第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書**」といいます。）、又は(y)大要第二信託 ABL 契約に添付する様式の第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書（以下「**第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書**」といいます。）を提出し、(iii)その譲受人に、(x)第二信託受益権の譲渡の場合には譲受人をして一定の表明及び保証を行わせ、(a)第二信託の信託受益者の義務の引き受け及び第二信託受益権に対する制限（第二信託契約に基づく倒産手続不申立ての遵守事項を含みますが、これらに限られません。）並びに(b)下記(5) (c)（第二信託の信託受益者の制限及び誓約）及び第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書に規定される取決めにに関する合意に関する遵守事項に同意させる必要があります、(y)第二信託 ABL の譲渡の場合には譲受人をして一定の表明及び保証を行わせ、譲渡人の貸付人としての義務の引受け及び第二信託 ABL 契約に基づく第二信託貸付債権に対する制限（第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書に規定される、第二信託 ABL 契約に基づく倒産手続不申立ての遵守事項を含みますが、これらに限られません。）に係る遵守事項に同意させる必要があります。但し、第二信託受益権の譲渡が、第二信託当初受益者から譲受人に対してなされる場合には、上記(i)及び(ii)に規定される通知及び書類の提出に関して要求される期限については適用されません。第二信託受益権の譲渡の場合、第二信託受託者は、第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書に承諾印を押印し、第二信託受託者が、承諾印の押印された第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書に確定日付を付するものとします。第二信託 ABL の譲渡の場合、第二信託受託者は、第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書に承諾印を押印し、譲受人又は譲渡人が、承諾印の押印された第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書に確定日付を付するものとします。但し、第二信託受託者は、以下の場合、第二信託受益権及び第二信託 ABL の譲渡を承認しません。

- (a) 当該譲渡の予定日が、報告日の直後の営業日から第二信託交付日までの期間に該当するとき。
- (b) 上記(2)(iii)項に定める譲受人の同意に関する文書を受領していないとき。
- (c) 譲受人が、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者と関係を有し、これに関与し、又は反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいずれかに該当し、又は反社会的行為を行う者であるとき。
- (d) 譲受人が(i)米国人（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に係るレギュレーション S にて定義されます。）、(ii)アメリカ合衆国居住者、又は(iii)上記(i)若しくは(ii)に規定される者の計算で又はかかる者の代理として行動している者であるとき。
- (e) 譲受人が金融商品取引法第2条第31項に定義される特定投資家でないとき。

- (f) 譲受人が外国会社の場合、下記(i)及び(ii)の条件を充足せず又は下記(iii)に規定する書面を第二信託受託者に交付しないとき。
- (g) 第二信託受益権の譲渡の場合、第二信託受益権の譲渡の結果、第二信託の信託受益者の総数が 499 を超え、又は、第二信託受益権の単位の総数が 499 を超えるとき。
- (h) 第二信託 ABL の譲渡の場合、譲受人による第二 ABL 契約に基づく義務の履行が適用法令等に違反、抵触する場合又は譲受人による第二 ABL 契約に基づく義務の履行に必要な政府当局による承諾、許可、授権等を取得していない又はこれらの承諾等が無効若しくは停止されているとき、又は
- (i) 第二信託 ABL の譲渡の場合、第二信託 ABL の譲渡の結果、第二信託 ABL の価額が 1 億円未満になるとき。

上記(f)記載の譲受人が外国会社の場合については、(i)その外国会社が日本に支店を有しており、(ii)当該支店は日本の源泉徴収税の適用を免除されるものであると第二信託受託者が認め、かつ、(iii)当該外国会社が、(x)第二信託受託者及びその他必要と認められる者に現在有効な源泉徴収の免除証明書を提示し、その写しを提出すること及び(y)現在の源泉徴収の免除証明書の有効期間が満了する場合には、第二信託受託者の満足する形式及び内容で、第二信託受託者及びその他必要と認められる者に新たな源泉徴収の免除証明書を提示し、その写しを提出することの合意を含む書面を第二信託受託者に交付しない限り、第二信託受託者は、当該譲渡の承認をしないことにつき、譲渡人は同意するものとします。かかる源泉徴収免除証明書の有効期間の満了若しくは源泉徴収免除証明書を無効にするその他の事由又はその他の理由により第二信託受託者又は第二信託の信託財産が損害を被った場合、譲渡人又は第二信託受益権若しくは第二信託 ABL を購入する外国会社は、第二信託受託者又は第二信託の信託財産に対し、直ちにかかる損害を賠償するものとします。

(3) 第二信託 ABL の無断譲渡

第二信託 ABL 契約第 17.1 条乃至第 17.3 条に違反し又は義務を怠った第二信託貸付債権の譲渡（以下「無断譲渡」といい、無断譲渡に係る譲渡人を「無断譲渡人」、無断譲渡に係る譲受人を「無断譲受人」といい、無断譲渡に係る譲渡対象債権を「無断譲渡債権」といいます。）が行われた場合、第二信託受託者は、無断譲渡人が民法第 466 条第 3 項に基づく無断譲渡債権の弁済受領権限を有する限り、以下に定める取扱いその他無断譲渡人が引き続き無断譲渡債権に係る債権者であることを前提とした取扱いを行えば足り、それにより生じたいかなる損害等についても一切の責任を負わないものとします。

- (a) 第二信託受託者は、無断譲受人を第二信託貸付債権に係る債権者として取り扱うために必要な追加的な事務手続を行うことを要しないものとする。

- (b) 第二信託受託者は、無断譲渡人を無断譲渡債権の債権者として取り扱うことができるものとする。この場合、無断譲渡債権に係る元本及び利息の支払は、無断譲渡人に対して行うものとする。

無断譲渡人及び無断譲受人は、無断譲渡に起因する紛争について自らの費用と責任により処理するものとし、第二信託受託者、他の貸付人（無断譲受人を除く。）及び他の信託受益者が無断譲渡に起因して損害等を被った場合には、無断譲渡人がかかる損害等を補償するものとします。

(4) 手数料及び費用

第二信託受益権又は第二信託 ABL の譲渡に関連して発生する費用は、譲受人及び譲渡人が連帯して負担するものとします。

(5) 第二信託の信託受益者の制限及び誓約

- (a) 第二信託の信託受益者は、第二信託受託者に対し、信託法第 38 条第 1 項の規定により文書を閲覧し、又は謄写することを請求できません。但し、当該文書の閲覧又は謄写が、信託法第 37 条第 2 項に規定される第二信託の信託財産の状況に関する開示資料の作成に必要な情報、第二信託に関する重要な情報、又は第二信託の信託受益者以外の者の利益を害するおそれのない他の情報に関連する場合は、この限りではありません。第二信託当初受益者としての第二信託委託者は、上記に同意しています。
- (b) 信託法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第二信託の信託受益者は、第二信託受託者に対し、信託法第 39 条第 1 項各号に規定される事項について、開示することを請求できません。
- (c) 各第二信託の信託受益者は、以下の権利を行使しないことにつき同意します。
 - (i) 信託法第 58 条第 1 項に基づく受託者の解任の申立権。
 - (ii) 信託法第 150 条第 1 項に基づく第二信託の変更を命ずる裁判の申立権。
 - (iii) 信託法第 165 条第 1 項に基づく第二信託の終了を命ずる裁判の申立権。
- (d) 第二信託の信託受益者は、第二信託開始日に開始し、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人が第二信託受益権及び第二信託 ABL に基づいて支払われるべき全ての資金を受領した日から 1 年と 1 日が経過するまでの間、第二信託の信託財産に関して、日本法若しくは外国法に基づき、いかなる管轄地においても、破産の手續若しくは他の類似の倒産手續の開始の申立てをし、若しくは第三者をしてかかる申立てをさせ、又は第三者による申立てに参加若しくは同意する権限を有しないものとします。第二信託の信託受益者は、第二信託受託者の固有財産及び第二

信託の信託財産以外の信託の財産に対して、差押、仮差押その他の強制執行手続又は保全命令の申立てを行わないものとします。但し、(i)本(d)第二文は、第二信託受託者の故意又は過失により第二信託の信託受益者に損失又は損害が生じた場合における、第二信託受託者の固有財産に対するそれらの申立てに関しては適用されず、また、(ii)本(d)の定めは、第二信託契約の定めに従って第二信託受託者が責任を負う場合には、適用されないものとします。

(6) 第二信託 ABL 貸付人の制限及び誓約

第二信託 ABL 契約において、第二信託受託者が第二信託 ABL 貸付人に対して負担する債務（第二信託受託者の故意又は過失の結果発生した債務は除きます。）に関して、第二信託 ABL 貸付人は、第二信託の信託財産以外の第二信託受託者の固有財産又は信託財産を引当てとすることはできません。第二信託 ABL 契約に基づき第二信託受託者が第二信託 ABL 貸付人に対して負担する債務（第二信託受託者の故意又は過失の結果発生した債務は除きます。）が、第二信託の信託財産によって完済されない場合には、第二信託 ABL 貸付人は残額に係る債権を全て放棄したものとみなされます。

第二信託 ABL 契約において、第二信託受託者が第二信託 ABL 貸付人に対して負担する債務（第二信託受託者の固有財産に関し、第二信託受託者の故意又は過失の結果発生した債務は除きます。）に関して、第二信託 ABL 貸付人は、第二信託の信託財産以外の第二信託受託者の固有財産及び信託財産に対して、差押、仮差押その他の強制執行手続又は保全命令の申立てを行わないものとします。

第二信託 ABL 貸付人は、第二信託貸付実行日から、第二信託貸付人が第二信託 ABL に基づいて支払われるべき全ての資金の返済を受領した日から 1 年と 1 日が経過するまでの間、第二信託の信託財産に関して、日本法若しくは外国法に基づき、いかなる管轄地においても、破産若しくは他の類似の倒産手続の開始の申立てをし、若しくは第三者にかかる申立てをさせ、又は第三者による申立てに参加若しくは同意する権限を有しないものとします。

第二信託契約及び第二信託 ABL 契約において、各第二信託 ABL 貸付人及び第二信託受託者は、第二信託 ABL 契約に基づく当該第二信託 ABL 貸付人の第二信託受託者に対する全ての債権は、第二信託の信託財産の破産手続において、破産法第 99 条第 2 項に従い約定劣後破産債権となることを確認します。

4. 第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に重大な影響を及ぼし得る要因

第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払は、第二信託の信託財産からの支払に左右され、第二信託の信託財産からの支払は、第一信託から第二信託への支払に依拠します。

- (a) 自動車ローン債権の回収金が第二信託受益権及び第二信託 ABL の元本の償還・返済及び収益配当・利息の支払に必要な額を下回るリスク

第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払は第一信託の信託財産を構成する自動車ローン債権の回収状況に影響されるため、自動車ローン債権の損失及び遅滞額によっては、予定された第二信託受益権及び第二信託 ABL の収益配当及び利息の支払、並びに元本償還又は元本返済に必要な額に不足が生じることがあり、さらに、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払は自動車ローン債権及び金銭によって構成される第一信託の信託財産からのみなされるため、第二信託受益権の保有者及び第二信託 ABL 貸付人は、当該第一信託の信託財産の総額が第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に必要な額に不足することとなった場合には損失を被ることがあります。

但し、自動車ローン債権に係る債務の支払は、MBF 及び保証人の間の保証契約（以下「**保証契約**」といいます。）に従って保証人によって保証されています。債務者が、自動車ローン債権に係る支払を怠った場合又は自動車ローン契約に定める期限の利益を喪失した場合、保証人は保証契約に従って保証債務を履行するものとされています。しかしながら、(i)自動車ローン契約が販売店、又は販売店と債務者との共同の詐欺により締結され、かつ、契約締結時において保証人がその事実を過失なく知らないとき、(ii)割賦販売法に定める債務者の MBF に主張しうる抗弁が成立し、当該抗弁に係る事由が解消しないことにより、MBF から集金業務の委託を受けた保証人の債務者に対する請求が不能又は著しく困難となると、(iii) MBF と債務者との間で保証人の承諾なく自動車ローン債権の内容に変更を加えたとき、(iv)その他、MBF 又は販売店の責に帰すべき理由により立替払債権に係る債務の支払が履行されないと認められるときは、保証契約に基づき、保証人は、保証債務を免れるものとされています。

上記記載のリスクは、第一信託契約における優先劣後構造を含む、第二信託受益権及び第二信託 ABL のために施される信用補完措置の限度で緩和されています。

(b) 自動車ローン債権が全額期限前返済されるリスク

上記(a)記載のとおり、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払は、第一信託の信託財産を構成する自動車ローン債権の回収状況に影響されます。自動車ローン契約においては、債務者は期限前返済手数料を支払うことによって期限前返済を行うことができる旨が規定されています。債務者が期限前返済を行った場合の回収金の金額は、自動車ローン債権の未払元本残高と MBF が当該期限前返済金を受領した回収期間に対応する利息の合計額であるとみなされるため、期限前返済のタイミング及び金額によっては、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

上記記載のリスクは、第一信託契約における優先劣後構造を含む、第二信託受益権及び第二信託 ABL のために施される信用補完措置の限度で緩和されています。

(c) 第一信託委託者としての MBF の倒産手続に関するリスク

自動車ローン債権について：

第一信託契約に基づく、MBF から第一信託受託者への自動車ローン債権の信託に関して、MBF の破産、民事再生、会社更生又はその他の倒産手続（以下総称して「**倒産手続**」といいます。）において、裁判所又は管財人が、(i)第一信託受託者の自動車ローン債権に対する権利が担保権であると判断し、又は(ii)自動車ローン債権は破産財団又は再生債務者若しくは更生会社としての MBF に帰属していると判断することにより、第二信託受託者による第一信託 ABL に係る回収が関連する倒産手続に服するリスクがあります。しかしながら、以下の理由により上記リスクは低いものと考えられます。

- (i) MBF 及び第一信託受託者は自動車ローン債権の担保目的ではない真正な信託を意図しており、第一信託契約の各条項によれば第一信託委託者と第一信託受託者が第一信託譲渡を担保目的を有しない真正な譲渡として行う意図が明らかであると考えられること。また、第一信託委託者の取締役会において第一信託譲渡はかかる意図に基づくものとして承認されていること。
- (ii) MBF は、サービシング契約に基づくサービサーとして第一信託受託者に信託譲渡された自動車ローン債権についての権利義務を有すること並びに追加優先受益権及び劣後受益権を保有することを除き、第一信託契約において、自動車ローン債権について何ら権限を有しません。
- (iii) MBF は、第一信託契約において、第一信託契約に規定される一定の限定的な場合を除いて、自動車ローン債権を第一信託受託者から買戻し、又は交付を要求する権利を有さず、第一信託契約に規定される一定の限定的な場合を除いて、自動車ローン債権を第一信託受託者から買い戻す義務を負いません。第一信託契約において、第一信託受託者は、第一信託契約に規定される一定の限定的な場合を除いて、MBF に対して信託された自動車ローン債権の買戻しを要求し又は当該自動車ローン債権をもって代物弁済を行うように要求する権利を有しておらず、また、MBF からの買戻しの要求に応じる義務を負っていません。
- (iv) MBF は、第一信託受託者からサービシング契約に基づくサービサーとして合理的なサービシングフィーを受領し、また、追加優先受益権に係る優先受益者及び劣後受益者として一定の条件のもとで、追加優先受益権の元本を受領し、劣後受益権の元本及び配当を受領します。しかしながら、かかる権利を除き、MBF は第一信託受託者に信託された自動車ローン債権の回収金又はその投資からの収益に対し何ら権利を有しません。

- (v) MBF が信託期間中劣後受益権を保有すること及びダウングレードトリガー発生時に第一信託受託者に対する追加の自動車ローン債権又は現金の信託が行われることは、第一信託 ABL 貸付人としての第二信託受託者に対し、また結果として、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して信用補完の機能を果たすものですが、当該信用補完の水準は、格付機関から取得した格付及び債権プールの属性等を勘案して信用補完に必要な水準として合理的に算出された適正な割合を大幅に超えるものではなく、自動車ローン債権に係るリスクの大半は第一信託受託者に移転しており、第一信託委託者の下には限定されたリスクしか残存していないと評価できるため、担保目的を有しないという第一信託譲渡の法的性格を損なう水準には至っていないと考えられます。また、リボルビング期間において追加自動車ローン債権の追加信託が行われる可能性があります、当該追加信託は信用補完を目的として行われるものではないため、担保目的を有しないという第一信託譲渡の法的性格を損なうものではないと考えられます。
- (vi) 第一信託契約に基づく MBF から第一信託受託者への自動車ローン債権の信託については、動産・債権譲渡特例法に基づき、債務者を除く第三者に対する対抗要件が具備されます。
- (vii) MBF は、第一信託受託者に対し、信託された自動車ローン債権の弁済期における債務者の信用を担保する責任を負いません。従って、当該自動車ローン債権について当初の想定を超えて延滞又は不履行が生じた場合における損失は、第一信託 ABL 貸付人たる第二信託受託者ひいては第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人により負担され、MBF は第一信託受託者及び第二信託受託者ひいては第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対し当該損失を補償しません。

保証人による保証について：

保証契約に基づき MBF は保証人に対して保証料を支払うものとされており、保証料の支払と保証人の債務の履行は対価的な牽連関係にあると解される可能性があります。その結果、MBF につき倒産手続が開始された場合、MBF の管財人は、破産法第 53 条、民事再生法第 49 条及び会社更生法第 61 条（以上の法律を総称して「**倒産法**」といいます。）に基づき、保証契約を双方未履行の双務契約として解除により終了させる権利を有します。MBF の管財人が倒産法に基づく解除権を行使した場合、自動車ローン債権は、以後保証人による保証を受けません。その結果、自動車ローン債権に基づく支払が債務者からの支払にのみ依拠することとなるリスクがあります。

- (d) サービサーとしての MBF の倒産手続に関するリスク

回収金の送金について：

自動車ローン債権のサービシングは、自動車ローン債権の当初の保有者である MBF によって行われます。MBF に倒産手続が開始された場合、MBF によ

る自動車ローン債権の回収が一時的に停止され、又は回収金が MBF の一般財産に混入する可能性があります。その結果、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利益の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

しかしながら、上記リスクは、第一信託契約における優先劣後構造の他、下記のとおり一定の事由が生じた場合にサービシング契約を解除することができることにより緩和されていると考えられます。

サービサー交代事由について：

「第二部（信託財産に関する情報）、II（信託財産を構成する資産の概要）、2.（信託財産を構成する資産の組成及び回収）、(5) サービサー交代事由」に記載のとおり、第一信託契約及びサービシング契約において、(i)サービサー交代事由が生じた場合、第一信託受託者は直ちに MBF に対するサービシングの委託を解除により終了することができ、(ii)その場合、第一信託受託者自身又はその他の第三者がサービサーとしての MBF を承継する旨規定しています。かかるサービシングの委託の解除及び承継がなされた場合、その限りにおいて、サービサーの倒産手続の開始に関連する上記のリスクは減少します。しかし、サービサー交代事由には、サービサーによる倒産手続開始の申立てが含まれており、かかる倒産手続開始の申立てを原因として契約が解除により終了する旨の規定（以下「**解除条項**」といいます。）については、双方未履行の双務契約について、破産法第 53 条、民事再生法第 49 条及び会社更生法第 61 条が管財人又は再生債務者に付与した履行又は解除の選択権を侵害するとして、裁判所によって無効とされるリスクがあります。解除条項が裁判所によって無効とされた場合、MBF に対するサービシングの委託を終了することができず、第一信託受託者又は第一信託受託者によって指名される第三者へのサービシング業務の承継ができなくなり、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

(e) 第一信託受託者及び第二信託受託者の倒産手続に関連するリスク

第一信託受託者及び第二信託受託者（以下総称して「**受託者**」といいます。）に倒産手続が開始した場合でも、信託法第 25 条により、信託財産中の自動車ローン債権及び現金は、受託者の破産財団、再生債務者又は更生会社としての受託者の財産に含まれません。但し、受託者が信託法に基づく自己の財産と信託財産の分別管理義務に違反し、信託財産の特定が困難となった場合、法的には信託財産に属する財産が厳密に特定されず、受託者に属するものとして扱われるというリスクがあります。また、債務者が受託者に対して有する債権をもって自動車ローン債権と相殺することに関しては、当該債務者が、当該自動車ローン債権が受託者の固有財産ではなく信託財産に属することを知らず、かつ、知らなかったにつき過失なかった場合等に、信託法第 22 条第 1 項但書の適用により、その有効性が認められる可能性があります。

受託者は、信託事業を主要な事業とする者として、第一信託契約及び第二信託契約に基づく信託財産の維持、管理及び運用を行うものであるため、かかる受託者が分別管理義務に違反するリスクは一定程度限定的であると考えられます。しかしながら、受託者に倒産手続が開始した場合、信託業務が暫定的に停止される可能性があり、適時の第二信託受益権の収益配当及び元本償還並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

(f) 保証人としての JACCS 及び Orico の倒産手続に関するリスク

自動車ローン債権の支払債務は、保証人としての JACCS 又は Orico により保証されています。債務者が支払を遅延し、又は自動車ローン債権が不履行となった場合、保証人は保証契約に基づいてその債務を履行する義務を負います。いずれかの保証人に倒産手続が開始された場合、かかる保証人が保証する自動車ローン債権に基づく支払は債務者からの支払にのみ依拠することになります。保証契約に基づく支払については、上記(a)（自動車ローン債権の回収金が第二信託受益権及び第二信託 ABL の元本の償還・返済及び収益配当・利息の支払に必要な額を下回るリスク）をご参照下さい。

(g) サブ・サービサーとしての JACCS 及び Orico の倒産手続に関するリスク

JACCS 及び Orico は、各業務委託契約に基づき、債務者の信用分析、債務者との交渉、債務者からの割賦金の回収及び回収した金銭の MBF への引き渡し、自動車ローン契約書の保管、債務者のデータ保管、並びにその他の関連するサービスなどの自動車ローン債権に係るサービスの大部分を提供することを約しています。また、JACCS は、第一信託受託者、MBF 及び JACCS 間で締結されるサブ・サービシング契約に基づき、また、Orico は、第一信託受託者、MBF 及び Orico 間で締結されるサブ・サービシング契約に基づき各々 MBF 及び第一信託受託者から委任を受けたサブ・サービサーとして、MBF 及び JACCS 間並びに MBF 及び Orico 間で締結されている各業務委託契約において MBF に対し現在提供しているのと同様のサービスを履行することを受任します。JACCS 又は Orico につき倒産手続が開始された場合、当該サブ・サービサーによる自動車ローン債権の回収及び当該サブ・サービサーによって提供されるその他のサービスが一時的に停止され、又は、サービサーの不履行時に当該サブ・サービサーに期待された役割が実現されず、これらの結果、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

いずれかのサブ・サービサーにサブ・サービサー交代事由が発生した場合、第一信託受託者は、サブ・サービシング契約に基づき、直ちに当該サブ・サービサーに対するサービシングの委託を終了させ、第一信託契約に基づきサブ・サービサー交代事由が発生していない他のサブ・サービサー又は他の事業体を任命することができます。サブ・サービサー交代事由はサブ・サービサーの倒産手続の開始の申立てを含みます。解除条項に関するリスクについては、上記(d)（サービサーとしての MBF の倒産手続に関するリスク）をご参照下さい。

(h) 表明及び保証への依拠に関連するリスク

第一信託契約は、MBF による第一信託受託者及び第二信託受託者の利益のための表明及び保証を含んでいます。これらの表明及び保証は、関連する抽出基準日において、自動車ローン債権及び自動車ローン契約が適格基準を満たしていることを含んでいます。第一信託受託者及び第一信託 ABL 貸付人は、かかる表明及び保証の遵守及び正確性を調査、探査又は確認する義務を負っておらず、また、それらは予定されていません。かかる表明及び保証のうち一定の事項が、それらがなされた時点において、重要な点に関して虚偽又は不正確であった場合には、MBF は、第一信託契約に基づき、第一信託受託者に対して通知を行った上で、全ての又は関連する自動車ローン債権を買い戻す義務を負うことになります。かかる買い戻しは、第一信託受託者に対する通知がなされた日又は第一信託委託者からの通知を第一信託受託者が受領した日の直後の送金日になされます。MBF がこれを履行する能力は、かかる買い戻しのための資金力に依拠するものであり、MBF の支払能力による影響を受けます。さらに、当該表明及び保証がなされた時点において客観的には重要な点に関し虚偽又は不正確であったにもかかわらず、第一信託受託者に対して当該虚偽又は不正確な表明及び保証が通知されない場合には、当該自動車ローン債権が、事実上、買い戻しの対象とならない可能性があります。したがって、虚偽又は不正確な表明及び保証が重要なものであるかが合理的に決定されない場合、第一信託の信託財産に悪影響を及ぼすことがあります。

(i) 自動車ローン債権の信託譲渡に係る債務者対抗要件が具備されていないことに関連するリスク

第一信託契約は、第一信託委託者が、信託開始日又は各追加信託日以降において、動産・債権譲渡特例法に従い、自動車ローン債権の信託譲渡の登記を行う旨を規定しています。動産・債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記は、第三者に対する対抗要件のみを具備する法的効果を有し、自動車ローン債権の譲渡に係る第一信託受託者の債務者に対する対抗要件の具備は、第一信託契約においては、当初は留保されています。したがって、第一信託受託者は、自己に移転した自動車ローン債権に関する権利について、債務者に対する対抗要件を具備することなく債務者に請求することはできません。MBF に倒産手続が開始された場合には、債務者対抗要件が留保されていることにより第一信託受託者による回収が悪影響を受けることがあります。もっとも、MBF に倒産手続が開始された場合、第一信託受託者は MBF に対するサービシングの委託を直ちに解除することができ、この場合、第一信託契約及びサービシング契約において、第一信託受託者に対する自動車ローン債権の信託譲渡に係る債務者対抗要件が、遅滞なく具備されるよう、第一信託受託者が MBF に代わって債務者に対する通知を行うことができるものとされています。

また、第一信託受託者が自動車ローン債権の信託設定による譲り受けについて債務者に対する対抗要件を具備する以前に債務者が取得した MBF に対する債権をもって、債務者が当該自動車ローン債権と相殺したような場合には、第一信託受託者はその相殺の効力を争うことができないこととなりま

す。もっとも、MBF は、第一信託契約において自動車ローン債権に関し、関連する抽出基準日において、自動車ローン債権が債務者による相殺の抗弁の対象となっていないことを第一信託受託者、第一信託 ABL 貸付人及び（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は）第二信託受託者に対し表明し、保証しており、また、信託契約の期間中、自動車ローン債権が適格基準の充足を欠くに至るような行為（債務者が自動車ローン契約に係る期限の到来した支払に関してサービサー又は第一信託受託者のいずれかに対して抗弁権又は抗弁権の原因を有するに至る行為を含むが、これらに限られない。）を行わないことを約束しており、かかる表明・保証及び約束により、その限度において、上記のような債務者による相殺が行われるリスクは軽減されているものと考えられます。

(j) 購入自動車の登録に関連するリスク

債務者がディーラーから購入自動車を購入する場合には、自動車ローン契約、業務委託契約及びディーラー契約に従い、MBF がディーラーに対して購入自動車の購入代金を当該債務者のために全額立替払いします。購入自動車の登録所有権は当初ディーラーが保有しますが、MBF のディーラーに対する購入自動車の購入代金の支払により、債務者が自動車ローン契約に基づく全ての支払を MBF に対して行うまでは、購入自動車に係る実質的な所有権は MBF に移転します。債務者が、自動車ローン契約に基づく支払を履行せず、JACCS 又は Orico が保証人として MBF に対して支払を行った場合、保証に基づく債務の全ての履行により、購入自動車の実質的な所有権は MBF から JACCS 又は Orico に移転し、JACCS 又は Orico の債務者に対する債権が完済その他の事由により消滅するまで、JACCS 又は Orico がかかる実質的所有権を保有することになります。業務委託契約に従い、購入自動車の登録所有者には、通常は、JACCS、Orico 又はディーラーとなり、例外的な場合に、MBF になることとなります。

第一信託契約に従い、自動車ローン債権が第一信託受託者に対して信託譲渡されたときには、MBF の有する購入自動車の実質的所有権も、自動車ローン債権の支払の担保として第一信託受託者に移転します。第一信託受託者は、その場合においても購入自動車の登録所有者として記録されることはありませんが、購入自動車の登録所有者の支払不能事由又はサービサー交代事由が生じた場合に、第一信託受託者から請求された場合には、MBF は、購入自動車を第一信託受託者又は第一信託受託者が指定する第三者の名義により登録するために必要な手続を行います。

2010 年 6 月 4 日の最高裁判決（平成 21 年（受）第 284 号自動車引渡請求事件）（以下「**2010 年判決**」といいます。）では、自動車ローンを提供していたクレジット会社が、債務者の倒産手続の開始後に、ディーラー名で登録されていた自動車の返還及び所有権の取得を請求することは認められませんでした。クレジット会社が当該自動車の登録所有者でなかったことがその理由となっています。2010 年判決が適用されると、上記購入自動車の債務者の倒産手続が開始された場合において、第一信託受託者が別除権の行使により購入自動車の登録所有権の移転を請求することが認められないおそれがあります。

もっとも、2017年1月13日の大阪地裁判決（平成28年（ワ）第1965号否認権行使請求事件）（以下「**2017年判決**」といいます。）は、信販会社が立替払いによる法定代位により販売会社から原債権及び担保権（留保所有権）を取得した場合には、信販会社は車輛の登録名義なく留保所有権を別除権として行使することができるかと判断しました。2010年判決との違いは、2017年判決の場合には、約款の規定として「被告（信販会社）が販売会社に立替払を行った場合、民法の規定に基づき、被告（信販会社）は当然に販売会社に代位」する旨の規定があることが認定されており、信販会社が行使する留保所有権は、販売会社のもとで設定され、信販会社はそれに代位する形で行使するという点が明確にされている点があります。そして、法定代位の場合には、対抗要件を具備することなく権利を主張することができることから、2017年判決においては、車輛の登録名義なく留保所有権を主張できると判断されたものと考えられます。2017年判決が本件に適用された場合には、上記購入自動車の債務者の倒産手続が開始された場合においても、別除権の行使により、第一信託受託者がディーラー名で登録されている購入自動車の登録所有権の移転を請求することが認められることとなります。また、本件では留保所有権を第一信託受託者に移転させているものの、格付機関からの格付取得にあたっては、貸倒自動車債権の購入自動車からの回収は織り込んでおらず、上記リスクを考慮した信用補完水準が設定されています。

- (k) 第二信託受益権又は第二信託 ABL のセカンダリー市場が確立されていないことに関連するリスク

第二信託受益権又は第二信託 ABL のセカンダリー市場は確立されていないため、第二信託受益権又は第二信託 ABL の流動性は保証されていません。したがって、第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受益権又は第二信託 ABL を適時に売却することができない可能性があり、かかる制限により売却価格に悪影響が及び、さらには、売却が阻害される可能性があります。その結果、第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人は、投資コストをそれらの売却によって回収することができず、第二信託受益権又は第二信託 ABL の元本の全額が償還又は返済がなされない場合には、損失が発生する可能性があります。さらに、第二信託受益権又は第二信託 ABL の信用格付が格付機関によって格下げされる場合にも、売却価格は影響を受けるものと考えられます。また、第二信託受益権又は第二信託 ABL は元本償還又は返済のタイミングに関連するリスクがあるため、第二信託受益権又は第二信託 ABL が額面額以外の価格で購入された場合には、投資収益は結果として当初期待されていた収益と異なる可能性があり、元本額を回収できない可能性があります。

- (l) 債務者からの抗弁（割賦販売法に基づく抗弁を含みます。）その他の主張に関連するリスク

自動車ローン債権は、債務者からその支払に関して主張される様々な抗弁のリスクを含んでいます。かかる抗弁は、(i) 自然人たる債務者の権利能力、意思能力又は行為能力の否定、(ii) 自動車ローン契約締結の際の意思表示の瑕疵（錯誤や詐欺等）の主張、(iii) 割賦販売法に定める申込の撤回の主張、(iv) 消

費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。その後の改正を含みます。）に定める無効、取消事由の主張、(v)購入自動車に契約内容に適合しない（以下「**契約不適合**」といいます。）との主張等、合理性の有無を問わず、様々なものが考えられます。また、自動車ローン契約と、債務者とディーラーとの間の売買契約は別個独立の契約であるものの、自動車ローン契約と当該売買契約の間には、一定の関連性があることから、ディーラーの売買契約上の義務の履行又は履行能力に対する不満・不安といった事由が自動車ローン債権に係る支払を拒絶する理由として（その合理性の有無はともかくとして）主張されるおそれがあります。なお、自動車ローン債権については、割賦販売法が適用され、(i)債務者に対して、購入自動車の引渡しが行われていない場合、(ii)購入自動車に契約不適合が存在する場合、(iii)見本・カタログ等と現物が異なる場合、(iv)購入自動車の販売条件である役務が提供されていない場合、(v)その他購入自動車の販売について、ディーラーに対して生じている事由が存在する場合には、割賦販売法上、債務者の自動車ローン債権の支払の拒絶が認められる可能性があります。

債務者によるかかる支払の拒絶が一定の割合以上で発生する場合、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託受益権の元本償還及び収益配当、並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

この点に関し、債務者が自動車ローン債権に係る支払を怠った場合又は自動車ローン契約に定める期限の利益を喪失した場合には、保証人が保証債務を履行することになりますが、保証契約に基づき、保証人は一定の場合には保証債務を免除されます。かかる場合には MBF は、第一信託契約に基づき、かかる債務者に関する自動車ローン債権を買い戻さなければなりません。

かかるリスクについては、上記のとおり、保証人による支払又は自動車ローン債権の交付が行われる限度において、緩和されています。

(m) ディーラーに関連するリスク（欺罔リスクを含みます。）

割賦販売法上、ディーラーの倒産等を原因として購入自動車の未納等の契約上の義務の不履行が生じた場合や、ディーラーがクレジットの名義冒用などの不正行為を行った場合には、上記(I)（債務者からの抗弁（割賦販売法に基づく抗弁を含みます。）その他の主張に関連するリスク）に記載のとおり、債務者の自動車ローン債権の受託者に対する支払の拒絶が認められる可能性があります。ディーラーの不正行為により債務者の支払拒絶が生じた場合には、保証契約に基づき、保証人は保証債務を免除されます。

債務者によるかかる支払の拒絶が一定の割合以上で発生する場合、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがあります。

もつとも、上記リスクは、上記(I)（債務者からの抗弁（割賦販売法に基づく抗弁を含みます。）その他の主張に関連するリスク）に記載のとおり、割賦販売法に基づく支払の拒絶が生じた場合に MBF はかかる債務者に関する自動車ローン債権の買戻しを義務付けられますので、それが履行されている限度において、緩和されています。

(n) （信託口座の）銀行口座に関連するリスク

第一信託受託者は、自動車ローン債権に係る回収金を信託管理口座において管理し、一定の基準を満たす適格金融機関において運用するものとされており、第二信託受託者は、第二信託に属する現金を、一定の基準を満たす適格金融機関にある回収金口座内において管理するものとされています。従って、第一信託及び第二信託の信託財産に属する金銭の保管及び管理に関しては、これらの各口座が開設されている金融機関の信用状況その他の運用先の信用状況に関するリスクがあります。

もつとも、上記リスクは、第一信託受託者又は第二信託受託者が口座を開設している銀行が適格金融機関でなくなった場合には、第一信託受託者又は第二信託受託者は、第一信託契約又は第二信託契約に規定されている条件に従い、新たな信託管理口座を他の適格金融機関に開設し、従来の信託管理口座に保管されていた金銭を新しい信託管理口座に移転する義務を負っており、かかる義務が適時に履行される限度において、緩和されています。

(o) 自動車ローン債権の二重譲渡に関するリスク（劣後譲受人のクレジットリスクを含みます。）

自動車ローン債権につき、(i)第一信託契約に基づく信託譲渡につき第三者対抗要件を具備する前に、MBF により第一信託受託者以外の第三者への譲渡及び当該譲渡についての対抗要件（債務者対抗要件及び／又は第三者対抗要件）の具備がなされるおそれ、及び(ii)第一信託契約に基づく信託譲渡につき第一信託受託者が第三者対抗要件を具備した後に、MBF が第一信託契約に違反して MBF により第一信託受託者以外の第三者への譲渡及び当該譲渡についての債務者対抗要件の具備を行うおそれがあります。これらのうち、(i)については、MBF の表明保証違反を構成し、MBF は、かかる違反により第一信託の信託財産、第二信託の信託受益者、第二信託 ABL 貸付人又は第一信託受託者に生じた一切の損害、損失、費用を補償する義務を負い、(ii)については、MBF の誓約事項違反を構成し、MBF は、当該二重譲渡の対象となった自動車ローン債権を買い戻す義務を負うものとされています。しかし、MBF がかかる補償義務や買戻義務を遵守しない場合には、(i)の場合であれば、第一信託受託者は、当該二重譲渡に係る譲受人（以下「**第三者譲受人**」といいます。）に劣後する譲受人となって、自動車ローン債権の譲受けを当該第三者譲受人に対抗できないこととなる結果、当該信託の信託財産に欠損を生じることとなり、第二信託受益権の元本の償還及び収益の配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に重大な悪影響を及ぼすリスクが生じます。

(ii)の場合であれば、第二信託受託者は、当該第三者譲受人に対して自らが優先する譲受人であることを法的には対抗できるものの、当該二重譲渡につき債務者対抗要件が先行して具備されてしまう結果、当該第三者譲受人が受託者に先行して債務者からの回収を行うことが考えられます。

その場合、第一信託受託者は、当該第三者譲受人に対する不当に回収された金銭の引渡請求を通じて、本来第一信託の信託財産に帰属すべき金銭の回復を図る必要が生じますが、当該第三者がかかる引渡請求に直ちに応じない場合、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託受益権の元本の償還及び収益の配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすリスクがあります。

(p) 信託財産が予期しない債務の引当てとなるリスク

第一信託の信託財産が第一信託 ABL 又は関連する取引文書に基づいて想定されるその他の債務以外の債務の引当てとされることにより、又は第二信託の信託財産が第二信託受益権、第二信託 ABL 又はその他の第二信託契約又は第二信託 ABL 契約に基づいて想定されるその他の債務に関係のない債務の引当てとされることにより、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人が不測の損害を被るリスクがあります。

(q) 信託財産に係る破産リスク

破産法第 10 章の 2 の規定により、第一信託又は第二信託の信託財産につき破産手続が開始された場合、第一信託 ABL の元利金の弁済、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元利金の弁済等は、当該第一信託又は第二信託の破産手続において、破産法の規定に従ってなされることになるため、第二信託受益権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすリスクがあります。

この点につき、第一信託契約、第一信託 ABL 契約、サービシング契約、第二信託契約及び第二信託 ABL 契約を含む関連する取引文書において、関連する当事者（信託債権に係る債権者としての第一信託委託者、第一信託における劣後受益者及びサービサー、第一信託受託者、第一信託 ABL 貸付人、信託債権に係る債権者としての第二信託委託者、第二信託の信託受益者、第二信託受託者、第二信託 ABL 貸付人（但し、第一信託受託者及び第二信託受託者については、信託の受託者としての善管注意義務の観点から許容される場合に限られます。）を含みますが、これに限られません。）は、信託開始日から第一信託との関係では第一信託 ABL 契約に基づいて支払われるべき全ての金員の支払が、第二信託との関係では第二信託受益権及び第二信託 ABL 契約に基づき支払われるべき全ての金員の支払がそれぞれ完了してから 1 年と 1 日が経過するまでの間、信託財産につき破産手続又はその他の日本若しくは外国法に基づく類似する手続につき、いかなる管轄地においても、その開始の申立てを行わず、第三者をして行わせず若しくは参加させず、又は第三者によるこれらの行為に同意しない旨を合意（かかる合意を本 4.（第二信託受益

権の元本償還及び収益配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に重大な影響を及ぼし得る要因) において以下「倒産不申立特約」といいます。) しており、かかるリスクについては、上記の限度において、緩和されています。

(r) 否認又は詐害行為取消に係るリスク

MBF に倒産手続が開始された場合、第一信託契約に基づく MBF から第一信託受託者に対する自動車ローン債権の信託譲渡が管財人若しくは監督委員又は MBF の債権者により、否認又は詐害行為若しくは詐害信託であるとして取消請求される可能性があります。

加えて、第二信託委託者に関する倒産手続が開始された場合、第二信託契約に基づく第二信託委託者による第二信託受託者に対する貸付債権の信託譲渡が管財人若しくは監督委員又は第二信託に係る委託者の債権者により、否認又は詐害行為若しくは詐害信託であるとして取消される可能性があります。

しかしながら、第一信託契約では、第一信託委託者としての MBF は、また、第二信託契約では、第二信託委託者は、第一信託又は第二信託の各信託開始日において、支払不能の状態にないこと、第一信託委託者又は各第二信託委託者に係る倒産事由は生じていないこと、第一信託受託者に対する自動車ローン債権の信託譲渡又は第二信託受託者に対する貸付債権の信託譲渡に関して詐害又は違法な意図を有しないこと等を表明及び保証しており、かかるリスクは上記の限度において緩和されています。

(s) MBF による自動車ローン債権の買戻しの不履行によるリスク

MBF は、第一信託委託者として、自らが行った一定の表明及び保証事項につき、当該表明及び保証がなされた時点において、重要な点において虚偽又は不正確が存する場合、又は MBF が一定の義務の誓約事項に違反した場合、残存する全ての又は関連する自動車ローン債権を買い戻す義務を負担しています。しかしながら、MBF に倒産手続が開始された場合、MBF による自動車ローン債権の買戻しが確保されない可能性があります。かかる場合には、第一信託の信託財産、ひいては、第二信託の信託財産が減少する可能性があり、結果として、第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人に損失が生じる可能性があります。

上記のリスクは、第二信託受益権及び第二信託 ABL の保有者のための信用補完（第一信託契約に基づく劣後受益権による信用補完を含みます。）が確保されている限りにおいて、緩和されています。また、報告日において、前回収期間中に貸倒自動車ローン債権が存することが報告されている場合には、第一信託受託者は、第一信託契約の条項に従い、かかる貸倒自動車ローン債権を劣後受益者としての MBF に対して、直後に到来する第一信託交付日において、劣後受益権元本残高に満つるまで、劣後受益権の償還として現状有姿交付することができます。

(t) 法令、税制等の変更リスク

法制の変更により自動車ローン債権の管理又は回収の事務負担や費用が増大し、サービサー又はサブ・サービサーによる自動車ローン債権の回収状況、第一信託 ABL の元本返済及び利息の支払、並びに第二信託受益権の元本償還及び収益の配当並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を与える可能性があります。

また、税制の変更により自動車ローン債権の弁済金、第一信託 ABL の貸付債権の元本返済及び利息の支払、第二信託受益権の収益の配当及び元本償還、又は第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払について新たな課税が行われた場合その他、法制又は税制の変更が、一般に第二信託受益権の収益の配当及び元本償還並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

この点については、税務事由が生じた場合、第一信託委託者としての MBF は、第一信託契約に従い、全ての残存する自動車ローン債権を買い戻す権利を有しますが、義務付けられてはいません。MBF によりかかる買戻権が行使された場合には、その限りにおいて、上記のリスクは緩和されます。

- (u) 第二信託受益権及び第二信託 ABL が倒産手続等において同順位として取扱われないリスク

第二信託契約上、第二信託受益権の収益配当及び第二信託 ABL の利息の支払は同順位で行われ、また、第二信託受益権の元本償還及び第二信託 ABL の元本返済は同順位で行われ、第二信託に係る信託財産に帰属する原資がこれらの支払に不足する場合には、第二信託受益権の元本残高及び第二信託 ABL の元本残高の割合に応じて按分して支払が行われることが規定されています。一方、信託法第 101 条は、受益債権は、信託債権に後れると規定しています。そのため、とりわけ第二信託の清算時において、上記の第二信託受益権に係る受益債権と第二信託 ABL 契約に基づく債権を同順位として取り扱うことを企図する第二信託契約の規定にもかかわらず、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に充当するための十分な資金が第二信託の信託財産に存在しない場合に、信託債権たる第二信託 ABL に係る元利金を優先的に弁済することが要求される可能性があります。そのような取扱いがなされる場合には、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払に悪影響が生じる可能性があります。

また、第二信託に係る信託財産について破産手続が開始した場合、第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人は破産手続の中で元本償還及び収益配当の支払又は元本返済及び利息の支払を受けることになりますが、破産法第 244 条の 7 第 2 項は、信託財産に破産手続開始の決定があったときは、信託債権は、受益債権に優先すると規定しています。そのため、第二信託の信託財産の破産手続において、第二信託受益権に係る受益債権と第二信託 ABL を同順位として取り扱うことを企図する第二信託契約の規定にもかかわらず、信託債権たる第二信託 ABL に係る元利金債権が優先的に弁済される可能性があ

り、そのような取扱いがなされる場合には、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払に悪影響が生じる可能性があります。

上記のリスクを緩和するため、第二信託契約及び第二信託 ABL 契約において、倒産不申立特約が規定されています（但し、第二信託受託者については、信託の受託者としての善管注意義務の観点から許容される場合に限られます。）。また、第二信託 ABL 契約においては、第二信託 ABL 貸付人及び第二信託受託者は、当該第二信託 ABL 貸付人の第二信託受託者に対して有する債権は、第二信託の信託財産の倒産手続において、破産法第 99 条第 2 項に基づく約定劣後破産債権とされる旨が確認されています。

(v) 受託者による競合取引に係るリスク

信託法第 32 条第 1 項は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが受益者の利益に反するものを、固有財産又は受託者の利害関係人の計算で行うこと（以下「**競合取引**」といいます。）を制限していますが、第一信託契約及び第二信託契約においては、信託法第 32 条第 2 項第 1 号に従い、両受託者が一定の競合取引を行うことを許容する旨の定めを設けていることから、受託者がかかる競合取引を行うことにより、第一信託及び第二信託の信託財産に帰属し得たはずの利益が信託財産ではなく第一信託受託者又は第二信託受託者に帰属し、第一信託又は第二信託の信託財産が減少することがあり、その結果、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかし、第一信託受託者及び第二信託受託者は、善管注意義務を含む、各信託契約に規定された義務に違反しない範囲内でのみ、かかる競合取引を行うことが許容されており、この限りで上記のリスクは緩和されています。

(w) 受託者による利益相反取引に係るリスク

信託業法第 29 条第 2 項は、受託者が自己又はその利害関係人と信託財産との間における取引を行うことを制限しています。もっとも、第一信託契約においては、第一信託受託者は、信託財産を第一信託受託者の利害関係人たる金融機関を相手方とする預金に運用することができるものとされています。また、第一信託契約では、第一信託受託者が第一信託の信託財産を換価処分する場合には、当該財産を公正な市場価格にて第三者に対して売却するものとされていますが、当該第三者には、当該第一信託受託者の利害関係人を含むものとされています。第一信託受託者がかかる取引を行う場合、利益相反状況が生じ、第一信託の信託財産又は第二信託の信託財産が損失を被り、ひいては、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に影響を及ぼす可能性があります。

しかし、これらの第一信託契約の定めに基づく第一信託受託者の利害関係人との利益相反取引は、信託業法施行規則第 41 条第 3 項第 2 号ニに基づき、同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常

の取引の条件と比べて、信託受益者に不利でない条件で行うものに限り許容されており、この限りでそのリスクは緩和されています。

(x) 割賦販売法に基づく自動車ローン契約の取消又は撤回のリスク

自動車ローン債権に関し、ディーラーの倒産その他これに類する理由を原因として購入自動車の未納等の自動車ローン契約上の義務の不履行が生じた場合、ディーラーがクレジットの名義冒用などの不正行為を行った場合には、割賦販売法上、債務者の受託者に対する当該自動車ローン債権の支払拒絶が認められる可能性があります。また、ディーラーが、訪問販売の方法により、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等を締結し、又は訪問販売、電話勧誘販売若しくは特定連鎖販売個人契約等の方法による自動車ローン契約の締結について勧誘する際に、重要な事実について不実告知等をしていった場合、割賦販売法に基づき、自動車ローン契約（特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 74 号）施行前に締結された自動車ローン契約及び同法施行前に MBF が受けた申込みに係る自動車ローン契約で同法施行後に締結されたものを除きます。）が取消又は撤回される可能性があります。保証契約においては、保証人は、債務者による支払の拒絶がディーラーの不履行に起因する場合には、保証義務を免除されるものとされています。かかる取消又は撤回が一定以上の割合で発生した場合には、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、自動車ローン債権に係る自動車ローン契約が訪問販売、電話勧誘販売又は特定連鎖販売個人契約等の方法による自動車ローン契約に係るものである場合において、上記の理由により自動車ローン債権に係る自動車ローン契約の取消又は撤回がなされた場合、債務者の受託者に対する既払金返還請求が認められる可能性があります。かかる既払金の返還請求が一定以上の割合で発生した場合、第一信託の信託財産、ひいては第二信託の信託財産が減少し、その結果として、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

保証契約においては、保証人は、ディーラーの責に帰すべき理由により自動車ローン債権に係る債務の支払が履行されないと認められる場合には、一般に保証義務を免除されるものとされています。

かかるリスクについては、第一信託委託者としての MBF が信託財産たる自動車ローン債権に関して、(i)関連する自動車ローン契約の締結に際して又はそれ以前において、債務者に対して、関連するディーラー又はその従業員により、詐欺又は不実の表明がなされておらず、また、ディーラーは、当該債務者が日本法に基づき消費者として扱われる場合、債務者に対する購入自動車の販売に関し適用あるあらゆる消費者保護立法を遵守していること、(ii)自動車ローン契約が、あらゆる日本法の要件を遵守し、及び、不利な請求、紛争、相殺、反訴請求又はその他一切の抗弁の対象となっておらず、自動車ローン債権の支払は何ら相殺又は控除の対象となることなく行われるものであるこ

と、並びに(iii)自動車ローン債権に係る自動車ローン契約が特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。その後の改正を含みます。）第 9 条第 1 項に規定される契約に該当せず、割賦販売法第 8 条第 1 号イ又はロの規定する連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約に該当しないことを表明及び保証しているという限度において、緩和されています。さらに、上記記載の第一信託委託者としての MBF による表明及び保証にかかわらず、かかる支払拒絶が割賦販売法に基づき発生した場合、MBF は、第(m)号（債務者からの抗弁（割賦販売法に基づく抗弁を含みます。）その他の主張に関連するリスク）に記載のとおり、第一信託契約に基づき、当該債務者に関する自動車ローン債権を買い戻す義務があります。

(y) 登録個別信用購入あっせん業者の登録の取消に関するリスク

MBF は、割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に基づき、登録個別信用購入あっせん業者として登録されていますが、MBF が割賦販売法に規定される一定の取消事由に該当した場合には、当該登録が日本の経済産業大臣により取消される可能性があります。仮に、当該登録が取消された場合、MBF は、登録個別信用購入あっせん業者としての業務に従事することはできなくなります。なお、割賦販売法第 35 条の 3 の 34 において、MBF が登録個別信用購入あっせん業者としての登録を喪失した場合には、ディーラーは、MBF との個別信用購入あっせんに係る契約を将来に向かって解除することができるものとされています。かかる場合、ダウングレードトリガー発生時における追加債権信託が困難となり、その結果として、第二信託受益権の元本償還及び収益配当の支払並びに第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼす可能性があります。

(z) 第一信託受託者及び第二信託受託者の辞任に関するリスク

第一信託契約においては第一信託受託者が、また第二信託契約においては第二信託受託者が、日本での受託業務遂行の中止を決定した場合には、第一信託受託者及び第二信託受託者は、その第一信託受託者たる地位又は第二信託受託者たる地位を辞任できるとされています。したがって、第一信託又は第二信託は、日本での受託業務遂行の中止という受託者の一方的な決定によって終了するリスクがあります。

(aa) 適格投資に関するリスク

第一信託契約において、第一信託受託者は、第一信託の信託財産に含まれる金員を適格投資により運用できるとされています。適格投資には投資リスクがあります。適格投資は、適格投資に係る債務者の倒産又は適格投資に関与する金融機関の倒産によって、回収が不可能となるおそれがあります。この場合、本件の取引当事者は、これに伴う損失又は利益の不足について何らの責任を負いません。もともと、上記の信用リスクは、投資の際に各適格投資が所定の格付の基準を満たさなければならないとされていることにより、緩和されています。

(bb) 証券化商品の資本賦課枠組みの見直しに関するリスク

銀行法第 14 条の 2 により、銀行は、業務の健全な運営に資するため、その経営の健全性を判断するための一定の基準を遵守しなければならない、同条第 1 号に基づき、「銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準」、即ち自己資本比率規制として、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号、その後の改正を含みます。）が定められています。また、銀行持株会社、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、最終指定親会社、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合等、漁業協同組合等、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫についても、同様の規制が及んでいます。かかる規制に関して、2019 年 3 月 31 日付で施行された自己資本比率告示等の改正により、証券化商品に係る資本賦課枠組みが見直されるとともに、簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い（STC 要件）等が導入されています（なお、かかる改正には、オリジネーターが一定割合以上の証券化エクスポージャーを保有していることを確認できない場合に、原則として、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが 3 倍になるという趣旨の改正も含まれています。）。今後の自己資本比率告示等の改正により証券化商品に係る信用リスク・アセットの額が増加する場合には、銀行、銀行持株会社、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、最終指定親会社、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合等、漁業協同組合等、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫による第二信託受益権又は第二信託 ABL の購入意欲を低減させる要因となることにより、第二信託受益権又は第二信託 ABL の流動性及び売却価格に悪影響が生じる可能性があります。

MBF は信託期間を通じて劣後受益者として劣後受益権を保有しており、受益者は、第一信託契約において受益権の譲渡、分割、信託（自己信託を含む。）、又は質権その他の担保権の設定を禁止されています。また、MBF は劣後受益権の一部又は全部について、信用リスクをヘッジする方法その他の方法により、実質的に信用リスクを負担していない状態としないことを誓約しています。但し、MBF が上記の実質的な信用リスクを負担していない状態としない旨の誓約に違反したとしても、MBF は買い戻し等を行う義務を負うものではなく、かかる違反が生じた場合の MBF の義務は、当該違反を是正するように努め、また、関係者と誠実に協議することとなります。また、第一信託受託者、リードアレンジャーその他の関係当事者は、MBF による信用リスクの負担について表明又は保証を行うものではなく、責任を負担しません。第二信託受益権の購入又は第二信託 ABL の貸付けに際しては、第二信託受益権又は第二信託 ABL のリスク・ウェイトの算出に与える影響について投資家自らご判断いただき投資を行っていただく必要があります。

(cc) 売却オプションに関するリスク

第一信託契約に基づき第一信託受託者に対して信託譲渡されるウェルカムプランに基づく自動車ローン債権に関しては、債務者に対して売却オプション、

すなわち、最終の割賦弁済金の支払方法として、ディーラーに対して購入自動車を売却し、調整金額（もしあれば）を支払うことができるオプションが付与されています。

債務者によるディーラーに対する購入自動車の売却の申出は、購入自動車の時価相当額を対価とするディーラーと債務者との間の購入自動車の再売買の予約の予約完結権の行使であると考えられ、また、かかる予約完結権の行使の結果、ディーラーが MBF（又は自動車ローン債権の譲受人たる第一信託受託者）に対して最終の割賦弁済金（債務者の自動車ローン債務）のうち時価相当額を第三者弁済する旨の、債務者のディーラーに対する支払委任を内容とする法律関係が成立すると考えられます。

ディーラーについて破産手続、再生手続又は更生手続が開始した場合、ディーラーの管財人又は再生債務者としてのディーラー（以下「**管財人等**」といいます。）は、当該再売買契約を双方未履行の双務契約として解除又は履行を選択することがあり得ます。

管財人等が再売買契約を解除した場合、債務者は売却オプションの行使による支払を行うことができなくなるため、第一信託受託者は引き続き債務者に対して最終の割賦弁済金の支払を請求することができると考えられます。他方で、管財人等が再売買契約につき履行を選択した場合においては、ディーラーと債務者との再売買契約は MBF（又は自動車ローン債権の譲受人たる第一信託受託者）に対する抗弁を構成しないと考えられ、ディーラーが購入自動車の時価相当額を第三者弁済するまでの間、MBF（又は自動車ローン債権の譲受人たる第一信託受託者）は、債務者に対して引き続き最終の割賦弁済金の支払を請求することができると考えられます。

(dd) Mercedes-Benz に係る規制に関するリスク

Mercedes-Benz Group AG 及びその子会社（以下「**Mercedes-Benz**」といいます。）は、ディーゼル車の排気ガスに係る様々な法令に関する当局からの情報提供要請、照会、検査、命令、法的措置及び／又は手続に継続的に服しています。

Mercedes-Benz の車輛のディーゼル排気ガスに関する世界中の様々な当局による活動は、以下に記載するとおり、その一部が続いています。かかる活動は、特に、試験結果、Mercedes-Benz のディーゼル車に使用される排気ガス管理システム、及び/又は Mercedes-Benz と関係当局とのやり取り、並びに関連する法的問題及び影響（適用のある環境法、消費者保護法及び独占禁止法の下での法的問題及び影響が含まれますが、これらに限られません。）に関係しています。

2020 年において、米国で、Mercedes-Benz Group AG 及び Mercedes-Benz USA, LLC (MBUSA) は、一定のディーゼル車の排気ガス管理システムに関する民事上及び環境規制上の請求について、複数の米国当局との間で和解のため合

意に至り、かかる合意は最終化され有効となりました。これらの合意の一部が履行されない場合、規定された罰則が発生する可能性があります。

2016 年、米国司法省（以下「DOJ」といいます。）は、Mercedes-Benz に対して内部調査を実施するよう要請しました。Mercedes-Benz は、DOJ の捜査に協力して内部調査を実施しました。2024 年 3 月、DOJ は、Mercedes-Benz に対して、入手できる情報に基づいて捜査を終了したことを通知しました。従って、DOJ が Mercedes-Benz に対して刑事告発を行うことはないと考えられます。また、米国の州規制当局は、現地の環境法及び消費者保護法に基づく調査を開始し、文書及び情報を要請しました。

カナダでは、環境規制当局である環境・気候変動カナダ（以下「ECCC」といいます。）が、ディーゼル車の排気ガスに関して、カナダ環境保護法（以下「カナダ環境保護法」といいます。）の潜在的な違反の疑い、排出ガス制御補助装置及びディフューズデバイスの潜在的な未開示の疑いに基づいて調査を行っています。Mercedes-Benz は捜査当局に協力しています。

ドイツでは、2018 年から 2024 年にかけて、ドイツ連邦自動運輸当局（以下「KBA」といいます。）は、特定の Mercedes-Benz 型ディーゼル車の EC 種類認可に関し、次々に補助的な命令を出し、リコールの義務付け、異なる技術的な是正措置及び一定の場合には当初の登録の停止を命じました。これらの場合のそれぞれにおいて、特定の機能に関する一定の適合が認められないディフューズデバイスに該当すると決定しました。Mercedes-Benz はこの問題に反対の法的意見を持っており、上記の KBA の行政命令及び決定に対して、適時に異議申立を行っています。KBA が異議を認めない限りにおいて、Mercedes-Benz は、管轄行政裁判所に訴訟を提起しています。このような異議や現在係争中の訴訟にかかわらず、Mercedes-Benz は引き続き KBA に全面的に協力しています。KBA によって要求された是正措置については、Mercedes-Benz によって開発され、KBA によって評価され、承認されました。また、必要なリコールが開始されました。コオペレーションエンジンに関する是正措置については、Mercedes-Benz は是正措置の開発を開始しています。一定の状況下においては、中古車、リース及びファイナンス事業に関しても、ソフトウェアのアップデートについて再承認を受ける必要があること、又は追加の引渡し及び登録の停止が命じられ、若しくは Mercedes-Benz により予防策として実施される可能性は否定できません。通常の市場の監督の文脈において、KBA は日常的に Mercedes-Benz の車輌についてさらに検査を行い、車輌の技術的要素について質問を行います。さらに、Mercedes-Benz は、ディーゼル車関連の排出物の分析を終結し、影響を受ける顧客の車輌の更新をさらに進めるために、関係当局との対話を続けています。

上記の当局に加え、様々な外国の当局、とりわけ、韓国環境省及び韓国競争当局（韓国公正取引委員会）は、ディーゼル車の排気ガスに関する様々な調査及び/又は手続を実施しています。これらの韓国の当局は、一定の決定を行い、Mercedes-Benz に対して制裁を科していますが、Mercedes-Benz はこれらについて上訴しています。また、様々な国の競争当局も調査を行っており、

ブラジル競争当局は、2024年7月、Mercedes-Benz及び複数の他の自動車メーカーに対して、競争手続を開始しました。

Mercedes-Benz は引き続き、関係当局及び機関に全面的に協力し続けています。しなしながら、引き続き継続中の手続及びプロセスに関して、Mercedes-Benz は、現時点でその結果について意見を表明することはできません。

このような協力にかかわらず、これまでの進展及び継続中の訴訟手続を考慮すると、世界における一以上の当局が、Mercedes-Benz 及び／又はその従業員について、さらなる調査・執行手続及び措置を行う可能性を否定できません。また、これらの当局が、Mercedes-Benz や Mercedes-Benz グループの他のブランド名の乗用車やバンが、一定の規制要件を充足していなかった、特に、認められないディフューズデバイスを搭載していたとの結論に至る可能性があります。同様に、当局が、一定の機能及び適合が不適切であった、及び／又は適切に開示されていなかったと判断する可能性もあります。Mercedes-Benz が、重大な追加の罰金、制裁、法的措置、訴訟の対象となる可能性を否定できません。さらに、新たな自動車のモデルを導入する又は既存の自動車を再認証するのに必要な規制上の承認を取得するのにさらなる遅延が生じる可能性があります。上記の事象の全部又は一部が発生した場合、評判の低下を含む重大な付随的な損害を被ることがあり得ます。また、技術的又は法的な問題に関するある政府当局による否定的な申立て又は認定により、他の当局又は原告がかかる申立て、決定又は認定を採用する可能性があります。従って、一つの手続における否定的な申立て、決定又は認定は、他の手続において悪影響を及ぼすリスクがあり、また、潜在的に新たな又は拡張された調査又は手続（訴訟を含みます。）に発展するリスクがあります。

また、Mercedes-Benz のこれらの手続における主張は、終結した手続及びその申立て、上記の情報提供要請、照会、調査、命令、法的措置及び／又は手続における好ましくない結果又は新事実により減殺されることがあり得ます。

本商品内容説明書の日付時点において、上記に述べた近時の情勢により信託された自動車ローン債権の支払に重大な悪影響を及ぼすという兆候はありません。しかしながら、Mercedes-Benz に関する上記に述べた情報提供要請、照会、調査、行政上の若しくは刑事上の命令、法的措置及び／又は手続、並びに将来における情報開示又は和解により、Mercedes-Benz の事業、又は究極的には信託された自動車ローン債権、及び／又は、第二信託受益権の元本償還及び収益配当、第二信託 ABL の元本返済及び利息の支払に悪影響を及ぼすことがないという保証はありません。

5. その他の事項

(1) 手取金の使途

第二信託当初受益者たる Nikko は、第二信託 ABL から第二信託受益権の償還を受け、また、第二信託受益権の購入者から、第二信託受益権の売却代金を受領します。Nikko は、かかる償還金及び売却代金を、第一信託受託者に対して貸し付け

る第一信託 ABL の金額に充当します。第一信託受託者は、第一信託 ABL の借入れによる手取金を、第一信託契約に基づく当初優先受益権の償還のために使用します。

第一信託契約に基づく当初優先受益権の受益者である MBF は、かかる償還金を受領し、かかる金員を事業資金として使用します。

第二部 信託財産に関する情報

I. 信託財産の概要

1. 信託財産に関する法制度の概要

民法、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）、信託法その他の法令並びに破産法、民事再生法及び会社更生法その他の適用ある倒産法令は、第一信託委託者、第一信託受託者、第二信託委託者及び第二信託受託者の権利及び義務に適用されます。金融商品取引法は、金融商品取引業者としての Nikko に対して適用されます。貸金業法は、第一信託 ABL における貸付人としての Nikko に適用されます。信託業法は、第一信託受託者及び第二信託受託者に対して適用されます。

金融商品取引法は、第二信託受益権の取得の申込みの勧誘につき適用されます。民法、会社法及び信託法は、私法上の信託受益権の有効性の判断に関して適用されます。さらに、信託業法は、受託者に対して適用されるため、第二信託受益権は、当該法による影響を受けます。

第一信託委託者から第一信託受託者への自動車ローン債権の信託については、かかる信託の後に、動産・債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記の方法により、第三者対抗要件が具備されます。サービサー交代事由又はサブ・サービサー交代事由が発生した場合には、第一信託委託者は、直ちに、自動車ローン債権の信託譲渡の通知を、サービサー交代事由が発生した場合には全ての債務者に対して、サブ・サービサー交代事由が発生した場合には、当該事由が発生したサブ・サービサーが再委託されていたサービシング業務の対象である債務者に対して、発送することにより、債務者対抗要件が具備されます。第一信託委託者がかかる通知を行わない場合には、第一信託受託者は、債務者に対して、かかる信託譲渡の通知を行うことができます。

第二信託委託者から第二信託受託者への貸付債権の信託譲渡については、民法に基づく、確定日付を付した、第一信託 ABL の借入人としての第一信託受託者からの承諾によって、債務者対抗要件及び第三者対抗要件が具備されます。Nikko による第一信託 ABL に係る貸付債権の信託譲渡に関して、第二信託委託者として、Nikko は、第二信託受託者に対する貸金業法第 24 条第 1 項に基づく通知及びその他の貸金業法に基づく必要な措置をとるものとし、また、第二信託受託者は、第一信託 ABL の借入人としての第一信託受託者に対する同法第 24 条第 2 項に基づく通知を行います。

第二信託受益権の譲受人に対する譲渡は、信託法に基づく、確定日付を付した第二信託受託者からの承諾により対抗要件が具備されます。

信託財産に属する財産については、信託法第 23 条第 1 項に従い、信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含みます。）に基づく場合を除き、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは

競売（担保権の実行として行うものを除きます。）又は国税滞納処分をすることができません。受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しません（信託法第 25 条）。

第二信託受益権は、信託法第 185 条に規定される受益証券発行信託の受益証券として発行される信託受益権ではありませんが、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号に基づき有価証券とみなされる信託受益権です。

2. 信託財産の基本的性格

第一信託の信託財産は、自動車ローン債権、信託された金銭、適格投資からの収益、第一信託受託者が当事者となる契約に基づく権利並びに信託法第 16 条において信託財産として規定されるその他の財産により構成されます。第一信託の主要な資産は、自動車ローン債権です。

第二信託の信託財産は、第一信託 ABL に基づく貸付債権からなります。第一信託 ABL の利息又は元本の支払は、第一信託受託者によって、第一信託の信託財産からなされます。

3. 信託財産の沿革

第一信託の主要な資産である当初自動車ローン債権は、信託開始日において、第一信託委託者によって信託されます。現金信託日において、第一信託委託者によって、金銭が第一信託受託者に対して信託されます。信託開始日以降、各追加信託日（リボルビング期間）において、又はダウングレードトリガーが発生した場合には、追加の自動車ローン債権又は金銭が第一信託委託者によって信託されます。信託開始日以降に第一信託の信託財産に属するその他の財産は、適格投資からの収益及び信託法第 16 条において信託財産として規定される財産です。

貸付債権は、第二信託の信託開始日である貸付実行日において、第二信託受託者に対して信託されます。第二信託においては、第二信託の信託開始日より後に行われる資産の信託譲渡は予定されていません。第二信託に関して信託法第 16 条において信託財産として規定される財産は、第二信託開始日より後に第二信託の信託財産となります。

4. 信託財産の管理

(1) 信託財産に関する関係法人

第一信託受託者は、第一信託契約に従って、第一信託の信託財産を管理、運用及び処分します。第一信託受託者は、その信託業務の一部を、サービスとしての第一信託委託者に対して委任します。サービスは、第一信託受託者から委任された信託業務の一部をサブ・サービスに委任します。

第二信託受託者は、第二信託契約に従って、第二信託の信託財産を管理します。

(2) 管理、運用及び信託財産の処分

(a) 第一信託契約に基づく信託財産の管理方法の概要

第一信託受託者は、第一信託受託者として、第一信託契約に規定される他の義務及びそれに関連する一切の業務に加え、次のものを行います。

- (i) 第一信託の信託財産を構成する自動車ローン債権の管理、回収及び処分。
- (ii) 第一信託契約に従った、第一信託の信託財産に含まれる金銭の運用。
- (iii) 第一信託の信託財産の保存、改良及び利用のための一切の行為。

次のものは、第一信託受託者により履行される業務の範囲に含まれません。

- (i) 第一信託受託者が、劣後受益者又はその代理人の指図、指示又は請求に厳格に従って何らかの行為を行う場合に、かかる指図、指示又は請求の合理性及びかかる指図、指示又は請求を実施することの結果について検討をすること。
- (ii) 第一信託受託者が弁護士、公認会計士、税理士若しくは他の専門職から助言を求め、又は第一信託受託者がかかる専門職のいずれかに信託業務（自動車ローン債権の回収に関してするものを除きます。）を委任する場合、当該助言について検討すること、又はかかる委任の監督、管理をすること。但し、第一信託受託者は、弁護士、公認会計士、税理士及び他の専門職の選定及び指名について責任を負います。
- (iii) 第一信託委託者並びに劣後受益者及びその代理人の一切の行為（但し、サービスとしての第一信託委託者の行為を除きます。）について管理及び監督をすること。

第一信託受託者は、劣後受益者としての第一信託委託者による指定に従い、第一信託委託者に対して、適用法令等により許容される限度において、第一信託契約に定める第一信託の管理及びこれに付随するその他一切の事項を委任します。かかる委任はサービシング契約に規定され、第一信託委託者は、当該契約に基づきサービスとして行動します。なお、第一信託契約とサービシング契約の間に不一致がある場合には、サービシング契約が優先されます。

サービスとしての第一信託委託者に委任される第一信託の管理は、以下の事項を対象とします（適用法令等で認められる範囲に限ります。）。

- (i) 適用法令等により認められる範囲内における自動車ローン債権の回収及び管理（回収金の受領、(i)自動車ローン債権又は(ii)当該自動車ローン債権に係る債務者から行われた抗弁に関して債務者と連絡及び協議を行うこと、及び適切な場合に、ディーラー契約に関してディーラーとの連絡及び協議を行うことを含みます。）。
- (ii) 自己の銀行口座から信託管理口座への回収金の振替。
- (iii) サービシング契約に従った、月次報告書の作成及び報告日における第一信託受託者への提出並びに格付機関及びその他の者に対するその写しの提出。
- (iv) サービシング契約に従った自動車ローン債権及び関連書類の保管及び保持。
- (v) 上記に付随するその他サービシング契約に基づく一切の事項。

第一信託受託者によってサービサー及びサブ・サービサーに対して委任される自動車ローン債権の管理その他の関連業務に関しては、下記「第二部（信託財産に関する情報）、II（信託財産を構成する資産の概要）、2.（信託財産を構成する資産の組成及び回収）」をご参照下さい。

(b) 第二信託契約に基づく信託財産の管理方法の概要

第二信託受託者は、第二信託受託者として、第二信託契約に規定される他の業務及びそれに関連する一切の業務に加え、次のものを行います。

- (i) 第二信託の信託財産を構成する貸付債権の管理。
- (ii) 第二信託の信託財産を維持するための一切の行為。

第二信託受託者は、第二信託の管理及びその他の偶発的な事項について、全ての適用法令等の許容する限りにおいて、第三者に委任することができます。

(c) 受託者の義務

(i) 第一信託受託者の義務

第一信託受託者は、第一信託契約に基づく第一信託受託者の信託業務を、受益者及び第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託後は、第二信託受託者）の利益のために忠実に、第一信託契約及び適用法令等に従って善良なる管理者の注意をもって行うものとされています。

第一信託受託者は、以下に規定する事項を含む、第一信託に関する信託事務を管理する過程において、第一信託受託者の受託者としての権限に基づいて行うことができる行為であり、当該行為を行わないことが受益者及び第一信

託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）の利益に反するものにつき、自己の財産又は利害関係人の計算において、第一信託の受益者及び第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）の利益に反せずかつ信託法及びその他の適用法令等において許容される範囲において、行うことができるものとされています。

(a) 債務者に対する金銭の貸付け

(b) 債務者からの債権（自動車ローン債権を除きます。）の回収

(c) 自動車ローン債権と類似する債権に関する信託の受託

(d) 自動車ローン債権と類似する債権の譲受及び処分

受益者は、第一信託契約をもって、第二信託契約に規定された第二信託受託者の権能、権限、債務及び義務は、受益者の利益に反しないことを確認します。

第一信託契約に別段の定めがある場合を除き、第一信託受託者は、信託法第 31 条第 3 項及び第 32 条第 3 項に基づく通知並びに受益者に対するその他の報告又は通知は行いません。但し、第一信託受託者が適用法令等に違反する場合、又は通知を行わないことが受益者に対し重大な損害を生ずるおそれがあると客観的に判断される場合は、この限りではありません。かかる場合には、第一信託受託者は、受益者及び第二信託受託者に対して、関連する通知を行うものとされています。

第一信託受託者は、理由の如何にかかわらず、信託業務を第一信託契約及び適用法令等に従って遂行する限り、受益者又は第一信託の信託財産に生じた損失又は損害に対して責任を負わないものとされています。但し、第一信託受託者が信託業法第 23 条に従い責任を負う場合はこの限りではありません。

第一信託契約に別段の定めがある場合を除き、第一信託契約に基づく第一信託受託者の責任は、第一信託の信託財産に限定され、いかなる状況においても、何人も、第一信託の信託財産以外の第一信託受託者の財産（第一信託受託者が受託者として行為する他の信託の財産を含みます。）に対して支払いを求めることはできないものとされています。但し、受益者、第一信託の信託財産又は第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）が、第一信託受託者の故意又は過失により、当該損失又は損害を被った場合には、第一信託受託者は、自己の固有財産から責任を負うものとされています。

第一信託受託者がその任務を怠ったことによって次の各号に掲げる場合に該当するに至ったとき、受益者及び第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）は、第一信託受託者に対し、当該各号に定める措置を請求することができるものとします。但し、第(b)号については、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復をするのに過分の

費用を要するとき、その他第一信託受託者に原状の回復をさせることを不適当とする特別の事情があるときはこの限りではないものとします。

(a) 信託財産に損失が生じた場合 当該損失のてん補

(b) 信託財産に変更が生じた場合 原状の回復

第一信託受託者は、適用法令等に基づき他の方法で行う場合を除き、第一信託契約に基づく公告を、日刊工業新聞に当該情報を掲載することにより行うものとされています。当該公告を行うべき時期は、適用法令等に従って決定されるものとされています。

第一信託受託者は、(i)反社会的勢力若しくは(ii)反社会的勢力関係者に該当せず、若しくは、子会社、取締役、役員若しくは従業員がこれらに該当することを許容しないこと、又は反社会的行為を行わず、若しくは第三者が第一信託受託者のためにこれを行うことを許容しないことを確約します。

第一信託受託者は、第一信託契約及びサービシング契約に定める第一信託委託者との取引の枠組みにおいて、第一信託受託者の従業員又は第三者による詐欺、横領、破産犯罪、競争法違反の犯罪、利益保証、贈賄、収賄又は他の買収関連の犯罪に起因する刑事責任を生ぜしめるおそれのあるいかなる行為（第三者による犯罪に起因する刑事責任を生ぜしめる行為については、第一信託受託者の従業員が、当該第三者が当該犯罪を行うことを予め認識していた場合に限り。）も行いません。また、第一信託受託者は、第一信託受託者自身及び第一信託委託者との取引に適用される全ての法律、規則を遵守する義務を負います。

(ii) 第二信託受託者の義務

第二信託受託者は、第二信託契約に基づく第二信託受託者の信託業務を、第二信託の信託受益者の利益のために忠実に、第二信託契約及び適用法令等に従って善良なる管理者の注意をもって行うものとされています。

第二信託受託者は、以下に規定する事項を含む、第二信託に関する信託事務を管理する過程において、第二信託受託者の受託者としての権限に基づいて行うことができる行為であり、当該行為を行わないことが第二信託の信託受益者の利益に反するものにつき、自己の財産又は利害関係人の計算において、第二信託の信託受益者の利益に反せずかつ信託法及びその他の適用法令等において許容される範囲において、行うことができるものとされています。

(a) 債務者に対する金銭の貸付け

(b) 債務者に対する債権（自動車ローン債権を除きます。）の回収

(c) 自動車ローン債権と類似する債権に関する信託の受託

(d) 自動車ローン債権と類似する債権の譲受及び処分

(e) 貸付債権と類似する債権の信託の受託

(f) 貸付債権と類似する債権の譲受及び処分

各第二信託の信託受益者は、第二信託契約をもって、第一信託契約に規定された第一信託受託者の権能、権限、債務及び義務は、いずれの第二信託の信託受益者の利益にも反しないことを確認しています。

第二信託契約に別段の定めがある場合を除き、第二信託受託者は、信託法第31条第3項及び第32条第3項に基づく通知並びに第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対するその他の報告又は通知は行いません。但し、第二信託受託者が適用法令等に違反する場合、又は通知を行わないことが第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人に対し重大な損害を生ずるおそれがあると客観的に判断される場合は、この限りではありません。かかる場合には、第二信託受託者は、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して、関連する通知を行うものとされています。

第二信託受託者は、理由の如何にかかわらず、信託業務を第二信託契約及び適用法令等に従って遂行する限り、第二信託の信託受益者若しくは第二信託 ABL 貸付人又は第二信託の信託財産に生じた損失又は損害に対して責任を負わないものとされています。但し、第二信託受託者が信託業法第23条に従い責任を負う場合はこの限りではありません。

第二信託契約に別段の定めがある場合を除き、第二信託契約に基づく第二信託受託者の責任は、第二信託の信託財産に限定され、いかなる状況においても、何人も、第二信託の信託財産以外の第二信託受託者の財産（第二信託受託者が受託者として行為する他の信託（第一信託を含みますが、それに限られません。）の財産を含みます。）に対して支払いを求めることはできないものとされています。但し、第二信託の信託受益者、第二信託 ABL 貸付人又は第二信託の信託財産が、第二信託受託者の故意又は過失により当該損失又は損害を被った場合には、第二信託受託者は、自己の固有財産から責任を負うものとされています。

第二信託受託者がその任務を怠ったことによって次の各号に掲げる場合に該当するに至ったときは、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受託者に対し、当該各号に定める措置を請求することができるものとする。但し、第(b)号については、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復をするのに過分の費用を要するとき、その他第二信託受託者に原状の回復をさせることを不相当とする特別の事情があるときはこの限りではないものとする。

(a) 信託財産に損失が生じた場合 当該損失のてん補

(b) 信託財産に変更が生じた場合 原状の回復

第二信託受託者は、適用法令等に基づき他の方法で行う場合を除き、第二信託契約に基づく公告を、日刊工業新聞に当該情報を掲載することにより行うものとされています。当該公告を行うべき時期は、適用法令等に従って決定されるものとされています。

(d) 信託財産中の金銭の管理

(i) 銀行口座

第一信託受託者は、（信託開始日当日又は信託開始日前に）適格金融機関に信託管理口座を開設し、信託管理口座に第一信託契約に規定される勘定を設定します。但し、信託管理口座が開設された金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、第一信託受託者は速やかに（但し、いかなる場合も 60 暦日以内とします。）、新たな信託管理口座を他の適格金融機関に開設し、従来の信託管理口座に保管されていた金銭を新しい信託管理口座に移転するものとします。

第二信託受託者は、第二信託開始日当日又は第二信託開始日前に適格金融機関に回収金口座を開設し、回収金口座に第二信託契約に規定される勘定を設定するものとします。但し、回収金口座が開設された金融機関が適格金融機関でなくなった場合には、第二信託受託者は速やかに（但し、いかなる場合も 60 暦日以内とします。）、新たな回収金口座を他の適格金融機関に開設し、従来の回収金口座に保管されていた金銭を新しい回収金口座に移転するものとします。

(ii) 適格投資

第一信託契約において、第一信託受託者は、第一信託の信託財産に含まれる金員を、安全かつ効率的な運用に合理的に資することを目的として、かつ信託財産を害するおそれがないと認められる場合には、第一信託受託者が保有している他の信託財産に帰属する金員であって同じ方法による運用が行われているものと合同で又は単独で、適格投資により運用することができると規定されています。なお、第一信託受託者は、適用法令等により許容される範囲において、第一信託受託者の利害関係人たる金融機関においてかかる運用を行うことを妨げられません。

(iii) 信託期間中の信託財産の分配

A. 第一信託

第一信託受託者は、信託期間中の早期償還事由発生前の各信託計算日に、第一信託の信託財産及び交付可能収益金額を計算し、現金準備金勘定内の金銭を収益勘定に振り替え、当該交付可能収益金額につき、当該信託計算日の直後の第一信託交付日において、第一信託受託者は、収益勘定内の金銭から以下の規定及び順序に従い、支払又は振替を行うものとします。

- (a) 信託財産に係る公租公課（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第一信託に係る信託費用（第一信託に係る信託報酬を含み、また以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) サービサーに対するサービシング手数料（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (d) 前回の第一信託交付日において第一信託契約第 16.3 条に基づき支払が繰り延べられた第一信託 ABL の利息の支払
- (e) 関連する利息計算期間に発生する第二信託受託者に対する第一信託 ABL の利息の支払
- (f) 現金準備金勘定の残高が現金準備金勘定必要残高と等しくなるまで現金準備金勘定への振替（当該信託計算日における現金準備金勘定内の金銭の金額と、本号に基づき振り替えが行われた金額の差額につき、劣後受益権元本残高が減少する（現金準備金勘定内の金銭の金額が減少した場合に、劣後受益権が当該金額分償還されたものとみなされる）ものとする。）
- (g) 以前の第一信託交付日において、第一信託受託者が第一信託契約第 19.1 条に基づき貸倒自動車ローン債権を劣後受益権の元本償還として現状有姿交付していた場合には、かかる元本償還の金額を上限に元本勘定への振替。なお、かかる振替額について、劣後受益権元本残高が増加するものとします。
- (h) 当該信託計算日に係るデフォルト・トラップ金額につき元本勘定への振替
- (i) 残余の金額全てにつき、劣後受益者に対する配当の支払

上記の規定にかかわらず、リボルビング期間において、サービシング契約第 6.2 条本文が適用され、同条但書が適用されない場合に限り、第一信託の信託財産の計算（各第一信託交付日における第一信託契約第 18.2 条第(f)号に基づく追加優先受益権の償還額の計算を含む。）の目的において、サービシング契約に基づき各第一信託交付日において第一信託受託者に交付される繰延金額は、当該第一信託交付日における交付可能元本金額に含められるものとします。但し、繰延金額を受領する第一信託受託者の権利は、信託計算日における第一信託の信託財産を構成する金銭債権として扱われるものとします。さらに、リボルビング期間中の各第一信託交付日において、サービシング契約第 6.2 条本文が適用され、同条但書が適用されない場合に限り、繰延金額を交付するサービサーの義務は、当該第一信託交付日において第一信託契約第 18.2 条第(f)号に基づき優先受益者に対して追加優先受益権の償還を行う第一信託受託者の義務と、繰延金額に等しい金額について相殺されるものとします。

第一信託受託者は、信託期間中の早期償還事由発生前の各信託計算日に、第一信託の信託財産及び交付可能元本金額を計算し、第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後の交付可能元本金額につき、当該信託計算日の直後の第一信託交付日において、第一信託受託者は、元本勘定内の金銭から以下の規定及び順序に従い、支払又は振替を行うものとします。

- (a) 第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後に残存する、信託財産に係る公租公課（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後に残存する、第一信託に係る信託費用（第一信託に係る信託報酬を含み、また以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) 第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後に残存する、サービスに対するサービシング手数料（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (d) 第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後に残存する、以前の第一信託交付日において第一信託契約第 16.3 条に基づき支払が繰り延べられた第一信託 ABL の利息の支払
- (e) 第一信託契約第 18.1 条に基づく処理後に残存する、関連する利息計算期間に発生する第二信託受託者に対する第一信託 ABL の利息の支払
- (f) リボルビング期間の満了前において、優先受益者に対する追加優先受益権の償還
- (g) リボルビング期間の満了前において、残余は次回の信託計算日に繰り越されます。リボルビング期間の満了後において、残余の金額全てにつき、第二信託受託者に対する ABL 支払元本額の支払

第一信託契約第 18.1 条の規定にかかわらず、早期償還事由が発生した場合、第一信託受託者は、以後の各信託計算日においては、第一信託の信託財産及び交付可能収益金額を計算し、現金準備金勘定内の金銭を収益勘定に振り替え、当該交付可能収益金額につき、当該信託計算日の直後の第一信託交付日において、第一信託受託者は、収益勘定内の金銭から以下の規定及び順序に従い、支払又は振替を行うものとします。

- (a) 信託財産に係る公租公課（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第一信託に係る信託費用（第一信託に係る信託報酬を含み、また以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払

- (c) サービスに対するサービシング手数料（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (d) 前回の第一信託交付日において第一信託契約第 16.3 条に基づき支払が繰り延べられた第一信託 ABL の利息の支払
- (e) 関連する利息計算期間に発生する第二信託受託者に対する第一信託 ABL の利息の支払
- (f) 現金準備金勘定の残高が現金準備金勘定必要残高と等しくなるまで現金準備金勘定への振替
- (g) 残余の金額全てにつき、元本勘定への振替

第一信託契約第 18.2 条の規定にかかわらず、早期償還事由が発生した場合、第一信託受託者は、以後の各信託計算日においては、第一信託の信託財産及び交付可能元本金額を計算し、第 18.3 条に基づく処理後の交付可能元本金額につき、当該信託計算日の直後の第一信託交付日において、第一信託受託者は、元本勘定内の金銭から以下の規定及び順序に従い、支払又は振替を行うものとする。

- (a) 第一信託契約第 18.3 条に基づく処理後に残存する、信託財産に係る公租公課（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第一信託契約第 18.3 条に基づく処理後に残存する、第一信託に係る信託費用（第一信託に係る信託報酬を含み、また以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) 第一信託契約第 18.3 条に基づく処理後に残存する、サービスに対するサービシング手数料（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (d) 第一信託契約第 18.3 条に基づく処理後に残存する、以前の第一信託交付日において第一信託契約第 16.3 条に基づき支払が繰り延べられた第一信託 ABL の利息の支払
- (e) 第一信託契約第 18.3 条に基づく処理後に残存する、関連する利息計算期間に発生する第二信託受託者に対する第一信託 ABL の利息の支払
- (f) 残余の金額全てにつき、第二信託受託者に対する ABL 支払元本額の支払、及び追加優先受益権の残高がある場合に限り、優先受益者に対する追加優先受益権の償還

上記による第一信託契約に基づく各支払のための資金が、当該支払と同順位で支払又は償還されるべき金額の総額を下回る場合、同順位で支払又は償還

されるべき当該各金額に按分比例した金額（円位未満の端数については切り捨てる）が支払又は償還されます。

B. 第二信託

第二信託受託者は、(i)信託期間中の各信託計算日において第二信託の信託財産を計算し、当該信託計算日に第一信託受託者から交付される信託財産状況報告書に基づき、直後の第二信託交付日において予想される回収金口座の現金の金額を計算し、(ii)当該信託計算日の直後の第二信託交付日において、(x)当該金額のうち元本に相当する部分を元本回収金勘定に、収益に相当する部分を収益回収金勘定に振り替え、(y)当該収益回収金勘定内の金額の分配を、以下の規定及び順序に従い行うものとします。なお、以下(a)乃至(d)の支払を行った後に残余の現金が生じる場合、かかる残余额については回収金口座に留保し、翌信託計算日に繰り越されるものとします。

- (a) 信託財産に係る公租公課（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第二信託に係る信託費用（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) 同順位による以下の支払
 - (i) 前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託の信託受益者に対する配当の支払
 - (ii) 前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託 ABL の利息の支払
- (d) 同順位による以下の支払
 - (i) 関連する利息計算期間に発生する第二信託の信託受益者に対する配当の支払
 - (ii) 関連する利息計算期間に発生する第二信託 ABL 貸付人に対する第二信託 ABL の利息の支払

第二信託受託者は、第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後の元本回収金勘定内の金額につき、以下の規定及び順序に従って分配を行うものとする。なお、以下(a)乃至(e)の支払を行った後に残余の現金が生じる場合、かかる残余额については回収金口座に留保し、翌信託計算日に繰り越されるものとします。

- (a) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、信託財産に係る公租公課（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払

- (b) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、第二信託に係る信託費用（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) 同順位による以下の支払
 - (i) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託の信託受益者に対する配当の支払
 - (ii) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託 ABL の利息の支払
- (d) 同順位による以下の支払
 - (i) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、関連する利息計算期間に発生する第二信託の信託受益者に対する配当の支払
 - (ii) 第二信託契約第 14.1 条に基づく処理後に残存する、関連する利息計算期間に発生する第二信託 ABL 貸付人に対する第二信託 ABL の利息の支払
- (e) リボルビング期間の満了後、同順位による以下の支払
 - (i) 第二信託契約第 12.2 条に基づき計算される、第二信託の信託受益者に対する第二信託の信託受益権に係る元本の償還
 - (ii) 第二信託契約第 12.2 条に基づき計算される、第二信託 ABL 貸付人に対する第二信託 ABL に係る元本の返済

上記による各支払のための資金が、当該支払と同順位で支払又は配当されるべき金額の総額を下回る場合、同順位で支払又は配当されるべき当該各金額に按分比例した金額が支払又は配当されます。

C. 第一信託及び第二信託の公租公課及びその他の費用並びに信託報酬

受託者は、関連する信託の信託財産に付随する租税その他の公租公課を、関連する信託の信託財産から支払います。

受託者は、各信託契約に従って信託の管理のために発生した合理的かつ必要な各信託の信託費用を、第一信託の場合には第一信託の信託財産から、第二信託の場合には第二信託の信託財産から支払います。但し、第一信託の信託費用は、格付報酬及び第二信託コストを含みます。かかる支払に第一信託の信託財産が不足する場合（又は不足することが予想される場合）において、劣後受益者に支払不能事由が発生していないときは、第一信託受託者は、当該不足額について劣後受益者に請求すること

ができますが、当該金額を第二信託受託者に請求することはできません。また、かかる支払に第二信託の信託財産が不足する場合（又は不足することが予想される場合）において、劣後受益者に支払不能事由が発生していないときは、第二信託受託者は、当該不足額について第一信託受託者に請求することができ、第一信託受託者は、第二信託受託者からかかる請求を受けた場合、劣後受益者に当該不足額の支払を求めることができます。

第一信託委託者は、当初の信託報酬として、第一信託委託者並びに第一信託受託者及び第二信託受託者としての地位における第一信託受託者との間で別途合意する金額を、第二信託開始日において、第一信託受託者及び第二信託受託者としての地位における第一信託受託者に支払います。

第一信託の信託期間中の第一信託に係る信託報酬は、各第一信託交付日及び第一信託終了日において支払うものとし、初回の信託計算期間については、620,568 円（消費税別）とし、それ以降は、関連する信託計算期間の開始日において残存している自動車ローン債権の未払元本残高の総額に年率 1 ベーシスポイント（0.01%）を乗じ、12 分の 1 を乗じて算出する額（但し、月額最低額は 100,000 円）（消費税別）とします。

第二信託の信託期間中の第二信託に係る信託報酬は、初回の信託計算期間は 620,568 円（消費税別）とし、それ以降は、関連する信託計算期間の開始日において残存している自動車ローン債権の未払元本残高の総額に年率 1 ベーシスポイント（0.01%）を乗じ、12 分の 1 を乗じて算出する額（但し、月額最低額は 100,000 円）（消費税別）とし、第二信託コストとして、第一信託契約に従って支払われます。

(e) 第一信託委託者の自動車ローン債権の買戻し

表明保証違反等による第一信託委託者の自動車ローン債権の買戻義務

A. 回収期間において、

- (a) 第一信託契約第 5.2 条において自動車ローン債権に関して第一信託委託者が行った表明及び保証が、それがなされた時点において重大な点において虚偽又は不正確であった場合、
- (b) 自動車ローン債権に関して、適格基準の(y)を欠くことが客観的に確認された場合（上記第(a)号の場合を除く。）、
- (c) 第一信託委託者が、一定の誓約事項に違反した場合
- (d) 債務者が、自動車ローン契約に基づく抗弁を申立て、自動車ローン契約に基づく債務者の支払が停止された場合、又は

- (e) 信託開始日以降、関連する債務者とディーラーとの間の購入自動車に係る売買契約が合意解除されたことにより、第一信託委託者が自動車ローン契約をその満期前に解除又は解約した場合、

第一信託委託者は、上記第(a)号、第(c)号、第(d)号及び第(e)号に規定する事由の発生を、当該回収期間に係る報告日までに、第一信託受託者に対して通知します。第一信託委託者がサービサーである場合、第一信託委託者は、サービシング契約に従い、第一信託受託者に対して当該事由の発生を月次報告書により通知します。第一信託受託者は、上記第(b)号に規定する事由の発生を知った場合、第一信託委託者と当該事由の認定に関して合理的な期間の誠実な協議を行った上で、かかる協議後、遅滞なく第一信託委託者に対して通知します。第一信託委託者は、(x) 上記第(a)号、第(c)号、第(d)号及び第(e)号に規定する事由の発生に係る場合は、当該報告日の直後の送金日において、また、(y) 上記第(b)号に規定する事由の発生に係る場合は、第一信託受託者からの通知を受領した日の直後の送金日において、関連する各自動車ローン債権（第一信託契約第 5.2 条第(d)号に関して上記第(a)号に規定する事由が発生した場合は、第一信託契約第 3.1 条第(b)号に基づき関連する追加信託日（リボルビング期間）において信託された追加自動車ローン債権の全てが、関連する自動車ローン債権となります。）を第一信託受託者から買い戻すものとします。当該自動車ローン債権の買戻代金は、当該送金日の直前の回収期間の末日において残存する当該自動車ローン債権の未払元本残高とします。第一信託委託者は、かかる買戻代金を信託管理口座に銀行振込する方法により、第一信託受託者に対して支払うものとします。第一信託受託者は、かかる買戻される自動車ローン債権に関して何らの表明又は保証を行わないものとします。かかる買戻しに付随する一切の費用は、第一信託委託者がこれを負担します。

- B. 第一信託契約第 5.1 条における第一信託委託者の表明及び保証（同条第(u)号を除く。）に関し、それがなされた時点で、重要な点において虚偽又は不正確であった場合又は第一信託委託者が一定の誓約事項に重要な点において違反した場合には、第一信託委託者は、かかる事由の発生を、直ちに第一信託受託者に対して通知し、直後の送金日（但し、第一信託受託者が当該送金日において第一信託委託者からかかる通知を受領していない場合には、翌送金日とします。）において、残存する全ての自動車ローン債権を買い戻すものとします。当該自動車ローン債権の買戻代金は、当該送金日の直前の回収期間の末日において残存する全ての自動車ローン債権の未払元本残高と等しい額とします。第一信託委託者は、かかる買戻代金を信託管理口座に銀行振込する方法により、第一信託受託者に対して支払うものとします。第一信託受託者は、かかる買戻される自動車ローン債権に関して何らの表明又は保証を行わないものとします。かかる買戻しに付随する一切の費用は、第一信託委託者がこれを負担します。

- C. 上記 A.又は B.に従って買戻代金が全額支払われた場合、当該買戻された自動車ローン債権は、第一信託受託者による何らの行為を要することなく、第一信託委託者に確定的に移転します。
- D. 上記 A.又は B.に基づき自動車ローン債権が買戻され、第一信託委託者に移転する場合、第一信託受託者は、第一信託委託者に対し、自動車ローン債権の移転に係る対抗要件の具備、及び当該自動車ローン債権の権利行使のために必要又は適切と認める一切の措置を、第一信託委託者の費用と責任で行う権限を第一信託契約において授与しています。第一信託受託者は、第一信託委託者が買戻代金の支払その他の第一信託契約に基づく義務を遵守している限り、第一信託委託者の事前の書面による同意なく、かかる授權を撤回、取消、解除等により消滅させることができないものとされています。

クリーンアップコール及び税務事由による第一信託委託者の自動車ローン債権の買戻権

- A. クリーンアップコール条件が充足され、クリーンアップコールが行使される月の前月末までに第一信託委託者から第一信託受託者に対する通知がなされている場合には、第一信託委託者は、次の送金日において、クリーンアップコール買戻代金を信託管理口座に銀行振込の方法にて第一信託受託者に対して支払うことにより、残存する全ての自動車ローン債権を買戻すことができるものとします。第一信託受託者は、クリーンアップコールにより買戻される自動車ローン債権に関して何らの表明又は保証を行わないものとします。かかる買戻しに付随する一切の費用は、第一信託委託者がこれを負担します。第一信託委託者は、当該送金日の直後の第一信託交付日まで、(a)第二信託受益権及び第二信託 ABL の当該時点の未払残高から(b)当該送金日の直前の回収期間における元本回収金を差し引いた額を超える額について、クリーンアップコール買戻代金の一部の支払を繰り越すことができます。但し、第一信託受託者が、当該送金日までに当該繰延べに異議を申し立てた場合を除きます。
- B. 税務事由が発生した場合には、第一信託委託者は、第一信託受託者に対し当該事由の発生を書面で通知することにより、直後の送金日（但し、第一信託受託者が当該送金日において第一信託委託者からかかる通知を受領していない場合には、翌送金日とします。）において、残存する全ての自動車ローン債権を買い戻すことができるものとします。当該自動車ローン債権の買戻代金は、当該送金日の直前の回収期間の末日において残存する自動車ローン債権の未払元本残高及び同日（当日を除きます。）までに発生した当該自動車ローン債権の未払利息の合計額と等しい額とします。第一信託委託者は、かかる買戻代金を信託管理口座に銀行振込する方法により、第一信託受託者に対して支払うものとします。第一信託受託者は、かかる買戻される自動車ローン債権に関して何らの表明又は保証を行わないものとします。かかる買戻しに付随する一切の費用は、第一信託委託者がこれを負担します。

- C. 上記 A.又は B.に従って買戻代金が全額支払われた場合、当該買戻された自動車ローン債権は、第一信託受託者による何らの行為を要することなく、第一信託委託者に確定的に移転するものとします。

第一信託契約に基づき自動車ローン債権が買戻されて第一信託委託者に移転する場合、第一信託受託者は、第一信託委託者に対し、自動車ローン債権の対抗要件の具備、及び当該自動車ローン債権の権利行使のために必要又は適切と認める一切の措置を第一信託委託者の責任と費用で行う権限を第一信託契約において授与しています。第一信託受託者は、第一信託委託者が買戻代金の支払その他の第一信託契約に基づく義務を遵守している限り、第一信託委託者の事前の書面による同意なく、かかる授權を撤回、取消、解除等により消滅させることができません。

債務者によるリファイナンス・オプション又は売却オプション行使による、第一信託委託者の補償金額支払義務

債務者が、債務者が当事者となっている自動車ローン契約及び第一信託委託者の与信基準に従い、回収期間中にリファイナンス・オプション又は売却オプションを行使した場合、サービスする第一信託委託者は、第一信託受託者に対し、当該報告日の直後の送金日において、補償金額を信託管理口座に銀行振込する方法により支払うものとし、かかる銀行振込の費用は第一信託委託者の負担とします。リファイナンス・オプション又は売却オプションが行使された自動車ローン債権は、かかる補償金額の支払により全額返済されたものとみなされます。

貸倒自動車ローン債権の現状有姿交付

報告日において報告された貸倒自動車ローン債権が存在する場合、第一信託受託者は、その直後の第一信託交付日において、劣後受益者に対し、デフォルト・トラップ金額のうち「I 信託財産の概要、4. 信託財産の管理、(2) 管理、運用及び信託財産の処分、(d) 信託財産中の金銭の管理、(iii) 信託期間中の信託財産の分配、A. 第一信託、(h)」に基づき元本勘定に振り替えられる金額に相当する貸倒自動車ローン債権を、劣後受益権の収益配当として現状有姿交付するものとし、また、劣後受益権元本残高を上限として、当該貸倒自動車ローン債権（本段落に基づき劣後受益権の収益配当として現状有姿交付されるものを除く。）を、劣後受益権の元本の現物償還として現状有姿交付することができます。但し、かかる劣後受益者に対する貸倒自動車ローン債権の現状有姿交付は、上記「I 信託財産の概要、4. 信託財産の管理、(2) 管理、運用及び信託財産の処分、(d) 信託財産中の金銭の管理、(iii) 信託期間中の信託財産の分配、A. 第一信託」及び下記「I 信託財産の概要、4. 信託財産の管理、(2) 管理、運用及び信託財産の処分、(f) 信託財産の処分 A.」に基づく交付に先行して行われるものとし、また、サービス交代事由の発生後は行われないものとします。劣後受益権元本残高は、当該現状有姿交付の日において元本償還として現状有姿交付がなされた貸倒自動車ローン債権の未払元本残高

に相当する金額分減少します。かかる貸倒自動車ローン債権の劣後受益者に対する現状有姿交付により、関連担保を含む当該貸倒自動車ローン債権に関する全ての権利及び利益が劣後受益者に当然に移転するものとします。かかる現状有姿交付に関連する一切の費用は、劣後受益者がこれを負担します。第一信託受託者は、かかる現状有姿交付に関して何らの表明又は保証を行いません。

(f) 信託財産の処分

- A. 第一信託が第一信託契約の規定に従い終了する場合、第一信託受託者は、第一信託契約の定めに従って、第一信託終了日までに、第一信託の信託財産を換価処分します。但し、第一信託終了日の直前の信託計算日において、下記第(a)号から第(f)号までを支払うために十分な金銭が信託管理口座の交付可能金額として存在している場合には、第一信託受託者は、第一信託契約に従って第一信託の信託財産を、換価処分しないものとします。

第一信託受託者が第一信託契約の規定に従い第一信託の信託財産を換価処分する場合、第一信託受託者は、第一信託の信託財産を第三者（第一信託受託者の利害関係人を含みます。）に対して公正な市場価格で売却するために、複数の独立した第三者にその第一信託の信託財産の買取希望価格を提示させた上、その最高価格を提示した者に売却するものとします。但し、第一信託委託者は、第一信託受託者と書面により合意した場合には、第一信託終了日における全ての自動車ローン債権をその未払元本残高及び同日（当日を除く。）までに発生した当該自動車ローン債権の未払利息の合計額（但し貸倒自動車ローン債権が第一信託の信託財産中に残存する場合には、当該貸倒自動車ローン債権の未払元本残高及び同日（当日を除く。）までに発生した当該貸倒自動車ローン債権の未払利息は除く。）で買取ることができるものとします。かかる換価処分による手取金は、元本勘定に記帳されるものとします。なお、第一信託受託者は、上記手続を履践している限り、また裁量権の行使に著しい逸脱があると認められる場合を除き、劣後受益者又は第二信託受託者に対し、より有利な買取価格を提示する第三者を探す義務を負わないものとします。

第一信託受託者は、第一信託契約の条項及び適用法令等に基づき適切な注意をもって義務を履行する限り、第一信託の信託財産の売却（第一信託の信託財産の売却にあたっての買取価格の決定を含みます。）により劣後受益者及び第二信託受託者又はその他の第三者に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

第一信託受託者は、第一信託終了日の直前の信託計算日において、収益勘定及び現金準備金勘定内の全ての金額を元本勘定に振り替え、信託管理口座にある現金の金額の計算を行い、第一信託終了日において、以下の規定及び順序に従い、かかる金額を支払うものとします。

- (a) 信託財産に係る公租公課（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (b) 第一信託に係る信託費用（第一信託に係る信託報酬及び第二信託の終了に際して支払われるべき第二信託コストを含み、また以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (c) サービサーに対するサービシング手数料（以前の第一信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
- (d) 前回の第一信託交付日において第一信託契約第 16.3 条に基づき支払が繰り延べられた第一信託 ABL の元本及び利息の支払
- (e) 第二信託受託者に対する、直前の第一信託交付日（同日を含まない。）から第一信託終了日（同日を含む。）までの期間に発生する第一信託 ABL の利息の支払
- (f) 第二信託受託者に対する、ABL 支払元本額の支払、及び優先受益者に対する、追加優先受益権（もしあれば）の償還
- (g) 劣後受益者に対する劣後受益権元本残高の全額の償還
- (h) 残余の金額全てにつき、劣後受益権への収益配当としての劣後受益者に対する支払

クリーンアップコール買戻代金の一部が第一信託契約第 10.1 条に基づき当該クリーンアップコールの直後の第一信託交付日まで繰り延べられ、当該第一信託交付日が第一信託終了日である場合、(i)第一信託契約第 21.3 条に基づく計算及び支払の目的において、第一信託終了日に第一信託受託者」に対して支払われる当該繰り延べられた金額は、第一信託終了日における信託管理口座の現金の額に含められるものとし（但し、当該繰り延べられた金額を受領する第一信託受託者の権利は、第一信託終了日の直前の信託計算日における第一信託の信託財産を構成する金銭債権として扱われるものとします。）、(ii)第一信託終了日において、第一信託終了日において当該繰り延べられた金額を支払う第一信託委託者の義務は、第一信託終了日において第一信託契約第 21.3 条に基づき劣後受益者に対して関連する金額の支払を行う第一信託受託者の義務と、対当額で相殺されるものとします。

第一信託契約に基づく各支払のための資金が、当該支払と同順位で支払又は償還されるべき金額の総額を下回る場合、同順位で支払又は償還されるべき当該各金額に按分比例した必要金額（円位未満の端数については切り捨てる）が支払又は償還されるものとします。

第一信託 ABL に基づくあらゆる義務が完済され、かつ上記第(a)号から第(f)号までに従い支払うことが要求される全ての支払が行われた後、第一

信託に残存する全ての財産（もしあれば）は、第一信託終了日時点における第一信託受託者が公正な市場価格と合理的に判断する価格において（但し、かかる残存する財産が自動車ローン債権の場合には、当該自動車ローン債権の未払元本残高の総額とします。）、劣後受益権の残高がゼロになるまで、劣後受益者に対して、劣後受益権の償還として分配されるものとし、残存する金額（もしあれば）は、収益の分配として現物交付されるものとします。自動車ローン債権が劣後受益者に現状有姿交付される場合、第一信託受託者は、劣後受益者に対し、自動車ローン債権の現状有姿交付に係る対抗要件の具備その他劣後受益者がかかる自動車ローン債権の権利行使のために必要又は適切と認める一切の措置を劣後受益者の費用と責任で行う権限を第一信託契約において授与しています。第一信託受託者は、劣後受益者が第一信託契約に基づく義務を遵守している限り、劣後受益者の事前の書面による同意なく、かかる授權を撤回、取消、解除等により消滅させることができないものとします。

第一信託 ABL の元本残高に対する利息及び未払の第一信託 ABL の元本残高が、上記に基づく分配後に不足する場合、かかる不足額は、第一信託 ABL に係る債権者としての第二信託受託者の負担とします。

- B 第二信託受託者は、第二信託終了日の直前の信託計算日において、収益回収金勘定内の全ての金額を元本回収金勘定に振り替え、回収金口座の現金の金額を計算し、第二信託終了日において、以下の規定及び順序に従い、かかる金額を支払うものとします。
- (a) 信託財産に係る公租公課（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
 - (b) 第二信託に係る信託費用（以前の第二信託交付日において支払われなかったものを含む。）の支払
 - (c) 同順位による以下の支払
 - (i) 前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託の信託受益者に対する配当の支払
 - (ii) 前回の第二信託交付日において第二信託契約第 12.3 条に基づき支払が繰り延べられた第二信託 ABL の利息の支払
 - (d) 同順位による以下の支払
 - (i) 直前の第二信託交付日（同日を含まない。）から第二信託終了日（同日を含む。）までの期間に発生する第二信託の信託受益者に対する配当の支払

- (ii) 直前の第二信託交付日（同日を含まない。）から第二信託終了日（同日を含む。）までの期間に発生する第二信託 ABL 貸付人に対する第二信託 ABL の利息の支払

(e) 同順位による以下の支払

- (i) 第二信託の信託受益者に対する第二信託の信託受益権の元本の償還

- (ii) 第二信託 ABL 貸付人に対する第二信託 ABL に係る元本の返済

- (f) 第二信託の信託受益権の元本及び第二信託 ABL がゼロとなり、かつ前号までの処理の後に回収金口座に残存する金銭がある場合には、第一信託委託者への分配

(g) 信託財産の計算及び報告

- A. 第一信託受託者は、各信託計算日までに、サービサーからその直前の報告日までに交付された月次報告書に基づき、第一信託の信託財産及び予定交付可能金額に関する計算を行い、信託業法及び他の適用法令等により要求される事項を含む、信託計算期間に関する信託財産状況報告書を作成し、受益者、第二信託受託者、格付機関及び第一信託契約に従い第二信託受託者により指名されたその他の者に対して、これを交付（電磁的方法により開示する方法を含みます。）するものとします。第一信託受託者が、信託計算期間中に信託業法第 29 条第 2 項に規定される取引を行った場合、第一信託受託者は、当該取引の状況を記載した報告書を作成し、受益者、第二信託受託者及び Nikko に対して、これを交付するものとします。

受益者及び第二信託受託者が、上記によって行われる計算に従って実施された第一信託の信託財産に関する分配の受領後 3 営業日（但し、第一信託終了日に関して行われる計算に関しては、1 ヶ月とします。）以内に、当該分配に対して異議を申し立て又は疑義を示さない場合、受益者及び第二信託受託者は、第一信託受託者が実施した計算及び分配を承諾したものとみなすものとします。第一信託受託者が上記の異議又は疑義を受けた場合、第一信託受託者は、次の信託計算日までに（又は第一信託の終了の場合には、遅滞なく）、その裁量により必要かつ適切な一切の措置を講じるものとします。

第一信託委託者は、サービサーとしての地位において行動している間、月次報告書の内容につき責任を負うものとします。第一信託受託者は、各信託計算日に第一信託の信託財産を計算するにあたり、報告日又はそれ以前に受領した当該信託計算期間に関する月次報告書に依拠することができるものとします。

信託計算日の 4 営業日前の日又はそれより前に、理由の如何にかかわらず、サービサーが送金日に第一信託受託者に対して交付した回収金の金

額が、サービスがサービシング契約に従って交付すべきであった回収金の金額に満たなかったことが判明した場合、第一信託委託者は、信託計算日の 2 営業日前の日までに、当該不足金額に等しい金額を第一信託受託者に対して交付するものとし、かかる場合、当該交付された金額は、当該信託計算日の直前の回収期間における回収金として取り扱われ、当該信託計算日において計算される交付可能金額の一部を構成するものとし、当該信託計算日の直後の第一信託交付日において、支払又は振替に充当されるものとします。かかる不足が信託計算日の 3 営業日前の日又はそれより後に判明した場合、第一信託委託者は、実務上可能な限り速やかに、当該不足金額に等しい金額を第一信託受託者に対して交付するものとし、かかる場合、当該交付された金額は、当該信託計算日の属する回収期間における回収金として取り扱われ、翌月の信託計算日において計算される交付可能金額の一部を構成するものとし、翌月の第一信託交付日において、支払又は振替に充当されるものとします。

- B. 第二信託受託者は、各信託計算日までに、第一信託受託者から同日付で交付される第一信託の信託財産状況報告書に基づき、関連する信託計算期間に関する第二信託の信託財産に係る計算を行い、信託業法及び他の適用法令等により要求される事項を含む、信託計算期間に関する第二信託の信託財産状況報告書を作成するものとします。第二信託受託者は、第二信託の信託受益者、第二信託 ABL 貸付人、格付機関、Nikko 及び第二信託受託者によって必要とみなされるその他の者に対して、対応する第一信託に係る信託財産状況報告書及び月次報告書の写しとともに、これを交付（電磁的方法により開示する方法を含みます。）するものとします。第二信託受託者が、信託計算期間中に信託業法第 29 条第 2 項に規定される取引を行う場合、第二信託受託者は、当該取引の状況を記載した報告書を作成し、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して、これを交付するものとします。

第二信託の各信託受益者は、第二信託受託者に対し、第一信託受託者により第二信託受託者に提出された第一信託の信託財産に係る信託財産状況報告書を第二信託受託者の本店において通常の営業時間中にいつでも閲覧できるよう要求することができます。

第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人が、上記により行われる計算に従って実施された第二信託の信託財産に関する分配金の受領後 3 営業日（但し、第二信託終了日に関して行われる計算に関しては、1 ヶ月とします。）以内に、当該分配に対して異議を申し立て又は疑義を示さない場合、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受託者が実施した計算及び分配を承諾したものとみなすものとします。第二信託受託者が上記の異議又は疑義を受けた場合、第二信託受託者は、次の信託計算日までに（又は第二信託の終了の場合には、遅滞なく）、その裁量により必要かつ適切な一切の措置を講じるものとします。

(3) 第一信託契約及び第二信託契約の概要

- (a) 本書の他の箇所において記載される事項に加えて、第一信託契約には以下の規定が含まれます。（第一信託契約の全ての規定を網羅しているわけではありません。）

(i) 第一信託の信託の存続期間及び第一信託の終了

A. 第一信託契約に別段の定めがない限り、第一信託の存続期間は、信託開始日から第一信託終了日までとします。

B. 第一信託契約において「**第一信託終了事由**」とは、以下のうちいずれかの早く生じた事由を意味します。

(a) 第一信託最終満期日が到来したこと。

(b) 直後の第一信託交付日において、第一信託受託者により第一信託 ABL に基づく全ての残存債務が完済されることが確定したこと

(c) 第二信託契約の規定に従って、第二信託契約が終了することが決定されたこと。

(d) 第一信託委託者が、第一信託契約の規定に従い、全ての残存する自動車ローン債権を買い戻したこと。

(e) 以下のいずれかの事由の発生により、第一信託契約が終了する旨の書面による通知を、第一信託受託者が、劣後受益者及び第二信託受託者に対して送付したこと。

(i) 第一信託受託者の責めによらない事由により、第一信託受託者が第一信託契約に基づくその受託者としての義務を履行することが、法律上不可能となったこと。

(ii) 適用法令等の変更及び第一信託を終了させる裁判所の命令又は行政府の命令その他の第一信託受託者に起因しない事由により、第一信託受託者が第一信託契約に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、第一信託委託者がそれを認めたこと。

(iii) 戦争、天災及びその他のいわゆる不可抗力事由その他の第一信託受託者に起因しない事由により、第一信託受託者が第一信託契約に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、第一信託委託者がそれを認めたこと。

(f) 貸倒自動車ローン債権を除く残存自動車ローン債権の残高がゼロになったこと。

第一信託契約は、(i)上記(a)の場合は、当該事由の発生日、(ii)上記(b)、(d)、(e)及び(f)の場合は、当該事由の発生日の直後の第一信託交付日（但し、(x)当該第一信託終了事由が信託計算日（同日を含まない。）からその直後の第一信託交付日までの間に発生した場合には、当該第一信託交付日の直後の第一信託交付日とし、(y)第一信託契約第 10.1 条の適用の結果、当該第一信託終了事由が第一信託終了事由の定義中の(d)に該当し、第一信託契約第 10.1 条に基づく繰延金額の支払が第一信託交付日において行われた場合には、当該第一信託終了事由が発生した第一信託交付日とします。）及び(iii)上記(c)の場合は、第二信託終了日において終了します（これらの日を、「**第一信託終了日**」といいます。）。

信託法第 164 条第 1 項の規定にかかわらず、第一信託委託者、劣後受益者又は第二信託受託者は、合意により第一信託を終了させることはできません。

(ii) 第一信託受託者の解任及び辞任

- A. 第一信託委託者及び受益者は、信託法第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、第一信託契約に関する第一信託受託者の表明保証違反、その他契約違反があった場合、第一信託受託者の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあった場合、第一信託受託者の固有財産に関し、支払の停止若しくは支払不能になった場合、又は第一信託受託者に対し第一信託契約、信託法に基づく第一信託受託者の第一信託に関する義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政上の処分が下されたとき、若しくは適用法令等（信託法第 58 条第 4 項を含みますが、同条第 1 項を除きます。）に定める場合を除いて、第一信託受託者を解任することはできません。

第二信託受託者が第二信託契約に従って解任された又は辞任した場合、第一信託受託者は、第一信託契約に基づく何らの手段も要することなく、同時に解任されるものとします。さらに、第一信託受託者について以下の事由のいずれかが発生した場合、第一信託 ABL に係る債権者としての第二信託受託者は、格付機関及び第一信託受託者に対し書面で通知することにより、第一信託受託者を解任することができます。

- (a) 第一信託受託者が第一信託契約に定める金銭の支払義務につき不履行に陥り、支払期日から 3 営業日を経過してもなお当該支払を行わない場合（但し、第一信託受託者が第一信託の信託財産の金員が不足していることを理由に不履行に陥る場合を除きます。）。
- (b) 第一信託受託者が第一信託契約に定める義務（但し、上記(a)の支払義務を除きます。）につき重大な不履行に陥り、第二信託

受託者の書面による通知を受領した後 30 暦日以内にかかる不履行を治癒しなかった場合。

- (c) 第一信託受託者が信託開始日において第一信託契約により表明及び保証した事項について、重要な点において、虚偽又は不正確であったことが判明した場合。
 - (d) 第一信託受託者についての支払不能事由が発生した場合。
 - (e) 第一信託受託者につき、第一信託に関する、第一信託契約又は信託法に基づく第一信託受託者の義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政処分がなされた場合。
- B. 第一信託受託者は、以下の事由のいずれかが発生した場合、受益者及び第二信託受託者に対する通知を行うことにより、その第一信託受託者たる地位を辞任することができます。
- (a) 第一信託受託者が、日本での受託業務遂行の中止を決定した場合。
 - (b) 第一信託受託者が第一信託契約に基づくその義務を履行することが、著しく困難又は不可能となった場合。
 - (c) 第一信託受託者が、受託者適格基準に適合し、かつ劣後受益者及び第二信託受託者により後任受託者として行為することを承認された（当該承諾は、不合理に保留し、又は遅延させてはならない。）、信託業務を遂行する資格を有する第三者を選定した場合。
 - (d) 第二信託受託者が、第二信託契約に従い、その第二信託受託者たる地位を辞任した場合。

第一信託受託者が第一信託契約に従って解任され、又は辞任した場合、上記(c)の場合を除き、後任受託者が第二信託契約に従い任命されるものとし、当該後任受託者は、同契約の規定に従い、第一信託受託者の承継人として行動します。

第一信託受託者の解任又は辞任は、後任受託者が選任され、当該選任が承認され、第一信託契約に基づくその権利及び義務を承継するまでは、効力を生じないものとします。第一信託受託者は後任受託者が第一信託における信託事務を承継するために必要な引継業務を行うものとします。疑義を避けるために付言すると、後任受託者が信託の受託者としての選任を受諾するまでは、第一信託受託者は、当該期間中、引き続き第一信託契約に基づくその義務を履行し、適用される第一信託に係る信託報酬を受領するものとします。

第一信託受託者の解任又は辞任が行われた場合、第一信託受託者は、速やかに、第一信託委託者、受益者及び第二信託受託者との間の既存の第一信託受託者の権利義務関係を清算し、後任受託者又は第一信託委託者により指名された者に対して、第一信託契約の下で保有していた全ての記録、ファイル及び情報を引き渡すものとします。また、第一信託受託者は、第一信託契約の規定に基づき開設された口座に保管中の全ての金員その他第一信託契約の下で保有していた一切の金銭を、後任受託者により指定され、第一信託契約の規定に従い新たに開設される口座に移転し、当該口座をサービサーとしての地位における第一信託委託者及びサブ・サービサー（もしあれば）に対して通知するものとします。第一信託受託者は、第一信託受託者から後任受託者に対して第一信託の信託財産（自動車ローン債権を含みます。）に対する権利を有効に移転し、かかる権利についての対抗要件の具備その他かかる権利の移転に必要な一切の手続を行うものとする。かかる手続に必要な費用は全て第一信託受託者が負担するものとします。

後任受託者は、特段の行為又は授權なくして、第一信託契約及び第一信託受託者が当事者である取引文書に基づく第一信託受託者の権利若しくは義務を承継するものとし、第一信託受託者に代わってこれを履行するものとします。但し、後任受託者により承継されるそれらに基づく権利義務は、第一信託受託者により後任受託者の選任前にすでに完全に行使又は履行済みの権利義務は含まないものとします。

第一信託契約の規定に基づく第一信託受託者の解任又は辞任の場合、当該第一信託受託者は、解任又は辞任の効力発生日までに生じた全ての手数料、費用及び他の金銭について、その支払が予定されていた日に、その支払を受領する権限を有するが、その他の補償については、適用法令等により要請される場合を除き、これを受ける権限を有しないものとします。

(iii) 情報

第一信託受託者は、第二信託受託者から要請を受けた場合、債務者に関する情報を保護するために日本法上禁じられている場合を除き、第一信託受託者の本店にて、通常の営業時間中いつでも自動車ローン債権の明細書を第二信託受託者の閲覧に供します。

第一信託受託者は、債務者に関する情報を保護するために適用法令等において禁止されている場合を除き、第一信託委託者の事前の書面による承諾（第一信託委託者はかかる承諾を不合理に留保しないものとします。）を得た上で、各第二信託受託者、格付機関及び第二信託受託者が指名するその他の者（第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人を含みますが、これらに限られません。）に対して、適切な守秘義務を当該対象者に課した上で、第一信託契約に関連して第一信託委託者又は第

三者が提供した情報を送付します。格付機関又は第二信託受託者が第三者を指名する場合、第一信託受託者は、格付機関又は第二信託受託者をして、事前に、当該事項を第一信託受託者に対して書面により通知させるものとし、第一信託受託者は当該第三者の名前を事前に第一信託委託者に通知するものとします。

(iv) 表明及び保証

- A. 第一信託委託者は、信託開始日、各追加信託日、第一信託 ABL 契約及び第二信託契約の締結日並びに貸付実行日において、第一信託受託者、第一信託 ABL 貸付人及び（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は）第二信託受託者に対して、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (a) 第一信託委託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続しており、現在行っている業務を遂行する完全な権利能力及び権限を有する会社であり、第一信託委託者が当事者である取引文書の締結及び交付を授権するために必要な全ての内部手続及び法律上の手続を履践しており、これらの文書は、破産法、民事再生法、会社更生法及び特別清算その他一般に第一信託委託者の債務に影響を与える適用法令等により制限されうる場合を除き、有効かつ法的拘束力を有し、執行可能な第一信託委託者の債務を構成すること。
 - (b) 第一信託委託者による第一信託受託者に対する自動車ローン債権の譲渡及び移転を含む、締結、交付及び履行は、第一信託委託者に適用される定款その他の第一信託委託者の内部規則、適用法令等又は第一信託委託者が当事者であるか若しくは第一信託委託者若しくはその資産が拘束を受ける金銭消費貸借契約、担保契約、信託証書その他の契約若しくは証書に違反若しくは抵触せず、及び、これらの契約若しくは文書の不履行を構成せず、又は、これらの契約若しくは証書に基づき第一信託委託者の財産若しくは資産に対して抵当権、質権、先取特権その他の担保権の負担を生じさせるものではないこと。
 - (c) 第一信託委託者又はサービサーの第一信託契約又はサービシング契約に基づく義務の履行能力に、著しい悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような第一信託委託者に対する訴訟、仲裁又は行政手続は係属しておらず、また第一信託委託者が知る限り、係属するおそれがないこと。
 - (d) 第一信託委託者は、(i)支払不能、(ii)支払停止又は(iii)債務超過の状態になく、第一信託の設定に関連して行われる取引の結果、上記(i)乃至(iii)の状態にならないこと。

- (e) 第一信託委託者に関して支払不能事由が発生及び継続しておらず、第一信託委託者の知る限り、第一信託委託者について、(i) 支払不能事由に関して、いかなる手続の申立てもなされておらず、また(ii)電子交換所、株式会社全銀電子債権ネットワーク又は他の電子債権記録機関による取引停止処分又は同等の措置がなされておらず、かつそのおそれもないこと。
- (f) 第一信託委託者の取締役会又は株主総会において解散又は清算に関する決議が行われていないこと。
- (g) 第一信託委託者が関連書類の作成、取得、保有又は締結を行う権能、権原及び法的権利を有していること。
- (h) 第一信託委託者は、自動車ローン債権、購入自動車、自動車ローン契約若しくは関連担保に関し、第一信託受託者以外の第三者に対して、売却、譲渡、交換、信託（自己信託を含む。）その他の処分を行っておらず、また、これらに関し、抵当権、質権、先取特権その他の担保権若しくは負担を設定していないこと。
- (i) 第一信託契約及びサービシング契約の締結、交付及び履行に関連して第一信託委託者が取得することを要する、関係当局による重要な同意、許諾、承認及び許可は全て取得されており、かつ有効に存続していること。
- (j) 第一信託委託者は、第一信託契約に従って行う第一信託受託者に対する自動車ローン債権の信託について、詐欺の意図その他の不法な意図を有していないこと。
- (k) サービサー交代事由が発生及び継続していないこと。
- (l) 第一信託委託者は、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者といかなる関係も有せず、これに関与せず、又はその他反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいずれの定義にも該当せず、及びいかなる反社会的行為も行なっていないこと。
- (m) 第一信託委託者が、割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に基づく登録個別信用購入あっせん業者として登録されていること。
- (n) 第一信託委託者が、1933 年米国証券法レギュレーション S の規則 902(k)に定義される US person に該当しないこと。
- (o) 第一信託委託者のコンピューターシステムは、自己の固有財産と第一信託契約に基づく信託財産を分別可能であること。
- (p) 第一信託委託者の直近の監査済み財務諸表は、作成日及びかかる日に終了した当該財務諸表が対象とする期間における第一信

託委託者の財務状態を正確かつ公正に反映したものであり、第一信託委託者に継続的に適用される一般に公正妥当と認められた日本の会計原則に則って作成されたものであること。

- (q) 第一信託委託者の財務状態及び営業実績について、財務諸表作成日付後に、第一信託委託者の第一信託契約に基づく債務及び義務の履行能力若しくは自動車ローン債権の回収可能性又は執行可能性に重大な悪影響を及ぼすような変更が生じていないこと。
 - (r) 第一信託委託者が第一信託に関して第一信託受託者に提供した情報（書面、電子記録及びその他の有形の情報形態を含む。）に重大な誤り又は虚偽がないこと。
 - (s) 第一信託委託者は、第一信託委託者に適用される、裁判所、仲裁機関、公的機関若しくはその他類似の外部機関による、いかなる判決、決定、命令又はその他の処分にも反していないこと。
 - (t) サブ・サービサーは、第一信託契約第 26.7 条に定める委任の基準を満たす者であること。
 - (u) 第一信託委託者は、自己資本比率告示等の観点から、劣後受益権の一部又は全部について、信用リスクをヘッジする方法その他の方法により、実質的に信用リスクを負担していない状態としていないこと。
- B. 第一信託委託者は、信託開始日、各追加信託日、第一信託 ABL 契約及び第二信託契約の締結日並びに貸付実行日において、第一信託受託者、第一信託 ABL 貸付人及び（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は）第二信託受託者に対して、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (a) 各自動車ローン債権が譲渡可能であり、かつ、第一信託契約に基づく各自動車ローン債権の信託は、第一信託委託者の内部規則又は適用法令等に違反する結果とならないこと。
 - (b) 各自動車ローン債権及び自動車ローン契約（該当する場合）が適格基準を充足していること。
 - (c) 第一信託委託者が各自動車ローン債権に関する全ての重要書類を直接的又は間接的に保有していること。
 - (d) （第一信託契約第 3.1 条第(b)号に基づき追加自動車ローン債権の追加信託がなされる追加信託日（リボルビング期間）についてのみ）第一信託契約第 3.1 条第(b)号に基づき追加信託がなされた場合、当該追加信託の直後に、第一信託の信託財産を構成する自動車ローン債権の全体が、集中制限の全てを満たすこと。

- C. 第一信託受託者は、信託開始日、追加信託日、第一信託 ABL 契約及び第二信託契約の締結日並びに貸付実行日において、劣後受益者及び第一信託 ABL 貸付人に対して、また、第二信託契約に基づく貸付債権の信託が行われた以後は第二信託受託者に対して、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (a) 第一信託受託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続し、現在行っている業務を遂行する完全な権利能力及び権限を有する、信託業法に基づき信託業務を営む権限を有する信託会社であり、第一信託受託者が当事者である取引文書の締結及び交付を授権するために必要な全ての内部手続及び法律上の手続を履践しており、これらの文書は、破産法、民事再生法、会社更生法及び特別清算その他一般的に第一信託受託者の債務に影響を与える適用法令等により制限されうる場合を除き、有効かつ法的拘束力を有し、執行可能な第一信託受託者の債務を構成すること。
 - (b) 第一信託受託者による取引文書の締結、交付及び履行（第一信託委託者からの自動車ローン債権の受託を含む。）は、その定款及び内部規則又は適用法令等に違反しないこと。
 - (c) 第一信託受託者の第一信託契約に基づく義務の履行能力に著しい悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような第一信託受託者に対する訴訟、仲裁又は行政手続は係属しておらず、また第一信託受託者が知る限り、係属するおそれがないこと。
 - (d) 第一信託受託者は、現在、(i)支払不能、(ii)支払停止又は(iii)債務超過の状態になく、第一信託の設定に関連して行われる取引の結果、上記(i)乃至(iii)の状態にならないこと。
 - (e) 第一信託受託者に関して支払不能事由が発生及び継続しておらず、第一信託受託者の知る限り、第一信託受託者について、(i)支払不能事由に関して、いかなる手続の申立てもなされておらず、また(ii)電子交換所、株式会社全銀電子債権ネットワーク又は他の電子債権記録機関による取引停止処分又は同等の措置がなされておらず、かつそのおそれもないこと。
 - (f) 第一信託受託者の取締役会又は株主総会において解散又は清算に関する決議が行われていないこと。
 - (g) 第一信託受託者が当事者である取引文書の締結、交付及び履行に関連して第一信託受託者が取得することを要する関係当局による一切の重要な同意、許諾、承認及び認可が全て取得されており、かつ有効に存続していること。

- (h) 第一信託受託者は、第一信託の引受に関して信託業法第 24 条第 1 項に規定された行為をいずれも行っていないこと。
- (i) 第一信託受託者は、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者といかなる関係も有せず、これに関与せず、又はその他反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいかなる定義にも該当せず、及びいかなる反社会的行為も行っていないこと。
- (j) 第一信託受託者が、信託に基づき自らの顧客その他の第三者のために保有する財産（第一信託契約に基づく信託を含むが、それに限定されない。）は、第一信託受託者の他の信託財産、又はその固有財産から分別して管理され、元帳及びその他の記録に別々に記載されていること。
- (k) 第一信託受託者は、第一信託契約の締結に先立ち、あらかじめ第一信託委託者に対し信託業法第 25 条に定める事項の説明を行っていること。
- (l) 第一信託受託者は、信託業法第 28 条第 3 項に従い、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制を整備していること。
- (m) 2025 年 4 月 30 日付の CSG ホールディング株式会社による第一信託受託者の全株式の取得により、第一信託受託者が当事者となる取引文書に基づく第一信託受託者の義務の履行に重大な悪影響を及ぼした変更がないこと。

(v) 誓約事項

- A. 第一信託委託者は、第一信託 ABL 貸付人及び（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は）第二信託受託者のため、第一信託受託者に対して、以下の事項を遵守することを確約します。
 - (a) 株式会社として存続すること及び割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に基づく登録個別信用購入あっせん業者としての登録を維持すること。
 - (b) 第一信託委託者及びその財産、事業並びに関連書類に適用される全ての適用法令等を遵守すること。
 - (c) 信託法、信託業法、個人情報保護法、動産・債権譲渡特例法及びその他の第一信託契約及びサービシング契約に基づく債務の履行に係る適用法令等により要求される全ての手続及び行為を適切に行うこと。

- (d) 各関連書類に基づく債務及びそれらに関連する全ての債務を、所定の期限内に完全に履行し、遵守すること。
- (e) 自動車ローン債権及び自動車ローン契約の取扱いについて、与信及び回収に関する第一信託委託者の事業方針における重要な全ての条件（サービシング手続を含むが、これに限られない。）を遵守すること。
- (f) 自動車ローン債権及びそれらに関する購入自動車に対し、又は関連して賦課される全ての消費税、地方消費税及びその他の公租公課を自ら支払うこと、又は関連する債務者をして支払わせること。
- (g) 第一信託受託者又は第一信託受託者によって指名された代理人に、自動車ローン債権に関する登記、登録及び書類を検査し写しを作成すること、及び、第一信託委託者の本店において通常の営業時間内に、第一信託委託者の自動車ローン債権又は第一信託契約に基づく債務の履行状況について第一信託委託者の監査役又はその状況について認識を有する役員又は従業員から合理的に必要な範囲内で聴取することを認めること。
- (h) 自動車ローン債権が第一信託受託者に信託されていることを示す自動車ローン債権に関する登記又はその他の記録を維持すること。
- (i) (i)取引文書の履行又は実行に影響を与え得る訴訟又はその他の紛争が申し立てられ若しくは開始された場合、(ii)そのおそれがあると認識した場合、又は(iii)第一信託委託者の財務状態若しくは事業に重大な影響を与え得る事由が発生した場合は、第一信託受託者に対し、遅滞なく通知すること。
- (j) 第一信託受託者が(i)第一信託に関する通知書若しくは報告書を交付し、(ii)自動車ローン債権に関し通知し、又は(iii)その他第一信託受託者として第一信託契約の規定に基づき要求される行為をするために、第一信託受託者に合理的な協力をする事。
- (k) サブ・サービシング契約及びサブ・サービサーとの業務委託契約に基づく義務を、両契約に従って、かつ第一信託受託者の合理的な指示に従って適切に履行すること。
- (l) 第一信託受託者の第一信託委託者に対するサービシング契約に基づくサービサーとしてのサービシング業務の委任期間において、(i)サービシング契約に規定されるサービサーとしての第一信託委託者の義務を遵守すること、(ii)サービサーとしての第一信託委託者は、サブ・サービサーをして、(x)本条各号に定める誓約事項（性質上第一信託委託者のみを対象とするものを除く。）と同様の義務を遵守させ、(y)第一信託受託者の承諾を得

て、第一信託契約に従ってサービシング業務の一部をサブ・サービサーに再委任する期間中、第一信託契約第 26.7 条に定める委任のための基準を充足させること（この場合、上記(x)については、本条に定める各号において、各第一信託委託者に対する言及はサブ・サービサーと読み替えるものとする。）。

- (m) あらゆる第三者の請求に対して、第一信託受託者の合理的な指示に従い、自動車ローン債権に係る第一信託受託者の権利、権原及び権益を維持すること。
- (n) (i)第一信託契約において第一信託委託者により表明若しくは保証された事項が、その表明がなされた時点において虚偽若しくは不正確であることが判明した場合、(ii)本条の誓約事項又は第一信託契約若しくはサービシング契約に基づくその他の義務に違反した場合、(iii)サービサー交代事由若しくはサブ・サービサー交代事由が発生した場合、(iv)第一信託契約に基づく第一信託委託者若しくはサービシング契約に基づくサービサーに重大な悪影響を及ぼすと合理的に判断される第一信託委託者に対する訴訟、仲裁若しくは行政手続が提起若しくは開始され、若しくは、第一信託委託者の知る限りにおいて、かかる訴訟、仲裁若しくは行政手続が提起若しくは開始されるおそれが生じた場合、又は(v)サービサーとしての第一信託委託者のサービシング契約に基づく義務の履行能力、又は自動車ローン債権に係る第一信託受託者若しくは第二信託受託者の利益に重大な悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような第一信託委託者の財務状況又は業務状況その他これに関連する事態の悪化が発生し又は発生するおそれがある場合には、いずれの場合においても第一信託受託者に対し、速やかにその旨報告すること。
- (o) 第一信託受託者の合理的な要請があった場合、第一信託受託者に対し、必要な関係当局からの同意、承認及び許可の取得、関係当局に対する報告、届出、及び「自動車ローン債権」又は「債務者」に係るその他必要な手続に関し、合理的な範囲で協力すること。
- (p) 第一信託受託者が要求する場合、第一信託受託者に対して、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に則って作成された正確かつ完全な第一信託委託者の財務諸表の写しを交付し、かかる財務諸表につき、第一信託契約期間中の各事業年度において、公正な監査人から監査を受けること。
- (q) 適用法令等により要求される方法及び場所にて、自動車ローン債権に係る第一信託受託者の権利、権原及び権益を常時保全及び保護するために必要なあらゆる合理的な行為を行うこと。

- (r) 第一信託契約又はサービシング契約により別途認められている場合を除き、自動車ローン債権がかかる行為の時点において適格基準の充足を欠くに至るような行為（債務者をして自動車ローン契約に係る期限の到来した支払に関してサービサー又は第一信託受託者のいずれかに対して抗弁権又は抗弁権の原因を取得させる行為を含むが、これらに限られない。）を行わず、また、自動車ローン債権に関する第一信託受託者の権利を害し得るその他の行為を行わないこと。
- (s) 第一信託契約又はサービシング契約により別途認められている場合を除き、第一信託受託者の事前の書面による同意を得ることなく、予定された満期に先立ち、自動車ローン契約の終了又は解除（信託開始日又は関連する自動車ローン債権が信託された各追加信託日の後に、(i)自動車ローン契約の規定に従った期限前弁済のため、又は(ii)ディーラー契約を締結したディーラー及び債務者の間における購入自動車の売買契約に関する合意解約により自動車ローン契約が終了する場合を除く。）を行わないこと。
- (t) 第一信託契約又はサービシング契約で別途認められている場合を除き、第三者に対して、自動車ローン債権、購入自動車、関連担保又は自動車ローン契約の売却、質権の設定、譲渡、信託（自己信託を含む。）又は移転を行わず、また、これらにつき先取特権その他の担保権の付与、設定若しくは設定の承認を行わないこと。なお、疑義を避けるために規定すると、購入自動車の登録名義がサブ・サービサーであることは本号の違反を構成しない。
- (u) 第一信託契約又はサービシング契約により別途認められている場合を除き、第一信託受託者の事前の書面による承諾を得ることなく、(i)自動車ローン債権の支払につき、支払期日を延期し、遅延させ若しくは免除する行為、(ii)関連書類のその他の規定を変更し、消滅させ、免除し若しくは免責する行為、(iii)自動車ローン債権に関する和解、又は(iv)上記と同様の効果を生じさせるその他の行為を、行わないこと。
- (v) 第一信託契約又はサービシング契約により別途認められている場合又は第一信託受託者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(i)第一信託委託者又はサービサーとして適切にその業務を実施するために必要かつ合理的な範囲を超え、かつ第二信託受託者に重大な影響を及ぼす方法により、関連書類又は取引文書（その与信基準及びサービシング手続を含むが、これに限られない。）に関する重要な事業方針を変更せず、また、(ii)関連書類に関する事業の重要な一部を譲渡しないこと。但し、かかる変更又は譲渡が第一信託委託者による取引文書に基づく義務の履行及び第一信託 ABL 契約に基づく第二信託受託者の権利に

悪影響を与えないよう合理的に決定されたものである場合にはこの限りではない。

- (w) 第一信託受託者が第一信託委託者の財務状況若しくは事業、又は取引文書に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼし得ると合理的に判断する、合併、会社分割、事業の承継、事業譲渡、株式交換、株式移転、経営委任、又はこれらに類似する行為を行わず、若しくはこれらについての第三者との交渉を行わないこと。
- (x) 自動車ローン債権に係る第一信託受託者の権益に重大な悪影響を及ぼす可能性があるとは合理的に判断される行為を行わないこと。
- (y) (i)反社会的勢力との間に資金関係を有さず、(ii)反社会的勢力と協働、若しくはその持続、活動に関与せず、又は、(iii)反社会的勢力を取締役等として選任し、従業員として雇用し若しくは経営に関与させないこと。
- (z) 反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者に該当せず、又は、子会社、取締役、役員又は従業員がこれらに該当せず、若しくはこれを許容しないこと。
- (aa) 反社会的行為を行わず、又は第一信託委託者のために第三者がこれを行うことを許容しないこと。
- (bb) 第一信託契約及びサービシング契約に定める第一信託受託者との取引の枠組みにおいて、第一信託委託者の従業員又は第三者による詐欺、横領、破産犯罪、競争法違反の犯罪、利益保証、贈賄、収賄又は他の買収関連の犯罪に起因する刑事責任を生ぜしめるおそれのあるいかなる行為（第三者による犯罪に起因する刑事責任を生ぜしめる行為については、第一信託委託者の従業員が、第三者が当該犯罪を行うことを予め認識していた場合に限り、）も行わず、かつ、第一信託委託者自身及び第一信託受託者との取引に適用される全ての法律、規則を遵守する義務を負うこと。
- (cc) 保有する劣後受益権の一部又は全部について、信用リスクをヘッジする方法その他の方法により、実質的に信用リスクを負担していない状態としないこと。
- (dd) 自己資本比率告示等における証券化エクスポージャーの取扱いに関する規定が改正された場合において、優先受益者又は第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）からの要請があった場合には、当該優先受益者又は第一信託 ABL 貸付人（第二信託契約に基づく貸付債権の信託以降は第二信託受託者）と改正後の自己資本比率告示等に

において必要とされる対応をとることについて誠実に協議すること。

- B. 第一信託受託者は、適用法令に定める場合を除き、第一信託契約に基づき取得した自動車ローン債権及び債務者に関する情報（債務者に関する個人情報保護法に定義される個人情報を含みますがこれに限られません。）を、秘密情報として、定義集の規定に従って取り扱うものとします。

第一信託受託者は、第一信託の信託財産を、当該財産の明細を第一信託受託者の元帳及びその他の記録に記録することにより、自己の固有財産、他の信託財産及び第一信託受託者の顧客その他の者のその他の財産と適切に分別し、いかなる場合においても各財産が第一信託の信託財産であることを判別できる状態で管理するものとします。

- (b) 本書の他の箇所において記載される事項に加えて、第二信託契約には以下の規定が含まれます。

(i) 第二信託の信託の存続期間及び第二信託の終了

- A. 第二信託契約に別段の定めがない限り、第二信託の存続期間は、第二信託開始日から第二信託終了日までとします。
- B. 第二信託契約において「**第二信託終了事由**」とは、以下のうちいずれか早く生じた事由を意味します。
- (a) 第二信託最終満期日が到来したこと。
- (b) 全ての第二信託の信託受益者及び全ての第二信託ABL貸付人が第二信託受託者に対し第二信託契約の終了を要求したとき。
- (c) 第一信託契約の規定に従って、第一信託契約が終了されることが決定されたこと。
- (d) 以下のいずれかの事由の発生により、第二信託契約が終了する旨の書面による通知を、第二信託受託者が、第二信託の信託受益者、第二信託ABL貸付人及び格付機関に対して送付したこと。
- (i) 第二信託受託者の責めによらない事由により、第二信託受託者が第二信託契約に基づくその受託者としての義務を履行することが、法律上不可能であること。
- (ii) 第二信託受託者に起因しない状況（適用法令等の変更及び第二信託契約を終了させるあらゆる裁判所の裁判、裁判例の変更、関係当局のガイドライン又は解釈の変更及び行政府の命令を含みますが、これに限定されません。）により、

第二信託受託者が第二信託契約に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、第一信託委託者がそれを認めたこと。

- (iii) 第二信託受託者に起因しない状況（戦争、天災及びその他のいわゆる不可抗力事由を含みますが、これに限定されません。）により、第二信託受託者が第二信託契約に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、第一信託委託者がそれを認めたこと。

第二信託終了事由が発生した場合、第二信託契約は、(i)上記第(a)号の場合は、当該事由の発生日、及び(ii)上記第(b)号乃至第(d)号の場合、当該第二信託終了事由の発生日の直後の第二信託交付日（当該第二信託終了事由が信託計算日（同日を含まない。）からその直後の第二信託交付日までの間に発生した場合には、当該第二信託交付日の直後の第二信託交付日とします。）において、第二信託契約は終了します。なお、かかる第二信託契約が終了した日を第二信託終了日（「**第二信託終了日**」といいます。）とします。

信託法第 164 条第 1 項の規定にかかわらず、第二信託は、第二信託委託者及び第二信託の信託受益者との間の合意によって解除されません。

(ii) 第二信託受託者の解任及び辞任

- A. 第二信託委託者及び第二信託の信託受益者は、第二信託契約に関する第二信託受託者の表明保証違反、その他契約違反があった場合、第二信託受託者の破産手続その他倒産手続の開始の申立てがあった場合、第二信託受託者の固有財産に関し、支払の停止若しくは支払不能になった場合、第二信託受託者に対し第二信託契約、信託法に基づく第二信託受託者の第二信託に関する義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政上の処分が下されたとき、又は適用法令等（信託法第 58 条第 4 項を含みますが、同条第 1 項を除きます。）に定める場合を除いて、第二信託受託者を解任することはできない。
- B. 第一信託受託者が第一信託契約に従って解任された場合、第二信託受託者は、第二信託契約に基づく何らの手段も要することなく、同時に解任されるものとします。さらに、第二信託受託者について以下のいずれかの事由が発生した場合、多数受益者及び ABL 貸付人は、第二信託受託者に対し書面で通知することにより、第二信託受託者を解任することができます。
 - (a) 第二信託受託者が第二信託契約に定める金銭の支払義務につき不履行に陥り、支払期日から 3 営業日を経過してもなお当該支払を行わない場合（但し、回収金口座内の金銭がその支払義務の履行に不足する場合を除きます。）。

- (b) 第二信託受託者が第二信託契約に定める義務（但し、上記第(a)号の支払義務を除きます。）につき重大な不履行に陥り、多数受益者及び ABL 貸付人の書面による通知を受領した後 30 暦日以内にかかる不履行を治癒しなかった場合。
 - (c) 第二信託受託者による第二信託契約に定める表明及び保証が、第二信託開始日における事項について、重要な点において、虚偽又は不正確であった場合。
 - (d) 第二信託受託者についての支払不能事由が発生した場合。
 - (e) 第二信託受託者につき、第二信託に関する、第二信託契約又は信託法に基づく第二信託受託者の義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政処分がなされた場合。
- C. 第二信託受託者は、以下の事由のいずれかが発生した場合、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対する通知を行うことにより、その第二信託受託者たる地位を辞任することができます。
- (a) 第二信託受託者が、日本での受託業務遂行の中止を決定した場合。
 - (b) 第二信託受託者が第二信託契約に基づくその義務を履行することが、著しく困難又は不可能となった場合。
 - (c) 第二信託受託者が、受託者適格基準に適合し、かつ各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人により後任受託者として行為することを承認された（当該承諾は、不合理に保留し、又は遅延させてはなりません。）、信託業務を遂行する資格を有する第三者を選定した場合。
 - (d) 第一信託受託者が、第一信託契約に従い、その第一信託受託者たる地位を辞任した場合。

第二信託受託者が第二信託契約の規定に従って解任され、又は辞任した場合、上記 C(c)の場合を除き、多数受益者及び ABL 貸付人は連帯して、受託者適格基準に適合し、第二信託契約に基づく受託者としての任命を承諾する意思がある後任受託者を任命するものとします。但し、第二信託委託者は、サービサー交代事由が発生していない限り、かかる任命に先立ち、第一信託委託者と協議の上、第一信託委託者の承諾を取得しなければならないものとします。

第二信託契約の規定にかかわらず、第二信託受託者の解任又は辞任は、後任受託者が選任され、当該選任が承認され、第二信託契約に基づくその権利及び義務を承継するまでは、効力を生じないものとします。第二信託受託者は後任受託者が第二信託における信託事務を承継するために必要な引継業務を行います。疑義を避けるために

付言すると、後任受託者が第二信託の受託者としての選任を受諾するまでは、第二信託受託者は、当該期間中、引き続き第二信託契約に基づくその義務を履行し、適用される第二信託に係る信託報酬を受領するものとします。

第二信託受託者の解任又は辞任が行われた場合、第二信託受託者は、速やかに、第二信託委託者及び第二信託の信託受益者との間の既存の第二信託受託者の権利義務関係を清算し、後任受託者又は多数受益者及び ABL 貸付人により指名された者に対して、第二信託契約の下で保有していた全ての記録、ファイル及び情報を引き渡すものとします。また、第二信託受託者は、第二信託契約の規定に基づき開設された口座に保管中の全ての金員その他第二信託契約の下で保有していた一切の金銭を、後任受託者により指定され、第二信託契約の規定に従い新たに開設される口座に移転しなければなりません。第二信託受託者は、第二信託受託者から後任受託者に対して第二信託の信託財産に対する権利を有効に移転し、かかる権利についての対抗要件の具備その他かかる権利の移転に必要な一切の手続を行うものとします。かかる手続に必要な費用は全て第二信託受託者の負担とします。

後任受託者は、特段の行為又は授權なくして、第二信託契約及び第二信託受託者が契約当事者となっている取引文書に基づく第二信託受託者の権利若しくは義務を承継するものとし、第二信託受託者に代わってこれを履行するものとします。但し、後任受託者により承継されるそれらに基づく権利義務は、第二信託受託者により後任受託者の選任前にすでに完全に行使又は履行済みの権利義務は含まないものとします。

第二信託契約の規定に基づく第二信託受託者の解任又は辞任があった場合、当該第二信託受託者は、解任又は辞任の効力発生日までに生じた全ての手数料、費用及び他の金銭について、その支払が予定されていた日に、その支払を受領する権限を有するが、その他の補償については、適用法令等により要請される場合を除き、これを受ける権限を有しないものとします。

(iii) 第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の間の意思決定

第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の同意の意思決定手続は、以下のとおりです。

- (a) 第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人が、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の総意又は多数受益者及び ABL 貸付人により決定されるべき事由が生じたと決定した場合、第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受託者に、意思決定要請書（第二信託契約にその様式が添付されます。）の提出により第二信託 ABL 貸付人の意思を判定するよう要求する書面による

通知を行うものとしします。

- (b) 第二信託受託者が意思決定要請書を上記(a)に従って受領した場合、各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対し、意思決定及び回答通知書（第二信託契約にその様式が添付されます。）の送付により通知します。
- (c) 第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人が上記通知を上記(b)に従って受領した場合、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、意思決定及び回答通知書に別段の定めがない限り、意思決定及び回答通知書を(b)の規定に従って通知がなされた日から 5 営業日以内（又は別途第二信託受託者が決定し、意思決定及び回答通知書に記載した日）に送付することによって第二信託受託者に通知します。第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人により送付された回答が条件付きである場合、当該第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は意思決定及び回答通知書に記載された提案に反対したものとみなされます。第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人が回答期限内に上記について回答を怠った場合、当該第二信託の信託受益者又は第二信託 ABL 貸付人は提案に賛成したものとみなされます。
- (d) 第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の意思が上記(c)に従って決定された場合、第二信託受託者は意思決定通知書（第二信託契約にその様式が添付されます。）を全ての第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に送付します。
- (e) 第二信託契約において第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の指図が必要な場合において、全ての第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の総意又は多数受益者及び ABL 貸付人の意思が上記(a)乃至(c)に従って決定された場合、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は上記(d)に規定される意思決定通知書が第二信託受託者により送付された時点で指図をしたものとみなされます。

第二信託受託者が第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の総意又は多数受益者及び ABL 貸付人により決定されるべき事由（サブ・サービシング契約第 9 項第(1)号に基づくサブ・サービサーとの協議について第一信託受託者に対して指図する必要がある場合を含みます。）が生じたと判定する場合、第二信託受託者は全ての第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対し意思決定をするよう要求する書面による通知を送付することができます。全ての第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に通知が送付された後の手続は、上記(c)及び(d)に準じるものとしします。

第二信託受託者が第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人の意思を判定する場合、第二信託受託者は、当該多数意思の計算を行う日の直前の第二信託交付日時点における、第二信託の信託受益者が有する第二

信託受益権元本残高及び第二信託 ABL 貸付人が有する第二信託 ABL 元本残高を計算しなければなりません。

(iv) 情報

第二信託受託者は、第二信託の信託受益者からの要請があった場合には、第二信託受託者は、適用法令等が許容する限り、第二信託の信託財産の明細書を第二信託受託者の本店において通常の営業時間中にいつでも検査できるようにしなければなりません。第二信託受託者は、適用法令等が許容する限り、第二信託の信託受益者、第二信託 ABL 貸付人及び格付機関に、第二信託契約に規定される第二信託に係る信託財産状況報告書とともに、第一信託受託者により第一信託契約に従って作成された信託財産状況報告書及び月次報告書の各写しを送付するものとし、第二信託受託者が第二信託契約に従って各第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に情報を開示した場合、第二信託受託者は第二信託契約に定める義務の遵守についての書面による確認を第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人から得るものとし、

第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、第一信託及び第二信託で意図される取引に関する情報（第二信託契約の規定に基づく検査及び要求により取得されたものを含みます。）を、適用法令等により要求される場合、内部管理等を目的としてその親会社（会社法第 2 条第 4 号に定義します。以下「親会社」といいます。）から開示の要求があった場合において、かかる目的の達成に必要な範囲で、当該親会社を開示するとき、又は第一信託契約又は第二信託契約において目的とされる取引に関し、その法律顧問、公認会計士、税理士又は格付機関に対して開示する必要がある場合を除き、債務者又は第三者に開示してはならず、また、かかる情報を、第二信託契約に関する目的以外の目的で使用してはなりません。第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、各第二信託受託者、第二信託委託者、第一信託受託者及び第一信託委託者に対し、上記義務の違反の結果生じた損害、責任、損失を補償するものとし、

上記にかかわらず、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人は、第二信託受益権又は第二信託 ABL の管理、譲渡及び譲渡の媒介を目的として、それらの潜在的譲受人又は金融商品の販売者に対して、第二信託契約の規定において課される守秘義務と実質的に同様の義務を課した上で、かかる目的に必要な範囲内で、第一信託及び第二信託に関する情報を開示することができます。

(v) 表明及び保証

A. 第二信託委託者は、第二信託契約締結日及び第二信託開始日において（但し、(j)及び(k)については、第二信託開始日に限るものとし、）、第二信託受託者、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (a) 第二信託委託者は日本法に基づき適法に設立され、有効に存続し、貸金業法に基づく貸金業を含む、その事業を遂行する完全な権利能力及び権限を有する、金融商品取引法に定義される金融商品取引業者であり、第一信託 ABL 契約及び第二信託契約において意図された取引（第一信託受託者への第一信託 ABL の提供及び第二信託受託者への貸付債権の信託を含むが、これらに限られない。）の締結、交付及び履行を授權するために必要な全ての内部手続及び法律上の手続を履践しており、これらの契約書は、有効かつ法的拘束力を有し、破産法、民事再生法、会社更生法及び特別清算又は適用法令等、その他一般に第二信託委託者の債務に影響を与える法律により制限されうる場合を除き、執行可能な第二信託委託者の債務を構成しており、又は構成するものであること。
- (b) 第二信託委託者の保有する貸付債権は譲渡可能であり、第二信託委託者による第二信託受託者に対する貸付債権の譲渡及び移転を含む、締結、交付及び履行は、第二信託委託者の定款その他の第二信託委託者の内部規則、第二信託委託者に適用される適用法令等又は第二信託委託者が当事者であるか若しくは第二信託委託者若しくはその資産が拘束を受ける金銭消費貸借契約、担保契約、信託証書その他の契約若しくは証書に違反若しくは抵触せず、これらの契約若しくは文書の不履行を構成せず、又は、これらの契約若しくは証書に基づき、第二信託委託者の財産若しくは資産に対して抵当権、質権、先取特権その他の担保権の負担を生じさせるものではないこと。
- (c) 第二信託委託者の第二信託契約に基づく義務の履行能力に、著しい悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような第二信託委託者に対する訴訟、仲裁又は行政手続は係属しておらず、また第二信託委託者が知る限り、係属するおそれがないこと。
- (d) 第二信託委託者は、(i)支払不能、(ii)支払停止又は(iii)債務超過の状態になく、第二信託の設定に関連して行われる取引の結果、上記(i)乃至(iii)の状態にならないこと。
- (e) 第二信託委託者に関して支払不能事由が発生及び継続しておらず、第二信託委託者の知る限り、第二信託委託者について、(i)支払不能事由に関して、いかなる手続の申立てもなされておらず、また(ii)電子交換所、株式会社全銀電子債権ネットワーク又は他の電子債権記録機関による取引停止処分又は同等の措置がなされておらず、かつそのおそれもないこと。
- (f) 第二信託委託者の取締役会又は株主総会において解散又は清算に関する決議が行われていないこと。

- (g) 貸付債権に関し、第二信託受託者以外の第三者に対して、売却、譲渡、交換、その他の処分を行っておらず、信託（自己信託を含む。）を行っておらず、また、これらに関し、抵当権、質権、先取特権その他の担保権若しくは負担を設定していないこと。
- (h) 第一信託 ABL 契約及び第二信託契約の締結、交付及び履行に関連して第二信託委託者が取得することを要する、あらゆる関係当局による重要な同意、許諾、承認及び認可は全て取得されており、かつ有効に存続していること。
- (i) 第二信託委託者は、第二信託契約に従う第二信託受託者に対する貸付債権の譲渡及び信託について、詐欺の意図その他不法な意図を有さないこと。
- (j) 第二信託委託者は、貸付債権の信託を、第二信託開始日以降、その適用法令等に従い作成される会計帳簿上も譲渡として処理し、第二信託開始日後は、貸付債権は第二信託委託者の当該帳簿上資産に含まれていないこと。
- (k) 貸付実行日において、第一信託 ABL の元本総額が、第一信託 ABL 契約に従って、第一信託受託者に対して支払われていること。
- (l) 第二信託委託者は、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者といかなる関係も有せず、これに関与せず、又はその他反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいずれの定義にも該当せず、及びいかなる反社会的行為も行っていないこと。
- (m) 第二信託受託者若しくはその子会社若しくは関連会社又はそれぞれの取締役、役員若しくは従業員はいずれも、制裁により取引が制限又は禁止されるものに該当しないこと。

「制裁」とは、米国財務省外国資産管理局（OFAC）、米国国務省、国連安全保障理事会、EU、フランス共和国、英国大蔵省及び日本その他の主要な国又は機関によって施行、実施、発動又は執行される経済又は取引上の制裁若しくは制限措置を意味します。

- B. 第二信託受託者は、第二信託契約締結日及び第二信託開始日において、第二信託委託者、第二信託の信託受益者及び第二信託 ABL 貸付人に対して、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - (a) 第二信託受託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続し、現在行っている業務を遂行する完全な権利能力及び権限を有する、信託業法に基づき信託業務を営む権限を有する信託会社であり、第二信託契約の締結及び交付を授権するために必

要な全ての内部手続及び法律上の手続を履践しており、第二信託契約は、破産法、民事再生法、会社更生法及び特別清算その他一般的に第二信託受託者の債務に影響を与える適用法令等により制限されうる場合を除き、有効かつ法的拘束力を有し、執行可能な第二信託受託者の債務を構成すること。

- (b) 第二信託受託者による自らが当事者となる取引文書の締結、交付及び履行（第二信託委託者からの貸付債権の受託を含む。）は、その定款及び内部規則、第二信託受託者に適用ある適用法令等又は第一信託委託者が当事者であるか若しくは第一信託委託者若しくはその資産が拘束を受ける金銭消費貸借契約、担保契約、信託証書その他の契約若しくは証書に違反若しくは抵触せず、及び、これらの契約若しくは文書の不履行を構成せず、又は、これらの契約若しくは証書に基づき第一信託委託者の財産若しくは資産に対して抵当権、質権、先取特権その他の担保権の負担を生じさせるものではないこと。
- (c) 第二信託受託者の第二信託契約に基づく義務の履行能力に著しい悪影響を及ぼすと合理的に判断されるような第二信託受託者に対する訴訟、仲裁又は行政手続は係属しておらず、また第二信託受託者が知る限り、係属するおそれがないこと。
- (d) 第二信託受託者は、(i)支払不能、(ii)支払停止又は(iii)債務超過の状態になく、第二信託の設定に関連して行われる取引の結果、上記(i)乃至(iii)の状態にならないこと。
- (e) 第二信託受託者に関して支払不能事由が発生及び継続しておらず、第二信託受託者の知る限り、第二信託受託者について、(i)支払不能事由に関して、いかなる手続の申立ても行われておらず、また(ii)電子交換所、株式会社全銀電子債権ネットワーク又は他の電子債権記録機関による取引停止処分又は同等の措置がなされておらず、かつそのおそれもないこと。
- (f) 第二信託受託者の取締役会又は株主総会において解散又は清算に関する決議が行われていないこと。
- (g) 第二信託受託者が当事者である取引文書の締結、交付及び履行に関連して第二信託受託者が取得することを要するあらゆる関係当局による一切の重要な同意、許諾、承認及び認可が取得されており、かつ有効に存続していること。
- (h) 第二信託受託者は、第二信託の引受に関して信託業法第24条第1項に規定された行為をいずれも行っていないこと。
- (i) 第二信託受託者は、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者といかなる関係も有せず、これに関与せず、又はその他反社会

的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいずれの定義にも該当せず、及びいかなる反社会的行為も行っていないこと。

- (j) 第二信託受託者が、信託に基づき自らの顧客その他の第三者のために保有する財産（第二信託契約に基づく信託を含むが、それに限定されない。）は、第二信託受託者の他の信託財産、又はその固有財産から分別して管理され、元帳及びその他の記録に別々に記載されていること。
- (k) 第二信託受託者若しくはその子会社若しくは関連会社又はそれぞれの取締役、役員若しくは従業員はいずれも、制裁によって取引が制限又は禁止される者ではないこと。
- (l) 第二信託受託者は、信託業法第28条第3項に従い、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制を整備していること。
- (m) 2025年4月30日付のCSGホールディング株式会社による第二信託受託者の全株式の取得により、第二信託受託者が当事者となる取引文書に基づく第二信託受託者の義務の履行に重大な悪影響を及ぼした変更がないこと。

(vi) 誓約事項

- A. 第二信託委託者は、第二信託受託者に対して、第二信託開始日以降、以下の各事項を遵守することを確約します。
- (a) 適用法令等により要求される方法及び場所にて、貸付債権に係る第二信託受託者の権利、権原及び権益を常時保全及び保護するために必要なあらゆる合理的な行為を行うこと。
 - (b) 第二信託契約で別途認められている場合を除き、第三者に対して、貸付債権の売却、質権の設定、譲渡又は移転、信託（自己信託を含む。）を行わず、また、これらにつき先取特権その他の担保権の付与、設定、負担、引受又は承認を行わないこと。
 - (c) あらゆる第三者の請求に対して、第二信託受託者の合理的な指示に従い、貸付債権に係る第二信託受託者の権利、権原及び権益を維持し、第二信託受託者をして維持させ又は「第二信託受託者」に協力すること。
 - (d) 貸付債権に係る第二信託受託者の権益に重大な悪影響を及ぼす可能性があるとは合理的に判断される行為を行わないこと。
 - (e) (i) 第二信託契約第4.1条において第二信託委託者により表明若しくは保証された事項が、その表明がなされた時点において虚

偽若しくは不正確であり、又は(ii)第二信託契約に基づく第二信託委託者の義務の履行能力に著しい悪影響を及ぼすと合理的に判断される第二信託委託者に対する訴訟、仲裁若しくは行政手続が提起若しくは開始され、また、第二信託委託者が知る限り、かかる訴訟、仲裁若しくは行政手続が提起若しくは開始されるおそれが生じた場合、第二信託委託者は、第二信託受託者に対し、適用法令等、第二信託委託者に対する管轄権を有する関係当局が禁止又は制限しない範囲において、速やかにその旨報告すること。

- (f) 第二信託受託者に対し、必要な関係当局からの同意、承認及び許可の取得、それらに対する報告、届出、及び貸付債権に係るその他必要な手続に関し、合理的な範囲で協力すること。
 - (g) (i)反社会的勢力との間に資金関係を有さず、(ii)反社会的勢力と協働、若しくはその持続、活動に関与せず、又は、(iii)反社会的勢力を取締役等として選任し、従業員として雇用し若しくは経営に関与させないこと。
 - (h) (i)反社会的勢力、(ii)反社会的勢力関係者若しくは(iii)制裁によって取引が制限又は禁止される者に該当せず、又は、子会社、取締役、役員又は従業員がこれらに該当することを許容しないこと。
 - (i) 反社会的行為を行わず、又は第三者が第二信託委託者のためにこれを行うことを許容しないこと。
- B. 第二信託受託者は、第二信託の信託財産を、当該財産の明細を第二信託受託者の元帳及びその他の記録に記録することにより、自己の固有財産及び第二信託受託者の顧客その他の者の財産と適切に分別し、いつでも各財産が第二信託の信託財産であることを判別できる状態で管理するものとします。
- C. 第二信託受託者は、第二信託委託者に対して、第二信託開始日以降、以下の各事項を遵守することを確約します。
- (a) (i)反社会的勢力との間に資金関係を有さず、(ii)反社会的勢力と協働、若しくはその持続、活動に関与せず、又は、(iii)反社会的勢力を取締役等として選任し、従業員として雇用し若しくは経営に関与させないこと。
 - (b) (i)反社会的勢力、(ii)反社会的勢力関係者若しくは(iii)制裁によって取引が制限又は禁止される者に該当せず、又は、子会社、取締役、役員又は従業員がこれらに該当することを許容しないこと。

- (c) 反社会的行為を行わず、又は第二信託受託者のために第三者がこれを行うことを許容しないこと。

II. 信託財産を構成する資産の概要

1. 信託財産を構成する資産に関する法制度の概要

上記「I. (信託財産の概要)、2. 信託財産の基本的性格」において記述のとおり、第一信託の信託財産を構成する主要な資産は、自動車ローン債権です。自動車ローン債権には、民法及び割賦販売法が適用されます。債務者が倒産した場合、当該債務者に応じ、破産法、民事再生法又は会社更生法が適用されます。

各自動車ローン債権は、第一信託委託者、保証人、ディーラー及び債務者の間で締結される自動車ローン契約から発生します。

2. 信託財産を構成する資産の組成及び回収

(1) 自動車ローン債権の組成

MBF は、各業務委託契約に基づき、各サブ・サービサーに対し、債務者の信用分析、債務者との交渉、債務者からの自動車ローン債権の回収及びそれらの MBF への引渡並びに自動車ローン契約及び債務者のデータのスコアリングその他の自動車ローン債権に係る多くのサービスの提供を委託しています。

自動車ローン債権の組成の概要は、以下のとおりです。

借入申込：自動車の購入者によって記入された自動車ローンの借入申込は、ディーラーからサブ・サービサーに送付されます。若しくは、かかる申込はシステムを通じて電磁的に送付されます。当該サブ・サービサーは、申込書に漏れがないかを確認します。

与信審査：借入申込みが完了すると、各サブ・サービサーは、スコアリングシステムを利用して、与信審査を行います。

資金付与：サブ・サービサーによって借入申込みが承認され、購入者から改めて自動車ローン契約締結の意思を確認した後、ディーラーは、サブ・サービサーから承認された旨の連絡を受けます。申込者によって署名された自動車ローン契約は、サブ・サービサーに送付され、実際の契約の条件が承認された借入申込みの条件と合致することを確認します。電子契約書による署名の場合は自動車ローン契約がシステム上に記録保管されます。契約の条件が承認された借入申込みと合致する場合には、MBF は、車両代金残金をディーラーに対して購入者のために立替払いし、購入者は、債務者として、車両代金残金と分割払手数料の合計額に相当する自動車ローン債権に係る債務を負担するものとします。

(2) 自動車ローン債権の回収及び第一信託受託者への引渡し

サービシング契約の条項に従って、第一信託受託者は、自動車ローン債権の回収に関して、第一信託委託者をサービサーとして選任し、以下の事項の履行を委託します。

- (a) 適用法令等により認められる範囲内における自動車ローン債権の回収及び管理（回収金の受領、自動車ローン債権又は当該自動車ローン債権に係る債務者から行われた抗弁に関して債務者と連絡及び協議を行うこと、及び適切な場合に、ディーラー契約に関してディーラーとの連絡及び協議を行うことを含みます。）。
- (b) サービサーの銀行口座から信託管理口座への回収金の振替。
- (c) サービシング契約の規定に従った月次報告書の作成及び報告日における第一信託受託者への提出並びにサービシング契約の規定に従った格付機関その他の者に対するその写しの提出。
- (d) サービシング契約の規定に従った自動車ローン債権及び関連書類の保管及び保持。
- (e) 上記に付随する事項及びその他サービシング契約において規定される事項。

なお、サービサーは、サービシング契約において、以下の義務を負うものとされています。

- (a) サービシング契約に基づく義務を、一切の適用法令等を遵守の上、履行し、サービサーとしての適格性ある、善良な管理者としての水準を維持すること。
- (b) サービシング契約又は第一信託契約に別段の定めのある場合を除き、その時点において有効なサービサーの標準手続（以下「**サービシング手続**」といいます。）に従いサービサーとしての義務を履行し、第一信託受託者は、サービシング契約の規定に従い、サービシング手続を定期的に調査することができること。

サブ・サービサーは、サブ・サービシング契約に基づき、業務委託契約において MBF に対して提供しているサービスと同様のサービスを、第一信託受託者から委託されたサブ・サービサーとして履行することを約束しています。

サブ・サービサーは、自動車ローン契約に基づき、毎月 27 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とします。）に、期限が到来した割賦払金を、自動的に債務者の銀行口座から引き落とします。サブ・サービサーが債務者から受領する全ての約定弁済は、自動引き落としにより行われます。約定弁済の予定については、支払日の前に、債務者に連絡されます。

自動車ローン契約に関する全ての支払（毎月 27 日に自動引き落としにより回収される支払、期限前弁済、保証契約に基づく JACCS 及び Orico の支払及び債務不履行に基づく違約金を含みますが、これらに限られません。）は、サブ・サービサーにより、毎月 27 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とします。）に、MBF に入金されます。

サービサーとしての MBF は、(i)初回の送金日において、抽出基準日の翌営業日（同日を含みます。）から第一回目の回収期間の末日（同日を含みます。）までの期間における全ての回収金を、(ii)その後の各送金日において、当該送金日の直前の回収期間においてサービサーとしての MBF が債務者から受領した全ての回収金を、第一信託受託者に対して、信託管理口座に銀行振込する方法により交付するものとされています。

上記の規定にかかわらず、リボルビング期間において、各送金日において下記第(a)号及び第(b)号の双方が充足される場合に限り、サービサーとしての MBF は、当該送金日の直後の第一信託交付日において、繰延金額を、第一信託受託者に対して交付するものとされています。

- (a) 早期償還事由が発生し、かつ継続していないこと。
- (b) サービサーが、第一信託委託者として、第一信託受託者に対して、直後の追加信託日（リボルビング期間）において、関連する追加信託抽出基準日（リボルビング期間）における未払元本残高の総額が当該送金日の直後の第一信託交付日において第一信託契約第 18.2 条第(a)号乃至第(e)号を適用した後の交付可能元本金額の残額を超えない追加自動車ローン債権を第一信託受託者に信託するために、追加信託の申請を提出していること。

但し、(i)当該送金日後に早期償還事由が発生した場合、(ii)サービサーが、第一信託委託者として、上記第(b)号の追加自動車ローン債権を第一信託受託者に対して信託しないことを決定し、若しくは第一信託受託者が、当該送金日後に当該信託に必要な承諾を行わないことを決定した場合、又は(iii)本条第(a)号又は第(b)号のいずれかの違反により関連する送金日後に上記規定が適用されなくなった場合、サービサーは、直ちに繰延金額を第一信託受託者に対して交付します。

疑義を避けるために付言すると、(i)サービシング契約第 6.2 条本文が適用されない場合、サービサーは、サービシング契約第 6.1 条に従って各送金日に回収金を交付するものとし、(ii)サービシング契約第 6.2 条本文が適用される場合、サービサーは、サービシング契約第 6.1 条に従って各送金日に回収金（繰延金額を除きます。）を交付します。

(3) 月次報告書

サービサーは、サービシング契約に従い、各回収期間に関して、月次報告書を作成します。かかる月次報告書は、第一信託受託者、第二信託受託者、格付機関及び第二信託受託者が指定する者に対して提出されます。サービサー

は、第二信託受託者が月次報告書の写しを第二信託の信託受益者、第二信託 ABL 貸付人、格付機関、Nikko 及び第二信託受託者が必要と判断するその他の者に対して、提出することに同意しています。

(4) サービシング手数料

各第一信託交付日において、第一信託受託者は、サービサーに対して、当該第一信託交付日の直前の回収期間に関するサービシング手数料として、年率 0.65% の 12 分の 1 に直前の回収期間の開始時点において残存する自動車ローン債権の未払元本残高の合計額を乗じた額（消費税別）を、第一信託契約に規定される支払の優先順位に従い、支払うものとします。但し、早期償還事由が発生するまでの間、かかるサービシング手数料は、第一信託受託者に対して引き渡すべき回収金から控除する形で支払うことができるものとします。

サービサーがサービシング契約に基づく義務の履行のため負担したあらゆる費用（サブ・サービサーに対する手数料を含みます。）は、サービサーがこれを負担します。

(5) サービサー交代事由

以下のいずれかの事由（以下個別に「**サービサー交代事由**」といいます。）が発生した場合、第一信託受託者は、第二信託受託者の指図に従って、サービサー、第二信託受託者及び格付機関に事前の書面による通知を行った上で、サービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託を終了させることができます。第一信託受託者は、かかるサービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託の終了の決定が第一信託受託者の故意又は過失に基づくものである場合を除き、かかる終了に関する責任を負わないものとします。

- (a) サービサーについての支払不能事由が発生したこと。
- (b) サービシング契約その他の自己が当事者（その地位の如何を問いません。）となる取引文書に基づく第一信託受託者に対するサービサーによる必要な支払（又はサービサーが他の者をして行わせる支払）に不履行があり、かつ、かかる不履行が、第一信託受託者によるサービサーへの通知から 5 営業日以内に治癒されなかった場合。
- (c) サービサーによる、サービシング契約その他の自己が当事者となる取引文書に基づく誓約事項又は合意に関する重要な点における不遵守又は不履行があり、かつかかる不履行等が第一信託受託者によるサービサーへの通知から 30 暦日以内に治癒されなかった場合。
- (d) サービシング契約その他の自己が当事者となっている取引文書に基づく表明及び保証に重要な点に違反し、係る違反が 30 暦日以内に治癒されない場合。

- (e) サービサーがサービシング契約その他の自己が当事者（その地位の如何を問いません。）となっている取引文書に基づく主要な義務を履行することが違法となった場合。
- (f) サービシング契約が無効、無効になりうる状態又はその他執行不能となる場合。
- (g) 第一信託受託者が、第一信託契約に基づく第二信託受託者の権利又は利益を保護するためにサービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託を終了する必要がある重大な事由を認めた場合。

サービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託が上記のいずれかの事由の発生により終了した場合、第一信託受託者は、自己の権限の範囲内においてサービシング業務を行うものとします。第一信託受託者が、第二信託受託者の利益のために後任サービサーを選任する必要があると判断する場合には、第一信託受託者は、第一信託契約の規定に従って、サービシング業務を後任サービサーに委託するものとします。

サービサー交代事由が発生し、サービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託が終了する場合、サービサーは、当該終了後直ちに、自ら又は第三者をして、通知書（サービシング契約にその様式が添付されます。）による通知を当該時点における全ての債務者に対して送付します。サービサーは、サービシング契約及びサービシング契約に基づくサービサーに対するサービシング業務の委託が終了した場合に、債務者に対してかかる通知を行うための代理人として、サービシング契約をもって第一信託受託者を選任します。本(5)に基づく義務及び第一信託受託者の選任は、サービシング契約が終了した場合も存続します。

サービサーは、第一信託受託者に対し、サービシング契約の条項に従い第一信託受託者がサービシング契約に基づくサービシング業務の委託を終了させた場合、第一信託受託者により書面による別段の要請がなされない限り、債務者からの自動車ローン債権の回収事務を含むサービシング業務の履行を停止する旨、並びに当該選任終了に関連する事務に関する第一信託受託者及び後任サービサーの合理的な要請に協力する旨を誓約します。当該事務には、(a)債務者の口座からサービサーの口座への回収金の自動振替を即時に停止し、かつ新しい支払方法の通知を作成及び交付すること、(b)サービシング契約の規定に従い、サービサーが保管している自動車ローン契約及び債務者に関するその他の書類及び資料を第一信託受託者又は後任サービサーに提供すること、(c)自動車ローン債権の回収に必要なデータを第一信託受託者又は後任サービサーに提供すること、並びに(d)サービシング業務の引継を円滑にするために第一信託受託者が合理的に指定するその他の行為を行うことを含みますが、これらに限定されません。

3. 信託財産を構成する資産の内容

(1) 適格基準

第一信託の信託財産を構成する自動車ローン債権は、関連する自動車ローン債権が抽出される抽出基準日において、以下の適格基準を充足しなければなりません。

- (a) 各自動車ローン契約の締結に関して、全ての必要な同意、承認、認可が取得されていること。
- (b) 各自動車ローン債権は、日本法を準拠法とし、日本円により支払が行われること。
- (c) 各自動車ローン債権は、全額が貸し付け済みであり、各自動車ローン債権に適用される金利の種類が固定金利であること。
- (d) 各自動車ローン契約が、1 台の購入自動車に関連して有効に締結され、及び当該自動車はその担保とされていること。
- (e) 各自動車ローン債権につき、抽出基準日時点において少なくとも 1 回の月賦払いが行われており、また各自動車ローン債権に延滞が発生していないこと。
- (f) 各自動車ローン債権に関する全ての月賦払が、当該自動車ローン債権の発生日から 84 月以内に行われること。
- (g) 各自動車ローン債権に関する全ての月賦払が、銀行口座経由で毎月 27 日に行われ、スキップ又は不均等な支払がない、均等分割払いである（但し、ボーナス月として指定された月の支払を除く。）か、又は最終回の割賦金額にバルーン・ペイメントが含まれるものであること。
- (h) 自動車ローン債権が JACCS 又は Orico により連帯保証されていること。
- (i) 各自動車ローン債権は、ウェルカムプラン又はスタンダードローンであり、かつ、第一信託委託者、保証人、ディーラー及び債務者の間で締結された第一信託契約の付属書類 C の別紙 A の様式による自動車ローン契約に基づくものであり、当該自動車ローン契約はその条件及び全ての適用法令等に従って法的に有効かつ拘束力あるものであること。
- (j) 各自動車ローン契約が、第一信託委託者の通常の業務において、第一信託委託者の引受・管理手続に従って組成されていること。
- (k) 関連する自動車ローン契約の締結日又はそれ以前において、債務者に対して、関連するディーラー又はその従業員により、詐欺又は不実の説明がなされておらず、また、ディーラーは、当該債務者が日本法において消費者

として扱われる場合、債務者に対する購入自動車の販売に関し適用ある全ての消費者保護の関連法令を遵守していること。

- (l) 第一信託委託者、保証人及び債務者が、関連書類及び関連書類に基づく取引に適用されるあらゆる適用法令等を遵守していること。
- (m) 自動車ローン契約が、あらゆる日本法を遵守し、及び、不利な請求、紛争、相殺、反訴請求又はその他一切の抗弁の対象となっておらず、自動車ローン債権の支払は何ら相殺又は控除されることなく行われるものであること。
- (n) 第一信託委託者が債務者と自動車ローン債権に関して、自動車ローン債権の返済を猶予する合意（但し、リファイナンス・オプションに基づくものを除く。）をしていないこと。
- (o) 自動車ローン契約、自動車ローン債権又は購入自動車のいずれにも、いかなる負担又は担保権も設定されていないこと（関連担保を除く。）。
- (p) 自動車ローン債権に関して、差押え、仮差押え、又は他の強制執行、保全処分、租税滞納処分が開始されていないこと。
- (q) 自動車ローン債権に関して、(i)当初の契約で規定された支払期日の延長、又は割賦金若しくは支払利息の金額等の支払条件の変更、又は(ii)債務者の変更を含む、債務者の信用力に影響を及ぼす可能性のある他の重要な条件の変更がなされていないこと。
- (r) 自動車ローン債権を担保するため、購入自動車の留保所有権がディーラーから第一信託委託者に移転しており、かかる留保所有権は当該自動車ローン債権が自動車ローン契約に従い完済されるまで有効に第一信託委託者に留保されること。購入自動車の留保所有権は、第三者の差押その他の負担の対象となっておらず、当該自動車ローン債権の信託と同時にかかる留保所有権が第一信託委託者から第一信託受託者に有効に移転するものであること。
- (s) 自動車ローン債権は、購入自動車に関するメンテナンス又はその他のサービスに係る債権を含まないこと。
- (t) 自動車ローン債権は、リファイナンスローンに基づく債権を含まないこと。
- (u) 自動車ローン債権に係る自動車ローン契約は、特定商取引に関する法律第9条第1項に規定される契約に該当せず、割賦販売法第8条第1号イ又はロの規定する連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約に該当しないこと。
- (v) 債務者が法人である場合には、日本において設立された法人であり、Mercedes-Benz Group AGの関連会社ではないこと。債務者が自然人である場合には、日本に居所を有すること。

- (w) 債務者が Mercedes-Benz Group AG 又はその関連会社に雇用されている者ではないこと。
- (x) 債務者につき破産手続その他の倒産手続が係属していないこと。
- (y) 債務者は、自動車ローン債権の譲渡に伴う第一信託受託者に対する個人情報提出につき、これを拒絶する意思を表示していないこと。自動車ローン契約の締結に際して、第一信託委託者の第一信託受託者に対する個人情報提出に関する同意と矛盾する事実（債務者は、関連する自動車ローン契約の締結に際して譲渡禁止条項を要求することができない立場にあったなど）はないこと。
- (z) 債務者は、反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者といかなる関係も有せず、これに関与せず、又はその他反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者のいかなる定義にも該当せず、かついかなる反社会的行為も行っていないこと。
- (aa) 各自動車ローン債権が、他の債務者に対する他の債権と識別可能であること。
- (bb) 第一信託委託者は、自動車ローン債権の唯一の正当な債権者であり、当該自動車ローン債権を第一信託受託者以外のいかなる第三者に対しても、譲渡又は信託譲渡（自己信託を含む。）していないこと。
- (cc) 第一信託委託者は、自動車ローン債権に関して、その権利を売却し、譲渡することを禁止されておらず、自動車ローン債権は売却又は譲渡の方法により移転しうるものであること、及び、当該移転につき、契約若しくは法律の規定による制限は付されておらず、また、債務者に対する事前通知若しくは債務者からの事前の承諾の取得は要求されていないこと。
- (dd) 自動車ローン債権につき自然人が保証している場合であって、債務者が事業のために自動車ローン債権に係る債務を負担する場合には、第一信託委託者が、債務者による当該保証人に対する民法第 465 条の 10 第 1 項に定める情報提供義務の不履行を認識していないこと。
- (ee) 自動車ローン債権は、抽出基準日に、第一信託受託者の有する全ての適格基準を満たす債権から無作為抽出したものであること。

(2) 自動車ローン債権の構成

別紙に記載のとおり。

別紙に含まれる統計上の情報は、自動車ローン債権の当初抽出基準日におけるプールに関するものです。自動車ローン債権の特性は、時の経過とともに変化し、自動車ローン債権が他の日において別紙に記載されるデータと同様の特性を有するとは限りません。

4. 過去のパフォーマンス・データ

別紙に記載のとおり。

別紙において、MBF の自動車ローン・ポートフォリオの過去のパフォーマンス・データを抜粋しています。

第三部 関連法人の情報

別段の記載が無い限りは、各財務数値は連結ベースのものです。

1. 信託受託者の状況

キャピタル信託株式会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の目的等

- (a) 名称：キャピタル信託株式会社
- (b) 住所：東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 31 階
- (c) 代表取締役の名称：上岡弘之
- (d) 資本金の額：3 億 5,000 万円（2024 年 3 月 31 日現在）
- (e) 事業目的：信託業
- (f) 主たる株主（2025 年 5 月 1 日現在）：CSG ホールディング株式会社

(2) 関連業務

第一信託受託者、第一信託 ABL の借入人、第二信託受託者及び第二信託 ABL の借入人

(3) 資本関係

他の当事者との資本関係はありません。

(4) 経理の状況（単体ベース）

(a) 最近 2 事業年度における主な資産及び負債の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
資産合計	847	823
負債合計	81	46
純資産合計	766	776

(b) 最近 2 事業年度における損益の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
--	---------------------------	---------------------------

営業収益	324	290
経常利益	95	33
当期純利益	141	10

2. 第一信託委託者の状況

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の目的等

- (a) 名称：メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社
- (b) 住所：千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト8階
- (c) 代表取締役の名称：アンドレアス・レーア及びシュテファン・クロエル
- (d) 資本金の額：44億円（2024年12月31日現在）
- (e) 事業目的：金銭貸付、リース、割賦購入あっせん
- (f) 主たる株主（2024年12月31日現在）：メルセデス・ベンツ・モビリティAG

(2) 関連業務

第一信託委託者及びサービスー

(3) 資本関係

他の当事者との資本関係はありません。

(4) 経理の状況（単体ベース）

(a) 最近2事業年度における主な資産及び負債の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	2023年12月31日現在	2024年12月31日現在
資産合計	602,397	683,431
負債合計	534,780	611,534
純資産合計	67,616	71,896

(b) 最近2事業年度における損益の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高	24,747	27,643
経常利益	7,834	9,090
当期純利益	5,316	6,340

3. 主幹事の状況

SMBC 日興証券株式会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の目的等

- (a) 名称：SMBC 日興証券株式会社
- (b) 住所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
- (c) 代表取締役の名称：吉岡秀二
- (d) 資本金の額：1,350 億円（2024 年 3 月 31 日現在）
- (e) 事業目的：金融商品取引業
- (f) 主たる株主（2025 年 3 月 31 日現在）：株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(2) 関連業務

第一信託 ABL 貸付人、第二信託委託者及び第二信託当初受益者

(3) 資本関係

他の当事者との資本関係はありません。

(4) 経理の状況（単体ベース）

(a) 最近 2 事業年度における主な資産及び負債の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
資産合計	14,993,217	19,739,506
負債合計	14,147,220	18,575,253
純資産合計	845,997	1,164,252

(b) 最近 2 事業年度における損益の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
営業収益	262,888	403,315
経常利益	▲38,342	36,158
当期純利益	▲32,314	26,832

4. その他の関連会社の状況

株式会社オリエントコーポレーション

(1) 名称、資本金の額及び事業の目的等

- (a) 名称：株式会社オリエントコーポレーション
- (b) 住所：東京都千代田区麹町五丁目2番地1
- (c) 代表取締役の名称：梅宮真
- (d) 資本金の額：1,500億7,500万円（2024年3月31日現在）
- (e) 事業目的：カード・融資事業、決済・保証事業、個品割賦事業、銀行保証事業
- (f) 主たる株主（2024年3月31日現在）：株式会社みずほフィナンシャルグループ、伊藤忠商事株式会社、株式会社日本カストディ銀行及びその他

(2) 関連業務

自動車ローン債権の保証人及びサブ・サービサー

(3) 資本関係

他の当事者との資本関係はありません。

(4) 経理の状況

(a) 最近2事業年度における主な資産及び負債の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
資産合計	2,413,949	3,147,643
負債合計	2,184,174	2,901,959
純資産合計	229,775	245,683

(b) 最近 2 事業年度における損益の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
営業収益	227,693	229,054
経常利益	23,070	16,118
当期純利益	19,212	12,551

株式会社ジャックス

(1) 名称、資本金の額及び事業の目的等

(a) 名称：株式会社ジャックス

(b) 住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 18 号

(c) 代表取締役の名称：村上亮

(d) 資本金の額：161 億 3,818 万円（2024 年 3 月 31 日現在）

(e) 事業目的：ショッピングクレジット、オートローン、クレジットカード、ローンカード、信用保証、住宅ローン保証、集金代行

(f) 主たる株主（2024 年 3 月 31 日現在）：株式会社三菱 UFJ 銀行、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行及びその他

(2) 関連業務

自動車ローン債権の保証人及びサブ・サービサー

(3) 資本関係

他の当事者との資本関係はありません。

(4) 経理の状況

(a) 最近 2 事業年度における主な資産及び負債の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
資産合計	3,575,732	3,777,595
負債合計	3,365,126	3,539,155

純資産合計	210,605	238,440
-------	---------	---------

(b) 最近 2 事業年度における損益の内容

(単位 百万円：未満切捨て)

	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
営業収益	173,506	184,782
経常利益	31,769	33,060
当期純利益	22,139	24,090

第四部 定義

「**ABL 元本残高**」とは、「貸付実行日」における「第一信託 ABL」の元本額から、当該日よりも前に支払われた全ての「ABL 支払元本額」の総額を控除したものをいう。

「**ABL 支払元本額**」とは、「リボルビング期間」満了後の各「第一信託交付日」に関し、(i)「第一信託契約」第 18.2 条第(a)号から第(f)号まで又は(ii)「第一信託契約」第 18.4 条第(a)号から第(f)号までを適用した後の「元本勘定」内の金銭の残額に等しい金額をいう。「ABL 支払元本額」は「ABL 元本残高」を超えないものとする。

「**JACCS**」とは、株式会社ジャックス（東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 18 号）をいう。

「**MBF**」とは、メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社（千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 8 階）をいう。

「**Nikko**」とは、SMBC 日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号）をいう。

「**Orico**」とは、株式会社オリエントコーポレーション（東京都千代田区麹町五丁目 2 番地 1）をいう。

「**委託者**」とは、(i)「第一信託」の場合は、「MBF」、(ii)「第二信託」の場合は、「Nikko」をいう。

「**ウェルカムプラン**」とは、「自動車ローン契約」の一つの種類であり、その支払方法が分割払い及び「バルーン・ペイメント」による支払であり、かつ、最終の割賦弁済金について「債務者」に以下のオプションが付与されるものをいう。

- (a) 最終の割賦弁済金の支払。
- (b) 「売却オプション」。
- (c) 「リファイナンス・オプション」。

「**営業日**」とは、銀行が日本において法令等により休業することが認められ、又は休業が義務付けられる日以外の日をいう。

「**会社更生法**」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。その後の改正を含む。）をいう。

「**回収期間**」とは、「信託期間」中、直前の「回収期間」の翌日（同日を含む。）から始まり、翌暦月 27 日（当該日が「営業日」でない場合は、直後の「営業日」とする。）（同日を含む。）までの期間をいう。初回の「回収期間」は、「信託開始日」から始まり 2025 年 5 月 27 日までの期間をいい、2 回目の「回収期間」は、2025 年 5 月 28 日から始まり、2025 年 6 月 27 日までの期間をいう。

「**回収金**」とは、「自動車ローン債権」に関して、「回収期間」に收受する金銭をいい、「元本回収金」及び「収益回収金」を含む。なお、「第一信託委託者」が「保証人」に対して「保証料」の支

払義務を負う場合には、当該「保証料」が控除される前の額とする。疑義を避けるために規定すると、「債務者」が期限前弁済を行う場合又は「サブ・サービサー」が関連する「自動車ローン債権」の義務の履行の結果として支払を行う場合、当該「自動車ローン債権」に係る「回収金」の金額は、「未払元本残高」と「サービサー」が「債務者」又は「サブ・サービサー」からかかる期限前弁済又は支払を受けた日の属する「回収期間」に対応する未払利息の合計額に等しい金額とみなす。

「**回収金口座**」とは、「第二信託受託者」が（「第二信託開始日」又はその前に）「第二信託受託者」の名義で「第二信託契約」の「信託財産」に含まれる全ての金銭を保有するために、「第二信託契約」に基づき「適格金融機関」に開設する銀行口座をいう。

「**格付機関**」とは、「ムーディーズ」をいう。

「**格付報酬**」とは、「格付機関」に対して支払われる報酬をいう。但し、「MBF」により支払われる当初の報酬を除く。

「**貸金業法**」とは、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含む。）をいう。

「**貸倒自動車ローン債権**」とは、「報告日」において、次の要件のいずれかに該当する「自動車ローン債権」であり、当該「報告日」の直前の「回収期間」において、当該「自動車ローン債権」のうち弁済期が到来している支払の全部につき「保証人」により保証履行がなされていないものをいう。

(a) 「債務者」が連続する 3 ヶ月を超えて支払を徒過していること。

(b) 「サービサー」所定の与信基準に従い「サービサー」が貸倒れと判断したこと。

「**貸付**」とは、「第一信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味を有する。

「**貸付額**」とは、「第一信託 ABL 契約」及び「第二信託 ABL 契約」に定める貸付金額を個別に又は総称していう。

「**貸付義務**」とは、「第一信託 ABL 契約」及び「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味をそれぞれ有する。

「**貸付債権**」とは、「第一信託 ABL 契約」に基づいて発生する貸付債権に係る元本、利息及び遅延損害金（もしあれば）（疑義を避けるために付言すると、「第一信託 ABL 契約」に関する全ての権利及び権原を含む。）をいう。

「**貸付実行日**」とは、「第一信託 ABL」が実行される日である 2025 年 5 月 28 日をいう。

「**貸付人口座**」とは、「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味を有する。

「**貸付不能事由**」とは、「第一信託 ABL 契約」及び「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味をそれぞれ有する。

「**割賦販売法**」とは、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。その後の改正を含む。）をいう。
「**元本回収金**」とは、「回収金」のうち、以下のものをいう。

- (a) 関連する「自動車ローン債権」を抽出する「抽出基準日」後、「自動車ローン債権」に関し「サービサー」が受領する全ての元本の支払額（「債務者」による支払額（全ての未払割賦弁済金、全ての期限前弁済額、遅延損害金（「サービサー」に関するものに限る。）の支払額を含む。）及び「保証人」による支払額を含む。）（当該「自動車ローン債権」に関して当該「債務者」が「売却オプション」を行使した場合において当該「債務者」が「サービサー」に支払った調整金額を除く。）
- (b) 当該「自動車ローン債権」に関して当該「債務者」が「リファイナンス・オプション」又は「売却オプション」を行使した「自動車ローン債権」に関連する補償として、「第一信託委託者」が「第一信託受託者」に対して支払った「補償金額」。
- (c) 「関連担保」の実行又は「購入自動車」の処分による全ての手取金。
- (d) 「第一信託契約」に従って「自動車ローン債権」を買い戻すために「第一信託委託者」が「第一信託受託者」に対して支払った買戻代金。

「元本回収金勘定」とは、「第二信託契約」に基づき「回収金口座」内に設けられる元本回収金勘定をいう。

「元本勘定」とは、「第一信託契約」に基づき「信託管理口座」内に設けられる元本勘定をいう。

「関連書類」とは、「自動車ローン契約」、及び「自動車ローン債権」、「購入自動車」又は「関連担保」に関連する全ての文書をいう。

「関連担保」とは、「自動車ローン債権」に関して「自動車ローン債権」を担保するあらゆる担保（「購入自動車」に係る留保所有権を含む。）をいう。

「業務委託契約」とは、(i)「MBF」及び「JACCS」の間の 2020 年 12 月 10 日付オート・ローン事業に係る業務協定書並びに(ii)「MBF」及び「Orico」の間の 2020 年 12 月 10 日付オート・ローン事業に係る業務協定書を個別に又は総称していう。

「銀行法」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含む。）をいう。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）をいう。

「クリーンアップコール」とは、「クリーンアップコール条件」が充足された場合において、「第一信託受託者」から残存する全て（一部のみは不可。）の「自動車ローン債権」の買戻しを任意に行うことができる「第一信託委託者」の権利をいう。

「クリーンアップコール買戻代金」とは、当該「信託計算日」の直後の「送金日」の直前の「回収期間」の末日において残存する全ての「自動車ローン債権」の「未払元本残高」及び同日（当日を除く。）までに発生した未払利息（遅延損害金及びその他の手数料を含む。）の合計額と等しい額とする。

「クリーンアップコール条件」とは、「信託計算日」において、直後の「第一信託交付日」における「第一信託契約」第 18.2 条及び第 18.4 条に基づく分配後に残存している「ABL 元本残高」が、「信託開始日」における「優先受益権」の元本残高の 10%未満となると予想される場合をいう。

「繰延金額」とは、「サービシング契約」第 6.2 条本文が適用される場合に限り、「リボルビング期間」中の各「送金日」及び「第一信託交付日」について、(a)「第一信託契約」第 12.3 条に従って当該「送金日」の直後の「追加信託日（リボルビング期間）」において設定される「追加優先受益権」の元本又は(b)当該「送金日」の直前の「回収期間」における「元本回収金」の金額のいずれか低い方の金額相当額の「元本回収金」の金額をいう。

「月次報告書」とは、「サービシング契約」に従い、当該「回収期間」中における「債務者」からの「回収金」の状況等について「サービサー」が作成し、「第一信託受託者」に提出する月次報告書をいう。

「現金準備金」とは、「現金信託日」に「第一信託委託者」により「第一信託受託者」に対し信託される金額である 441,000,000 円をいう。

「現金準備金勘定」とは、「第一信託契約」に基づき「信託管理口座」内に設けられる現金準備金勘定をいう。

「現金準備金勘定必要残高」とは、各「第一信託交付日」において「現金準備金勘定」に振り替えられる金額として、以下の計算式で計算される金額（X）をいう（100 万円未満の金額は切り上げる。）。

$$X=A \times B \div 12 \times 4 + C \times 0.02\% \div 12 \times 4 + C \times 0.65\% \div 12 \times 4 + D + E \times 1,200 + F + G + H + I$$

A：各「信託計算日」における計算前の「ABL 元本残高」の合計額

B：「適用利率」

C：関連する「信託計算期間」の初日における全ての残存する「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額

D：120 万円

E：各「信託計算期間」に関連する「回収期間」の初日の営業開始時点において残存する「自動車ローン債権」の件数

F：200 万円

G：C×0.02%÷12×4、C×0.65%÷12×4、D、E×1,200 及び F で計算される各金額に係る消費税額

H：500 万円

I：「第一信託契約」第 4 条の 2 に基づき信託された「追加現金準備金」の金額（もしあれば）

「現金信託日」とは、「第一信託委託者」が、「第一信託受託者」に対して「現金準備金」を信託する日である 2025 年 5 月 28 日をいう。

「購入自動車」とは、「自動車ローン債権」に関連する自動車をいう。

「後任サービサー」とは、「第一信託契約」の規定に従って、「第一信託受託者」により「サービサー」の後任として任命される第三者をいう。

「後任受託者」とは、適用される「第一信託契約」又は「第二信託契約」に従って、「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」の後任として任命される受託者をいう。

「交付可能元本金額」とは、各「信託計算日」について、以下の合計額をいう。

(a) 「第一信託契約」第 18.2 条第(g)号に従い、直前の「信託計算日」から繰り越された額。

- (b) 当該「信託計算日」に関する「回収期間」に係る「元本回収金」。
- (c) 「デフォルト・トラップ金額」に相当する額。
- (d) (「早期償還事由」発生後においては)「交付可能収益金額」から「第一信託契約」第18.3条第(a)号乃至第(g)に基づく支払又は振替を行った残額。

「交付可能金額」とは、「交付可能元本金額」及び「交付可能収益金額」を個別に又は総称していう。

「交付可能収益金額」とは、各「信託計算日」について、以下の合計額をいう。

- (a) 当該「信託計算日」に関する「回収期間」に係る「収益回収金」。
- (b) 「適格投資」による運用利益。
- (c) 「現金準備金勘定」内の金銭に相当する金額。

「個人情報」とは、「個人情報保護法」第2条第1項に規定される意味を有する。

「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）をいう。

「サービサー」とは、「MBF」のサービサーとしての業務が終了しない限りにおいて「MBF」をいい、かかる業務の終了が生じた場合には、「後任サービサー」（もしあれば）をいう。

「サービサー交代事由」とは、以下の事由を個別に意味する。

- (a) 「サービサー」について「支払不能事由」が発生したこと。
- (b) 「サービシング契約」その他の自己が当事者となる「取引文書」に基づく「第一信託受託者」に対する「サービサー」による必要な支払（又は「サービサー」が他の者をして行わせる支払）に不履行があり、かつ、かかる不履行が、「第一信託受託者」による「サービサー」への通知から5「営業日」以内に治癒されなかった場合。
- (c) 「サービサー」による、「サービシング契約」その他の自己が当事者となる「取引文書」に基づくその他の誓約事項又は合意に関する重要な点における不遵守又は不履行があり、かつかかる不履行等が「第一信託受託者」による「サービサー」への通知から30暦日以内に治癒されなかった場合。
- (d) 「サービシング契約」その他の自己が当事者となっている「取引文書」に基づく表明及び保証に重要な点に違反し、かかる違反が30「営業日」以内に治癒されない場合。
- (e) 「サービサー」が「サービシング契約」その他の自己が当事者（その地位の如何を問わない。）となっている「取引文書」に基づく主要な義務を履行することが違法となった場合。
- (f) 「サービシング契約」が無効、無効になりうる状態又は執行不能となる場合。

- (g) 「第一信託受託者」が、「第一信託契約」に基づく「第二信託受託者」の権利又は利益を保護するために「サービシング契約」及び「サービシング契約」に基づく「サービサー」に対する「サービシング業務」の委託を終了する必要がある重大な事由を認めた場合。

「サービサー法」とは、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号。その後の改正を含む。）をいう。

「サービシング業務」とは、「第一信託契約」及び「サービシング契約」に関し、以下の業務（「適用法令等」で認められる範囲に限る。）をいう。

- (a) 「適用法令等」により認められる範囲内における「自動車ローン債権」の回収及び管理（「回収金」の受領、(i)「自動車ローン債権」、又は(ii)当該「自動車ローン債権」に係る「債務者」から行われた抗弁に関して「債務者」と連絡及び協議を行うこと、及び適切な場合に、「ディーラー契約」に関して「ディーラー」との連絡及び協議を行うことを含む。）。
- (b) 「サービサー」の銀行口座から「信託管理口座」への「回収金」の振替。
- (c) 「サービシング契約」に従った「月次報告書」の作成及び「報告日」における「第一信託受託者」への提出並びに「格付機関」その他の者に対するその写しの提出。
- (d) 「サービシング契約」に従った「自動車ローン債権」及び「関連書類」の保管及び保持。
- (e) 上記に付随するその他「サービシング契約」に基づく一切の事項。

「サービシング契約」とは、「第一信託受託者」と「サービサー」との間で締結される 2025 年 5 月 26 日付サービシング契約（その後の変更を含む。）をいう。

「サービシング手数料」とは、「サービシング業務」の履行に係る「サービサー」の手数料をいう。

「サービシング手続」とは、「サービシング契約」に関し、その時々において有効な「サービサー」の標準手続をいう。

「債権回収会社」とは、「債権管理回収業免許」を保有する株式会社をいう。

「債権管理回収業免許」とは、債権の管理及び回収に関して「サービサー法」に従い株式会社に対して与えられる法務大臣の許可をいう。

「債務者」とは、「自動車ローン契約」に基づく債務者又は保証人（但し、「保証人」は含まない。）をいう。

「サブ・サービサー」とは、「サービサー」が「第一信託受託者」の事前の書面による承諾を得て、「サービシング業務」の一部を再委託する者をいい、「Orico」及び「JACCS」を個別に又は総称していう。

「サブ・サービサー交代事由」とは、いずれかの「サブ・サービサー」に関して、「支払不能事由」又は「サブ・サービシング契約」に基づく当該「サブ・サービサー」の義務の違反の発生をいう。

「サブ・サービシング契約」とは、(i) 2025 年 5 月 26 日付にて「サービサー」、「サブ・サービサー」としての「JACCS」及び「第一信託受託者」との間に締結される業務委託契約補足契約（その後の変更を含む。）及び(ii)同日付にて「サービサー」、「サブ・サービサー」としての「Orico」及び「第一信託受託者」との間に締結される業務委託契約補足契約（その後の変更を含む。）を個別に又は総称していう。

「自己資本比率告示等」とは、(i)銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 19 号、その後の改正を含む。）（ii）銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 20 号、その後の改正を含む。）（iii）信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号、その後の改正を含む。）（iv）協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号、その後の改正を含む。）（v）最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成 22 年金融庁告示第 130 号、その後の改正を含む。）（vi）労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号、その後の改正を含む。）（vii）農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号、その後の改正を含む。）（viii）漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号、その後の改正を含む。）（ix）農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 4 号、その後の改正を含む。）及び(x)株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 20 年金融庁・財務省・経済産業省告示第 2 号、その後の改正を含む。）を個別に又は総称していう。

「自動車ローン契約」とは、当該契約に基づき「自動車ローン債権」が発生する「第一信託委託者」、「保証人」、「ディーラー」及び「債務者」との間の契約をいう。

「自動車ローン債権」とは、「第一信託契約」第 3 条及び第 4 条の 2 に従い、「第一信託委託者」が「第一信託受託者」に提出する「自動車ローン債権明細」において特定及び記録されている「自動車ローン債権」（「回収金」、「購入自動車」の留保所有権、連帯保証人がいる場合にはかかる連帯保証人に対する権利及び「関連担保」その他当該債権に附帯する「第一信託委託者」の全ての権利、権原を含む。）をいい、「当初自動車ローン債権」、「追加自動車ローン債権」その他「第一信託契約」第 4 条の 2 に基づき信託された一切の追加の「自動車ローン債権」を含む。

「自動車ローン債権明細」とは、「第一信託委託者」から「第一信託受託者」に交付されるコンピュータ記録に含まれる、「第一信託契約」に基づき「第一信託委託者」から「第一信託受託者」に信託される「自動車ローン債権」の明細をいう。

「支払不能事由」とは、関連する者について、以下のいずれかの事由をいう。

- (a) その者が自らに関して破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続、事業の再生のための裁判外紛争解決手続、若しくは他の類似の手続の開始を任意的に申立てた場合、全部若しくは一部の債権者との間で支払猶予の交渉に入った場合、又は債務の支払を任意的に停止した場合。
- (b) その者が支払期限の到来した債務を履行することができず、若しくはそのことを認めた場合、又は「適用法令等」に基づき履行不能とみなされる場合。
- (c) その者が事業を停止する場合。
- (d) その者が、その直近の監査済非連結貸借対照表上債務超過である場合。
- (e) 第三者の申立てに基づき、裁判所がその者に対する破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続の開始を決定した場合、及び関連する債権者が事業の再生のための裁判外紛争解決手続若しくは他の類似の手続の開始を承認した場合。
- (f) 管轄権のある裁判所又は政府機関若しくは監督機関が、その者に対して、保全管理人、管財人若しくは清算人の任命又は事業の停止の判決若しくは命令を行った場合。
- (g) その者の重要な資産に対する仮処分、保全、執行に係る命令、強制執行又は競売手続が開始された場合、又はその者若しくはその者の財産に関して、管財人、管財管理人、保全人その他類似の公職者が任命された場合。
- (h) その者が電子交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合。
- (i) その者について、関連する管轄地の「適用法令等」上、上記に定める事由に類似し又はこれらと同様の効果を有する事由が生じた場合。
- (j) その者が上記(a)乃至(i)の事由のいずれかを発生させ、若しくは発生させる可能性のある決議を行った場合、その提案を行った場合、又はそのための会議の招集その他の行為（意図的に行ったかどうかを問わない。）を行った場合。

「収益回収金」とは、「回収金」のうち、「元本回収金」以外のものをいう。

「収益回収金勘定」とは、「第二信託契約」に基づき「回収金口座」内に設けられる収益回収金勘定をいう。

「収益勘定」とは、「第一信託契約」に基づき「信託管理口座」内に設けられる収益勘定をいう。

「集中制限」とは、「リボルビング期間」中に「自動車ローン債権」が満たさなければならない以下の制限をいう。

- (a) 中古自動車に関する「自動車ローン債権」の「未払元本残高」が、全ての「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額の 30%を超えないこと。
- (b) 法人顧客に関する「自動車ローン債権」の「未払元本残高」が、全ての「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額の 60%を超えないこと。

- (c) 「バルーン・ペイメント」の残高の合計額が、全ての「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額の 60%を超えないこと。

「受益権売買契約」とは、「第二信託」の「信託受益権」に関して、「Nikko」と投資家との間で締結される受益権売買契約をいう。

「受益者」とは、「優先受益者」及び「劣後受益者」を個別に又は総称していう。

「受託者適格基準」とは、いかなる者においても、以下の各要件をいう。

- (a) 日本で信託業務を行う免許を受け又は認可された法人であり、かつ
- (b) 日本でオートローン債権の証券化に関して受託者として活動する団体に関する「格付機関」の基準を充足すること。

「受託者の代理人」とは、「第一信託契約」第 3.10 条及び第 3.11 条に関し、「第一信託受託者」により指定された「第一信託受託者」の代理人をいう。

「譲渡人」とは、「取引文書」の条項により譲渡人となる者をいう。

「信託」とは、「第一信託」又は「第二信託」を個別に又は総称していう。

「信託開始日」とは、「第一信託委託者」が「第一信託受託者」に対し「自動車ローン債権」を信託する日、即ち 2025 年 5 月 26 日をいう。

「信託管理口座」とは、「第一信託契約」に基づき「適格金融機関」に開設される銀行口座であって、「第一信託受託者」が自己の名で全ての「回収金」及び「第一信託」の「信託財産」に含まれる全ての金銭を保有するために（「信託開始日」又はその前に）開設するものをいう。

「信託期間」とは、「第一信託」の場合は、「信託開始日」（同日を含む。）から「第一信託終了日」（同日を含む。）まで、「第二信託」の場合は、「第二信託開始日」（同日を含む。）から「第二信託終了日」（同日を含む。）までの期間を、それぞれいう。

「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号。その後の改正を含む。）をいう。

「信託業法施行規則」とは、信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号。その後の改正を含む。）をいう。

「信託業法施行令」とは、信託業法施行令（平成 16 年政令第 427 号。その後の改正を含む。）をいう。

「信託計算期間」とは、各「信託計算日」の翌日（同日を含む。）から始まり、当該「信託計算日」までの期間をいう。初回の「信託計算期間」は、(i)「第一信託」の場合は、「信託開始日」（同日を含む。）から始まり、2025 年 6 月 26 日に到来する初回の「信託計算日」（同日を含む。）までの期間をいい、(ii)「第二信託」の場合は、「第二信託開始日」（同日を含む。）から始まり、2025 年 6 月 26 日に到来する初回の「信託計算日」（同日を含む。）までの期間をいう。

「信託計算日」とは、各「第二信託交付日」の 2「営業日」前の日をいう。初回の「信託計算日」は、2025 年 6 月 26 日とする。

「信託財産」とは、各「信託」に帰属する財産（「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」が適宜保有する、「回収金」その他の金銭、権利、動産、及び利益を含むが、これらに限定されない。）をいう。

「信託財産状況報告書」とは、「第一信託契約」又は「第二信託契約」に基づく「信託財産」の管理及び予定分配額に関して、「第一信託受託者」が「第一信託契約」に基づいて作成し、又は「第二信託受託者」が「第二信託契約」に基づいて作成する月次報告書をいう。

「信託終了日」とは、文脈に応じて、「第一信託終了日」又は「第二信託終了日」をいう。

「信託受益権」とは、「優先受益権」及び「劣後受益権」を含む、「第一信託契約」に基づいて発生する信託受益権又は「第二信託契約」に基づいて発生する信託受益権をいう。

「信託受益権証書」とは、受託者が「信託受益者」に対して発行する「信託受益権」を表象する受益権証書であって、「信託法」第 185 条に定める受益証券ではないものをいう。

「信託受益者」とは、「劣後受益者」を含む、「第一信託」及び「第二信託」に係る「信託受益権」の保有者をいう。

「信託の承諾」とは、「第二信託契約」に関し、「第一信託 ABL 契約」の借入人としての「第一信託受託者」による「貸付債権」の信託に関する承諾をいい、大要「第二信託契約」の付属書類 A に定める様式によるものをいう。

「信託費用」とは、「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」が負担する、「信託」の管理及び処分のために必要かつ合理的な費用（関連する「取引文書」に従い「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」が負担する銀行送金に係る手数料、信託金を保管するために開設された口座の管理に関して金融機関に対して支払う手数料、調停、仲裁、訴訟又は他の紛争解決及び当事者間の交渉のための弁護士費用及びその他の費用、「第一信託」又は「第二信託」に関して必要とされる通知、報告及び他の管理手続のための費用、「格付報酬」、「第二信託コスト」、「保証料」（「第一信託受託者」が支払義務を負う場合）、「自動車ローン債権」の管理のためのシステムの構築に必要な費用等の「サブ・サービサー」に関連する費用、信託業務を遂行するために必要又は有益なその他の費用、及び信託業務の遂行に関して「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」が負担若しくは被った損害若しくは責任を含むが、これらに限られない。）をいう。但し、「第一信託に係る信託報酬」、「第二信託に係る信託報酬」、「サービシング手数料」、及び「第一信託受託者」による「第一信託契約」への違反又は「第二信託受託者」による「第二信託契約」への違反により生じた損害又は責任は含まれないものとする。

「信託法」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号。その後の変更を含む。）をいう。

「信託報酬」とは、「第一信託に係る信託報酬」、「第二信託に係る信託報酬」、並びに「第二信託開始日」において「第一信託委託者」が「第一信託契約」第 22.1 条及び「第二信託契約」第 16.1 条に基づき支払う「第一信託委託者」並びに「第一信託受託者」及び「第二信託受託者」としての地位における「第一信託受託者」との間で別途合意する金額の当初の信託に係る報酬をいう。

「スタンダードローン」とは、「自動車ローン契約」の一つの種類であり、その支払方法が分割払いであり、「バルーン・ペイメント」による支払がなく、かつ、「リファイナンスローン」でないものをいう。

「**税務事由**」とは、「信託開始日」後の、「適用法令等」、又はその解釈若しくは適用の変更の結果、日本国の源泉課税又はその他の所得税が、(i)関連する「債務者」による「サービサー」に対する「自動車ローン債権」に関する支払、(ii)「サービサー」又は「第一信託委託者」による「第一信託受託者」への「回収金」の支払、(iii)「第一信託受託者」から「第二信託受託者」に対する「第一信託 ABL」に関する支払、又は(iv)「第二信託受託者」から「第二信託」の「信託受益権」の保有者若しくは「第二信託 ABL 貸付人」に対する「第二信託」の「信託受益権」若しくは「第二信託 ABL」に係る支払に関して、賦課される場合をいう。

「**早期償還事由**」とは、以下のいずれかの事由が発生したことをいう。

- (a) 「サービサー交代事由」
- (b) 「サブ・サービサー交代事由」
- (c) 「税務事由」
- (d) 「第一信託委託者」が、「第一信託契約」に基づいて「自動車ローン債権」を買い戻す義務を履行しないこと。
- (e) 「現金準備金勘定」内の金銭が「現金準備金勘定必要残高」を下回ったこと。
- (f) いずれかの「信託計算日」において「累積デフォルト率」が 3%を超過したこと。
- (g) いずれかの「信託計算日」において「超過担保率」が 4%を下回ったこと。
- (h) 「リボルビング期間」中、連続する 3 回の「信託計算日」において、「第一信託契約」第 18.2 条の適用後に「信託管理口座」に残存する未使用の金銭の額が、「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の 20%を超過したこと。

「**送金日**」とは、「サービシング契約」に従い、「サービサー」が関連する「回収期間」の「回収金」を「第一信託受託者」に対して交付する日をいう。初回の「送金日」は、2025 年 6 月 10 日とし、以降の「送金日」は、「信託期間」中の毎月 10 日（当該日が「営業日」でない場合は直後の「営業日」とする。）とする。

「**第一信託**」とは、「第一信託契約」に基づき設定される「信託」をいう。

「**第一信託 ABL**」とは、「第一信託 ABL 契約」に基づき「第一信託 ABL 貸付人」により「第一信託受託者」に対し実行される貸付をいう。

「**第一信託 ABL 貸付人**」とは、「Nikko」をいう。

「**第一信託 ABL 契約**」とは、「第一信託 ABL 貸付人」と「第一信託受託者」との間で締結される 2025 年 5 月 26 日付の第一信託に対する責任財産限定特約付金銭消費貸借契約（その後の変更を含む。）をいう。

「**第一信託委託者**」とは、「第一信託契約」における「委託者」をいう。

「**第一信託契約**」とは、「自動車ローン債権」に関して締結される「第一信託委託者」と「第一信託受託者」との間の 2025 年 5 月 26 日付第一信託契約（ファンド・コード：7353）（その後の変更を含む。）をいう。

「第一信託交付日」とは、各「第二信託交付日」の 1「営業日」前の日をいう。初回の「第一信託交付日」は、2025 年 6 月 27 日とする。

「第一信託最終満期日」とは、2033 年 11 月に到来する「第一信託交付日」をいう。

「第一信託終了事由」とは、「第一信託契約」に関し、以下のうちのいずれかの早く生じた事由をいう。

- (a) 「第一信託最終満期日」が到来したこと。
- (b) 直後の「第一信託交付日」において、「第一信託受託者」により「第一信託 ABL」に基づく全ての残存債務が完済されることが確定したこと。
- (c) 「第二信託契約」の規定に従って、「第二信託契約」が終了すること。
- (d) 「第一信託委託者」が、「第一信託契約」の規定に従い、全ての残存する「自動車ローン債権」を買い戻したこと。
- (e) 以下のいずれかの事由の発生により、「第一信託契約」が終了する旨の書面による通知を、「第一信託受託者」が、「劣後受益者」及び「第二信託受託者」に対して送付したこと。
 - (i) 「第一信託受託者」の責めによらない事由により、「第一信託受託者」が「第一信託契約」に基づくその受託者としての義務を履行することが、法律上不可能となったこと。
 - (ii) 「適用法令等」の変更及び「第一信託」を終了させる裁判所の命令又は行政府の命令その他の「第一信託受託者」に起因しない事由により、「第一信託受託者」が「第一信託契約」に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、「第一信託委託者」がそれを認めたこと。
 - (iii) 戦争、天災及びその他のいわゆる不可抗力事由その他の「第一信託受託者」に起因しない事由により、「第一信託受託者」が「第一信託契約」に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、「第一信託委託者」がそれを認めたこと。
- (f) 「貸倒自動車ローン債権」を除く残存「自動車ローン債権」の残高がゼロになったこと。

「第一信託終了日」とは、「第一信託契約」第 20.2 条に従い「第一信託契約」が終了する日をいう。

「第一信託受託者」とは、「第一信託契約」における受託者をいう。

「第一信託受託者更迭事由」は、「第一信託契約」に関し、以下の事由のいずれかをいう。

- (a) 「第一信託受託者」が「第一信託契約」に定める金銭の支払義務につき不履行に陥り、支払期日から 3「営業日」を経過してもなお当該支払を行わない場合（但し、「第一

信託受託者」が「第一信託」の「信託財産」の金員が不足していることを理由に不履行に陥る場合を除く。）。

- (b) 「第一信託受託者」が「第一信託契約」に定める義務（但し、上記(a)の支払義務を除く。）につき重大な不履行に陥り、「第二信託受託者」の書面による通知を受領した後 30 暦日以内にかかる不履行を治癒しなかった場合。
- (c) 「第一信託受託者」が「信託開始日」において「第一信託契約」第 5.3 条により表明及び保証した事項について、重要な点において、虚偽又は不正確であったことが判明した場合。
- (d) 「第一信託受託者」についての「支払不能事由」が発生した場合。
- (e) 「第一信託受託者」につき、「第一信託」に関する、「第一信託契約」又は「信託法」に基づく「第一信託受託者」の義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政処分がなされた場合。

「**第一信託に係る信託報酬**」とは、「第一信託契約」第 22.2 条の規定により、「第一信託」の「信託期間」における各「信託計算期間」について「第一信託受託者」に支払われるべき報酬をいい、初回の「信託計算期間」については、620,568 円（消費税別）とし、それ以降は、関連する「信託計算期間」の開始日において残存している「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の総額に年率 0.01%を乗じ、12 分の 1 を乗じて算出する額（但し、月額最低額は 100,000 円）（消費税別）とする。

「**ダウングレードトリガー**」とは、以下のいずれかの事由が発生したことをいう。

- (a) 「ムーディーズ」又はその関連会社による Mercedes-Benz Group AG の格付が Baa2 を下回ったこと。
- (b) Mercedes-Benz Group AG が直接的又は間接的に保有する「第一信託委託者」の議決権割合が 75%を下回ったこと。

「**第二信託**」とは、「第二信託契約」に基づき設定される「信託」をいう。

「**第二信託 ABL**」とは、「第二信託 ABL 契約」に基づき「第二信託 ABL 貸付人」により「第二信託受託者」に対し提供される貸付をいう。

「**第二信託 ABL 貸付人**」とは、「第二信託 ABL 契約」に基づき「第二信託受託者」に対して貸付けを行う貸付人をいう。

「**第二信託 ABL 元本残高**」とは、「第二信託 ABL」の当初の元本額の総額から、「第二信託 ABL 貸付人」に対し「第二信託 ABL」の元本返済として支払われた累積額を差し引いたものをいう。

「**第二信託 ABL 契約**」とは、大要「第二信託契約」の付属書類 D に定める様式による「第二信託 ABL 貸付人」及び「第二信託受託者」との間で締結される 2025 年 5 月 26 日付の各第二信託に対する責任財産限定特約付金銭消費貸借契約（その後の変更を含む。）をいう。

「**第二信託 ABL 譲渡承諾依頼書兼承諾書**」とは、「第二信託 ABL 契約」に関し、「譲渡人」及び「譲受人」が「第二信託受託者」に対し連名で提出する、「第二信託貸付債権」の譲渡の承諾を

依頼し、「第二信託受託者」がその承諾をする書面をいい、大要「第二信託 ABL 契約」の付属書類 A に定める様式によるものをいう。

「第二信託委託者」とは、「第二信託契約」における「委託者」をいう。

「第二信託開始日」とは、「第二信託委託者」が「第二信託受託者」に対して「貸付債権」を信託する日、即ち 2025 年 5 月 28 日をいう。

「第二信託貸付」とは、「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味を有する。

「第二信託貸付債権」とは、「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味を有する。

「第二信託貸付実行日」とは、「第二信託 ABL」が実行される 2025 年 5 月 28 日をいう。

「第二信託契約」とは、「貸付債権」に関して締結される「第二信託委託者」と「第二信託受託者」との間の 2025 年 5 月 26 日付第二信託契約（ファンド・コード：7354）（その後の変更を含む。）をいう。

「第二信託交付日」とは、2025 年 6 月 30 日及び同日以降の各月 28 日をいう。但し、当該日が「営業日」ではない場合、直後の「営業日」とする。

「第二信託コスト」とは、「第一信託契約」及び「第一信託 ABL 契約」に従って、当該金員の受取人に対して分配される「第二信託」に関する全ての公租公課、費用及び経費（「第二信託に係る信託報酬」、「第二信託」に係る「信託費用」を含む。）をいう。

「第二信託最終満期日」とは、2033 年 11 月に到来する「第二信託交付日」をいう。

「第二信託終了事由」とは、「第二信託契約」に関し、以下のうちのいずれかの早く生じた事由をいう。

- (a) 「第二信託最終満期日」が到来したこと。
- (b) 全ての「第二信託」の「信託受益者」及び全ての「第二信託 ABL 貸付人」が「第二信託受託者」に対し「第二信託契約」の終了を合理的に要求したとき。
- (c) 「第一信託契約」の規定に従って、「第一信託契約」が終了されること。
- (d) 以下のいずれかの事由の発生により、「第二信託契約」が終了する旨の書面による通知を、「第二信託受託者」が、「第二信託」の「信託受益者」、「第二信託 ABL 貸付人」及び「格付機関」に対して送付したこと。
 - (i) 「第二信託受託者」の責めによらない事由により、「第二信託受託者」が「第二信託契約」に基づくその受託者としての義務を履行することが、法律上不可能であること。
 - (ii) 「第二信託受託者」に起因しない状況（「適用法令等」の変更、裁判例の変更、関係当局のガイドライン又は解釈の変更及び「第二信託契約」を終了させるあらゆる裁判所の裁判又は行政府の命令を含むが、これに限定されない。）により、「第二信託受託者」が「第二信託契約」に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、「第一信託委託者」がそれを認めた。

- (iii) 「第二信託受託者」に起因しない状況（戦争、天災及びその他のいわゆる不可抗力事由を含むが、これらに限定されない。）により、「第二信託受託者」が「第二信託契約」に基づくその義務を履行することが著しく困難又は不可能になり、「第一信託委託者」がそれを認めた。

「第二信託終了日」とは、「第二信託契約」第 15.2 条に従い、「第二信託契約」が終了する日をいう。

「第二信託受益権元本残高」とは、「第二信託契約」に基づく「第二信託」の「信託受益権」の当初の元本額の総額から、「第二信託」の「信託受益者」に対し「第二信託」の「信託受益権」の元本償還として支払われた累積額を差し引いたものをいう。

「第二信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書」とは、「第二信託契約」に関し、「譲渡人」及び「譲受人」が連名で「第二信託受託者」に対し提出する、「第二信託」の「信託受益権」の譲渡の承諾を依頼し、「第二信託受託者」がその承諾をする書面をいい、大要「第二信託契約」の付属書類 B に定める様式によるものをいう。

「第二信託受託者」とは、「第二信託契約」における受託者をいう。

「第二信託受託者更迭事由」は、「第二信託契約」に関し、以下の事由のいずれかをいう。

- (a) 「第二信託受託者」が「第二信託契約」に定める金銭の支払義務につき不履行に陥り、支払期日から 3「営業日」を経過してもなお当該支払を行わない場合（但し、「回収金口座」内の金銭がその支払義務の履行に不足する場合を除く。）。
- (b) 「第二信託受託者」が「第二信託契約」に定める義務（但し、上記第(a)号の支払義務を除く。）につき重大な不履行に陥り、「多数受益者及び ABL 貸付人」の書面による通知を受領した後 30 暦日以内にかかる不履行を治癒しなかった場合。
- (c) 「第二信託受託者」による「第二信託契約」第 4.2 条に定める表明及び保証が、「第二信託開始日」における事項について、重要な点において、虚偽又は不正確であった場合。
- (d) 「第二信託受託者」についての「支払不能事由」が発生した場合。
- (e) 「第二信託受託者」につき、「第二信託」に関する、「第二信託契約」又は「信託法」に基づく「第二信託受託者」の義務の履行能力に重大な悪影響を与えるような行政処分がなされた場合。

「第二信託当初受益者」とは、「Nikko」をいう。

「第二信託に係る信託報酬」とは、「第二信託契約」第 16.2 条の規定により、「第二信託」の「信託期間」における各「信託計算期間」について「第二信託受託者」に支払われるべき報酬をいい、初回の「信託計算期間」については、620,568 円（消費税別）とし、それ以降は、関連する「信託計算期間」の開始日において残存している「自動車ローン債権」の「未払元本残高」総額に年率 0.01%を乗じ、12 分の 1 を乗じて算出する額（但し、月額最低額は 100,000 円）（消費税別）とする。

「多数受益者及び ABL 貸付人」とは、(a)「第二信託受益権元本残高」の総額、及び(b)「第二信託 ABL 元本残高」の総額の合計の過半数を保有する 1 人又は複数の「第二信託」の「信託受益者」及び「第二信託 ABL 貸付人」をいう。

「抽出基準日」とは、「当初抽出基準日」、「追加信託抽出基準日（リボルビング期間）」及び「追加信託抽出基準日（ダウングレードトリガー）」を総称して又は個別にいう。

「超過担保率」とは、1 から、(a)関連する「信託計算日」における「ABL 元本残高割合」を分子として、(b)当該「信託計算日」における「自動車ローン債権」の「未払元本残高」を分母とした値を差し引いて算出した割合をいう。

「追加現金準備金」とは、1.00 に(i)「追加信託日（ダウングレードトリガー）」において当該「追加信託日（ダウングレードトリガー）」の属する「回収期間」以降 12 ヶ月間に予定されている「元本回収金」の平均額、(ii)「追加信託日（ダウングレードトリガー）」において当該「追加信託日（ダウングレードトリガー）」の属する「回収期間」以降 12 ヶ月間に予定されている「収益回収金」の平均額及び(iii)直前の「信託計算日」における「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額×15%÷12 の合計額を乗じて算出した金額をいう。

「追加自動車ローン債権」とは、「リボルビング期間」において「第一信託契約」第 3.1 条(b)号に基づき「第一信託受託者」に信託される「自動車ローン債権」をいう。

「追加信託金額」とは、「追加現金準備金」に 1.09 を乗じて算出した金額をいう。

「追加信託抽出基準日（ダウングレードトリガー）」とは、「第一信託委託者」が「第一信託契約」第 4 条の 2 第(a)号に基づき追加信託の対象となる「自動車ローン債権」を選択する日をいう。「追加信託抽出基準日（ダウングレードトリガー）」は、各追加信託について、「第一信託委託者」及び「第一信託受託者」により決定されるものとする。

「追加信託抽出基準日（リボルビング期間）」とは、「追加信託日（リボルビング期間）」の直前の、「リボルビング期間」中の「回収期間」に係る「報告日」をいう。

「追加信託の申請」とは、「第一信託契約」に関し、「第一信託委託者」による「第一信託受託者」に対する「追加自動車ローン債権」の信託のための申請をいい、大要「第一信託契約」の付属書類 F に定める様式によるものをいう。

「追加信託日」とは、「追加信託日（リボルビング期間）」及び「追加信託日（ダウングレードトリガー）」を個別に又は総称していう。

「追加信託日（ダウングレードトリガー）」とは、「第一信託委託者」が「第一信託契約」第 4 条の 2 第(a)号に基づき「自動車ローン債権」の信託を行い、「第一信託受託者」が「自動車ローン債権」の信託を受託する日をいう。「追加信託日（ダウングレードトリガー）」は、各追加信託について、「第一信託委託者」及び「第一信託受託者」により決定されるものとする。

「追加信託日（リボルビング期間）」とは、「第一信託契約」第 3.1 条第(b)号に基づき「追加自動車ローン債権」が信託される「リボルビング期間」における「報告日」の 5「営業日」後の日をいう。

「追加優先受益権」とは、「第一信託契約」第 12.3 条に基づき、「追加信託日（リボルビング期間）において「追加自動車ローン債権」の各信託により設定される追加の各「優先受益権」をいう。

「ディーラー」とは、「MBF」により認定された販売店をいう。

「ディーラー契約」とは、「自動車ローン債権」に関する、「第一信託委託者」と「ディーラー」との間の「自動車ローン契約」に基づく自動車ローンの立替払いの取扱いに関する契約をいう。

「適格基準」とは、「第一信託契約」の付属書類 C に規定される「自動車ローン債権」が当該「自動車ローン債権」が抽出される「抽出基準日」において充足しなければならない条件をいう。

「適格金融機関」とは、以下のいずれかをいう。

- (a) 「ムーディーズ」又はその関係会社で P-1 以上を最低限有する日本の金融機関。
- (b) 「格付機関」が適切と判断する日本の銀行。

なお、「信託管理口座」及び「回収金口座」が開設された金融機関の格付が、「適格金融機関」の基準を満たさなくなった場合、新たな「信託管理口座」及び「回収金口座」を、「適格金融機関」の基準を満たす他の金融機関に、60 暦日以内に開設する。

「適格投資」とは、以下のいずれかによる運用をいう。

- (a) 「ムーディーズ」又はその関係会社で P-1 以上の短期信用格付を有する証券。
- (b) 「適格金融機関」（「信託業法施行令」の範囲内で「第一信託受託者」の「利害関係人」を含む。）において開設され、かつ維持される銀行預金。
- (c) 当該時点における「第二信託」に係る「信託受益権」又は「第二信託 ABL」の格付の引下げ又は撤回をもたらすことのないその他の債務又は証券。

かかる運用は、(i)円建てで行われ、かつ円による支払がなされること、(ii)証券による運用である場合には、次の「第一信託交付日」以前に満期を迎えること、(iii)銀行預金による運用である場合には、「第一信託受託者」が、次の「第一信託交付日」から 2「営業日」以上前に当該預金を引き出すことができるか、又は当該銀行預金の開設先銀行から受託者がいつでも当該預金を引き出すことができること、(iv)かかる投資が、その全体又は一部において、現実に又は潜在的に、他の資産担保証券のトランシェにより構成されないこと、(v)かかる投資が、その全体又は一部において、現実に又は潜在的に、クレジットリンク債スワップ、その他のデリバティブ商品（組込型のオプション（embedded option）を含む。）又は合成証券（synthetic securities）により構成されないこと、及び(vi)かかる投資が満期日において確定された元本額を有するものであること、という各条件を満たす場合にのみ行うことができる。

「適用法令等」とは、適用ある全ての政府機関の、現在又は将来において効力を有する、あらゆる法令、条約、内閣府令、規則、決定、ルール、免許、許可、認可、命令、指令、監督、指針等（あらゆる規制及び自主規制団体のルールを含む。）（司法上又は行政上の命令、認可、決定、和解又は判決を含むが、これらに限定されず、これらに対するその後の改正又は修正を含み、及び所轄政府機関によるその時々におけるこれらの解釈を含む。）をいう。

「適用利率」とは、年率 0.99%をいう。

「デフォルト自動車ローン債権」とは、「報告日」において、当該「報告日」の直前の「回収期間」中に保証人が全部又は一部の支払を行った「自動車ローン債権」を除き、次の要件のいずれかに該当する「自動車ローン債権」をいう。

- (a) 「債務者」が連続する3ヶ月を超えて支払を徒過していること。
- (b) 「MBF」所定の与信基準に従い「サービサー」が貸倒れと判断したこと。

「デフォルト・トラップ金額」とは、各「信託計算日」において、「月次報告書」に記載される「貸倒自動車ローン債権」の元本金額の合計額をいう。

「動産・債権譲渡特例法」とは、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。その後の改正を含む。）をいう。

「当初自動車ローン債権」とは、「第一信託契約」第3.1条第(a)号に基づき「第一信託受託者」に信託される「自動車ローン債権」をいう。

「当初抽出基準日」とは、2025年4月30日をいう。

「当初優先受益権」とは、「第一信託契約」第12.2条に基づき、「信託開始日」において「当初自動車ローン債権」の信託により設定される「優先受益権」をいう。

「取引文書」とは、「第一信託契約」、「第二信託契約」、「サービシング契約」、「第一信託 ABL 契約」、「受益権売買契約」、「第二信託 ABL 契約」、「定義集」及び「サブ・サービシング契約」をいう。

「内部管理に関する業務」とは、「サービシング契約」第3条(d)に規定された意味を有する。

「売却オプション」とは、特定の種類の「自動車ローン契約」について、「債務者」が「自動車ローン契約」に基づき、「購入自動車」を「ディーラー」に売却し、調整金額（もしあれば）を支払うことにより最終の割賦弁済金を支払う「債務者」のオプションをいう。

「賠償金額」とは、(i)「第一信託契約」に関しては、「第一信託委託者」による表明保証違反、「第一信託契約」に定めるその他の義務等の違反により「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」に損害、損失、責任、請求及び関連費用（合理的な弁護士費用及び支払金を含む。）が生じた場合において、「第一信託委託者」により「第一信託受託者」又は「第二信託受託者」に対して支払われるべき金額及び(ii)「第二信託契約」に関しては、「第二信託委託者」による表明保証違反、「第二信託契約」に定めるその他の義務等の違反により「第二信託受託者」に損害、損失、責任、請求及び関連費用（合理的な弁護士費用及び支払金を含む。）が生じた場合において、「第二信託委託者」により「第二信託受託者」に支払われるべき金額をそれぞれいう。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含む。）をいう。

「バルーン・ペイメント」とは、一定の種類の「自動車ローン契約」において、最終回の割賦金額に分割支払期間に繰延べた割賦金額を含む支払方法をいう。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。その後の改正を含む。）をいう。

「反社会的行為」とは、以下のものをいう。

- (a) 暴力的な要求行為。
- (b) 法的責任を超えた不当な要求行為。
- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (d) 偽計を用い、風説を流布し、又は暴力若しくは威力を用いて、他者の信用を毀損し、又は他者の業務を妨害する行為。
- (e) その他、前各号に類似し又は準ずる行為。

「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (a) 暴力団
- (b) 暴力団の構成員（「暴力団員」という。）
- (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- (d) 暴力団準構成員
- (e) 暴力団関係企業
- (f) 総会屋等
- (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し暴力的不法行為等を行う集団。）
- (h) 特殊知能暴力集団等
- (i) その他前各号に準ずる者

「反社会的勢力関係者」とは、以下のいずれかの会社又は個人若しくはその取締役、役員若しくは使用人をいう。

- (a) 反社会的勢力がその者又は会社の経営を支配していると認められる関係を有する者。
- (b) 反社会的勢力がその者又は会社の経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
- (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当な目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者。
- (d) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
- (e) その役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有する者。

「不履行債務」とは、「第一信託 ABL 契約」及び「第二信託 ABL 契約」第 1.2 条に規定された意味をそれぞれ有する。

「報告日」とは、「サービシング契約」に従い、「サービサー」が関連する「回収期間」における「債務者」からの「回収金」の状況を「第一信託受託者」に対して報告する日をいう。初回の「報告日」は、2025 年 6 月 5 日とし、以降の「報告日」は、「信託期間」中の毎月 5 日（当該日が「営業日」でない場合は直後の「営業日」とする。）をいう。

「補償金額」とは、特定の種類の「自動車ローン契約」について、「債務者」が「リファイナンス・オプション」又は「売却オプション」を行使した場合において、「債務者」が当該「自動車ローン契約」のための最終の割賦弁済金として支払うべき金額と等しい金額をいう。

「保証契約」とは、「業務委託契約」に関する「MBF」と「保証人」との間の保証契約をいう。

「保証人」とは、「JACCS」、「Orico」及びその各承継人をいう。

「保証料」とは、「保証契約」に基づき「保証人」に対して支払われる手数料をいう。

「未払元本残高」とは、「自動車ローン債権」について、関連する日の時点で残存する元本の残高をいう。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。その後の改正を含む。）をいう。

「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含む。）をいう。

「ムーディーズ」とは、ムーディーズ SF ジャパン株式会社（東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー20 階）及びその信用格付業務の承継人をいう。

「優先受益権」とは、「当初優先受益権」及び「追加優先受益権」を個別に又は総称していう。

「優先受益者」とは、「優先受益権」の保有者をいう。

「譲受人」とは、「取引文書」の条項により譲受人となる者をいう。

「利害関係人」とは、「信託業法」第 29 条第 2 項第 1 号及び「信託業法施行令」第 14 条に定義される者をいう。

「利息計算期間」とは、初回の「利息計算期間」については、「第一信託 ABL」については「貸付実行日」、「第二信託 ABL」については「第二信託貸付実行日」（いずれも同日を含まない。）から、初回の「第二信託交付日」（同日を含む。）までの期間をいい、それ以降は直前の「第二信託交付日」（同日を含まない。）から次の「第二信託交付日」（同日を含む。）までの各期間をいう。①初回又は最終回の「利息計算期間」が暦月 1 ヶ月より長い場合は、当該暦月 1 ヶ月を 30 日とみなし、その上で当該超過日を 30 日に加算して計算する。また、②初回又は最終回の「利息計算期間」が暦月 1 ヶ月より短い場合は、当該暦月 1 ヶ月を 30 日とみなし、その上で当該不足日を 30 日から控除して計算する。

「リファイナンスローン」とは、「自動車ローン契約」の一つの種類であり、その支払方法が分割払いであり、「バルーン・ペイメント」による支払がなく、かつ、「債務者」が特定の種類

の「自動車ローン契約」について一括で支払われるべき最終の割賦弁済金をリファイナンスするオプションを行使した場合に締結されるものをいう。

「リファイナンス・オプション」とは、特定の種類の「自動車ローン契約」について、「債務者」が「自動車ローン契約」に基づき、一括で支払われるべき当該最終の割賦弁済金を、複数回の割賦弁済にリファイナンスする「債務者」のオプションをいう。このオプションは、「債務者」が「第一信託委託者」の与信基準に適合する場合に限り行使することができる。

「リボルビング期間」とは、「信託開始日」（同日を含む。）から始まり、(a)2026年6月1日又は(b)「早期償還事由」が発生した日のいずれか早い日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「累積デフォルト率」とは、各「当初信託計算日」において、「抽出基準日」から関連する「信託計算日」の直前の「回収期間」の末日までの「デフォルト自動車ローン債権」の累計額を、(i)「信託開始日」における「当初自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額、(ii)関連する「追加自動車ローン債権」が信託された「追加信託日（リボルビング期間）」における「追加自動車ローン債権」の「未払元本残高」の合計額及び(iii)「追加信託金額」（「第一信託委託者」が「第一信託契約」第4条の2に従って「自動車ローン債権」を信託した場合）の合計額の合計で除して求められる割合（小数点第5位以下を四捨五入する。）をいう。

「劣後受益権」とは、「第一信託契約」第12.2条に従って「信託開始日」において「自動車ローン債権」の信託によって発生する「劣後受益権」をいう。

「劣後受益権元本残高」とは、関連する日における、残存する全ての「自動車ローン債権」の「未払元本残高」の総額、当該日の直前の「第一信託交付日」において繰り越された「元本勘定」内の金額及び「現金準備金勘定」内の金額の合計額から、その直前の「信託計算日」における「ABL 元本残高」（「第一信託契約」第18条に基づく支払及び振替の後の金額とする。）又は当該「劣後受益権元本残高」の決定日が「第一信託交付日」である場合には、当該「第一信託交付日」の初めにおける「ABL 元本残高」を差し引いた金額をいう。

「劣後受益者」とは、「劣後受益権」の保有者をいう。

別紙

自動車ローン債権の構成

以下の統計上の情報は、自動車ローン債権の当初抽出基準日におけるプールに関するものです。自動車ローン債権の特性は、時の経過とともに変化し、自動車ローン債権が他の日において、以下のデータと同様の特性を有するとは限りません。

1. サブ・サービサーによる分布

サブ・サービサー	債権数	%	元本残高 (円)	%
JACCS	6,159	45.65%	36,443,951,401	48.94%
Orico	7,332	54.35%	38,024,219,531	51.06%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

2. 車両メーカーによる分布

車両メーカー	債権数	%	元本残高 (円)	%
Mercedes Benz	13,456	99.74%	74,431,573,322	99.95%
Smart	35	0.26%	36,597,610	0.05%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

3. 新車/中古車による分布

新車/中古車	債権数	%	元本残高 (円)	%
新車	10,040	74.42%	61,556,141,820	82.66%
中古車	3,451	25.58%	12,912,029,112	17.34%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

4. 車両メーカー-新車/中古車による分布

車両メーカー別 新車/中古車	債権数	%	元本残高 (円)	%
Mercedes Benz - 新車	10,040	74.42%	61,556,141,820	82.66%
Mercedes Benz - 中古車	3,416	25.32%	12,875,431,502	17.29%
Smart - 新車	0	0.00%	0	0.00%
Smart - 中古車	35	0.26%	36,597,610	0.05%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

5. 地理的分布(都道府県)

都道府県	債権数	%	元本残高 (円)	%
東京都	3,018	22.37%	17,769,618,659	23.86%
大阪府	1,352	10.02%	8,458,576,363	11.36%
神奈川県	1,305	9.67%	6,898,264,501	9.26%
愛知県	1,053	7.81%	5,642,494,493	7.58%
埼玉県	713	5.29%	4,014,624,630	5.39%
兵庫県	740	5.49%	3,907,073,315	5.25%
福岡県	607	4.50%	3,512,589,071	4.72%
千葉県	660	4.89%	3,233,382,590	4.34%
京都府	377	2.79%	2,153,830,592	2.89%
静岡県	382	2.83%	1,934,077,979	2.60%
その他	3,284	24.34%	16,943,638,739	22.75%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

6. 顧客の属性による分布

顧客別	債権数	%	元本残高 (円)	%
法人	4,700	34.84%	35,745,120,997	48.00%
個人	8,791	65.16%	38,723,049,935	52.00%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

7. 当初期間による分布

当初期間 (月数)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 か月 以下	0	0.00%	0	0.00%
0 ヶ月 超 6 ヶ月 以下	21	0.16%	32,566,210	0.04%
6 ヶ月 超 12 ヶ月 以下	57	0.42%	40,503,866	0.05%
12 ヶ月 超 24 ヶ月 以下	792	5.87%	809,968,162	1.09%
24 ヶ月 超 36 ヶ月 以下	585	4.34%	1,449,158,068	1.95%
36 ヶ月 超 48 ヶ月 以下	3,150	23.35%	16,981,428,065	22.80%
48 ヶ月 超 60 ヶ月 以下	499	3.70%	2,251,934,696	3.02%
60 ヶ月 超 72 ヶ月 以下	8,313	61.62%	52,454,336,332	70.44%
72 ヶ月 超 84 ヶ月 以下	74	0.55%	448,275,533	0.60%
84 ヶ月 超	0	0.00%	0	0.00%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

8. 残存期間による分布

残存期間 (月数)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 ヶ月 超 6 ヶ月 以下	1,079	8.00%	1,516,710,820	2.04%
6 ヶ月 超 12 ヶ月 以下	1,288	9.55%	2,965,264,341	3.98%
12 ヶ月 超 24 ヶ月 以下	2,127	15.77%	8,439,167,314	11.33%
24 ヶ月 超 36 ヶ月 以下	3,433	25.45%	19,186,857,693	25.77%
36 ヶ月 超 48 ヶ月 以下	2,133	15.81%	14,278,492,363	19.17%
48 ヶ月 超 60 ヶ月 以下	3,363	24.93%	27,635,611,843	37.11%
60 ヶ月 超	68	0.50%	446,066,558	0.60%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

9. 当初元本残高による分布

当初元本残高 (円)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 以下	0	0.00%	0	0.00%
1 - 2,500,000	2,079	15.41%	2,088,500,803	2.80%
2,500,0001 - 5,000,000	3,739	27.71%	10,717,308,016	14.39%
5,000,0001 - 7,500,000	3,357	24.88%	16,417,114,496	22.05%
7,500,0001 - 10,000,000	1,873	13.88%	13,103,707,853	17.60%
10,000,0001 - 12,500,000	913	6.77%	8,443,302,004	11.34%
12,500,0001 - 15,000,000	554	4.11%	6,315,956,855	8.48%
15,000,0001 - 20,000,000	599	4.44%	8,784,207,414	11.80%
20,000,0001 - 25,000,000	205	1.52%	4,076,923,051	5.47%
25,000,0001 - 30,000,000	103	0.76%	2,473,876,384	3.32%
30,000,0001 以上	69	0.51%	2,047,274,056	2.75%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

10. 現在元本残高による分布

現在元本残高 (円)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 以下	0	0.00%	0	0.00%
1 - 2,500,000	3,669	27.20%	4,905,331,229	6.59%
2,500,0001 - 5,000,000	4,070	30.17%	15,191,381,011	20.40%
5,000,0001 - 7,500,000	2,674	19.82%	16,252,099,896	21.82%
7,500,0001 - 10,000,000	1,296	9.61%	11,163,036,990	14.99%
10,000,0001 - 12,500,000	705	5.23%	7,842,631,852	10.53%
12,500,0001 - 15,000,000	421	3.12%	5,740,065,008	7.71%
15,000,0001 - 20,000,000	380	2.82%	6,505,840,528	8.74%
20,000,0001 - 25,000,000	169	1.25%	3,763,720,529	5.05%
25,000,0001 - 30,000,000	71	0.53%	1,927,706,225	2.59%
30,000,0001 以上	36	0.27%	1,176,357,664	1.58%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

11. 現在適用金利による分布

現在適用金利	債権数	%	元本残高 (円)	%
1.00 % 以下	72	0.53%	316,944,392	0.43%
1.00 % 超 1.50 % 以下	0	0.00%	0	0.00%
1.50 % 超 2.00 % 以下	386	2.86%	1,600,349,914	2.15%
2.00 % 超 2.50 % 以下	1,642	12.17%	6,712,599,340	9.01%
2.50 % 超 3.00 % 以下	6,110	45.29%	25,277,123,364	33.94%
3.00 % 超 3.50 % 以下	2,397	17.77%	15,569,933,968	20.91%
3.50 % 超 4.00 % 以下	2,651	19.65%	23,788,212,370	31.94%
4.00 % 超 4.50 % 以下	233	1.73%	1,203,007,584	1.62%
4.50 % 超 5.00 % 以下	0	0.00%	0	0.00%
5.00 % 超 5.50 % 以下	0	0.00%	0	0.00%
5.50 % 超 6.00 % 以下	0	0.00%	0	0.00%
6.00% 超	0	0.00%	0	0.00%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

12. 割賦月払金額による分布

割賦月払金額 (円)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 以下	0	0.00%	0	0.00%
1 - 20,000	423	3.14%	593,560,069	0.80%
20,001 - 40,000	2,114	15.67%	4,918,625,600	6.61%
40,001 - 60,000	2,823	20.93%	8,878,203,479	11.92%
60,001 - 80,000	2,010	14.90%	8,757,104,077	11.76%
80,001 - 100,000	1,757	13.02%	9,318,982,129	12.51%
100,001 - 120,000	1,085	8.04%	6,908,803,037	9.28%
120,001 - 140,000	797	5.91%	5,842,265,700	7.85%
140,001 - 160,000	616	4.57%	5,279,875,422	7.09%
160,001 - 180,000	429	3.18%	4,218,523,482	5.66%
180,001 - 200,000	362	2.68%	4,033,960,009	5.42%
200,001 - 250,000	514	3.81%	6,513,007,725	8.75%
250,001 - 300,000	247	1.83%	3,479,973,431	4.67%
300,001 - 350,000	131	0.97%	2,160,212,083	2.90%
350,001 - 400,000	68	0.50%	1,308,365,640	1.76%
400,001 - 450,000	35	0.26%	610,142,693	0.82%
450,001 - 500,000	29	0.21%	686,906,442	0.92%
500,001 - 600,000	24	0.18%	535,108,854	0.72%
600,001 - 700,000	7	0.05%	143,992,120	0.19%
700,001 以上	20	0.15%	280,558,940	0.38%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

13. ボーナス支払金額による分布

ボーナス支払金額 (円)	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 以下	11,524	85.42%	65,631,995,306	88.13%
1 - 100,000	271	2.01%	832,432,718	1.12%
100,001 - 200,000	726	5.38%	2,831,495,303	3.80%
200,001 - 300,000	400	2.96%	1,797,360,805	2.41%
300,001 - 400,000	328	2.43%	1,711,370,060	2.30%
400,001 - 500,000	106	0.79%	608,331,279	0.82%
500,001 - 600,000	79	0.59%	517,517,362	0.69%
600,001 - 700,000	17	0.13%	158,923,125	0.21%
700,001 - 800,000	18	0.13%	157,413,002	0.21%
800,001 以上	22	0.16%	221,331,972	0.30%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

14. ローン種別による分布

ローン種別	債権数	%	元本残高 (円)	%
バルーン・ローン	13,079	96.95%	72,890,697,968	97.88%
均等返済型ローン	412	3.05%	1,577,472,964	2.12%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

15. バルーン比率による分布

バルーン比率	債権数	%	元本残高 (円)	%
0 % 以下	412	3.05%	1,577,472,964	2.12%
0 % 超 10 % 以下	1,312	9.73%	5,322,503,617	7.15%
10 % 超 20 % 以下	1,209	8.96%	4,160,753,823	5.59%
20 % 超 30 % 以下	2,176	16.13%	10,160,048,256	13.64%
30 % 超 40 % 以下	2,754	20.41%	14,149,915,640	19.00%
40 % 超 50 % 以下	2,497	18.51%	16,760,053,886	22.51%
50 % 超 60 % 以下	1,668	12.36%	12,282,812,581	16.49%
60 % 超 70 % 以下	772	5.72%	5,578,935,691	7.49%
70 % 超 80 % 以下	442	3.28%	2,949,886,393	3.96%
80 % 超 90 % 以下	183	1.36%	1,105,959,934	1.49%
90 % 超 100 % 以下	66	0.49%	419,828,147	0.56%
合計	13,491	100.00%	74,468,170,932	100.00%

過去のパフォーマンス・データ

MBFの自動車ローン・ポートフォリオの過去のパフォーマンス・データを抜粋しています。各データは、2015年1月以降に締結された自動車ローン契約のうち、2024年11月以前にロス貸倒損失（代位弁済）及び期限前弁済となった契約に係る2015年1月から2024年11月までの期間におけるロス損失（代位弁済率）及び期限前弁済率を示しております。

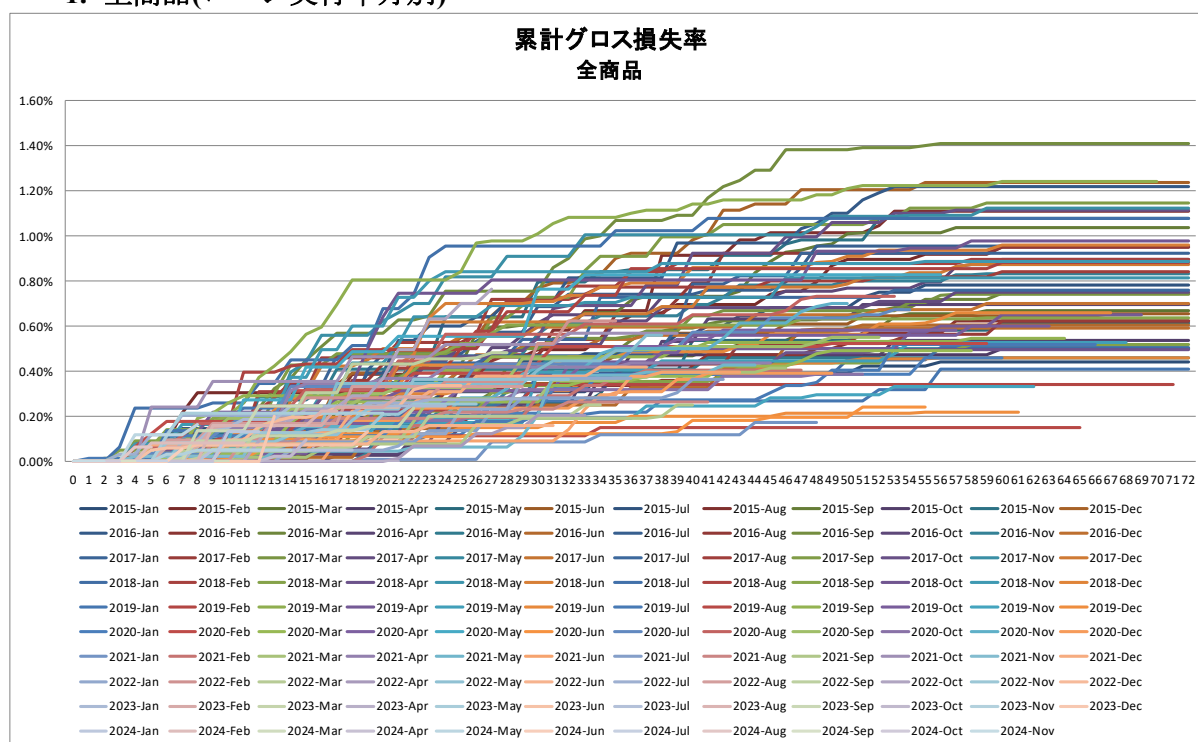
合計ポートフォリオ

以下、総損失（ロス損失）のスタティック・データ及びダイナミック・データが記載されています。ダイナミック・データは、その各時点における自動車ローン債権の残高に対するロス損失（代位弁済）及び期限前弁済のパーセンテージを年率ベースで示したものです。また、スタティック・データは、特定の月に組成された各自動車ローン債権のポートフォリオに関して、その組成から特定の月数の経過後に認識された総損失の累計及び期限前弁済の累計を当該ポートフォリオの当初元本残高に対するパーセンテージにより示すものです。

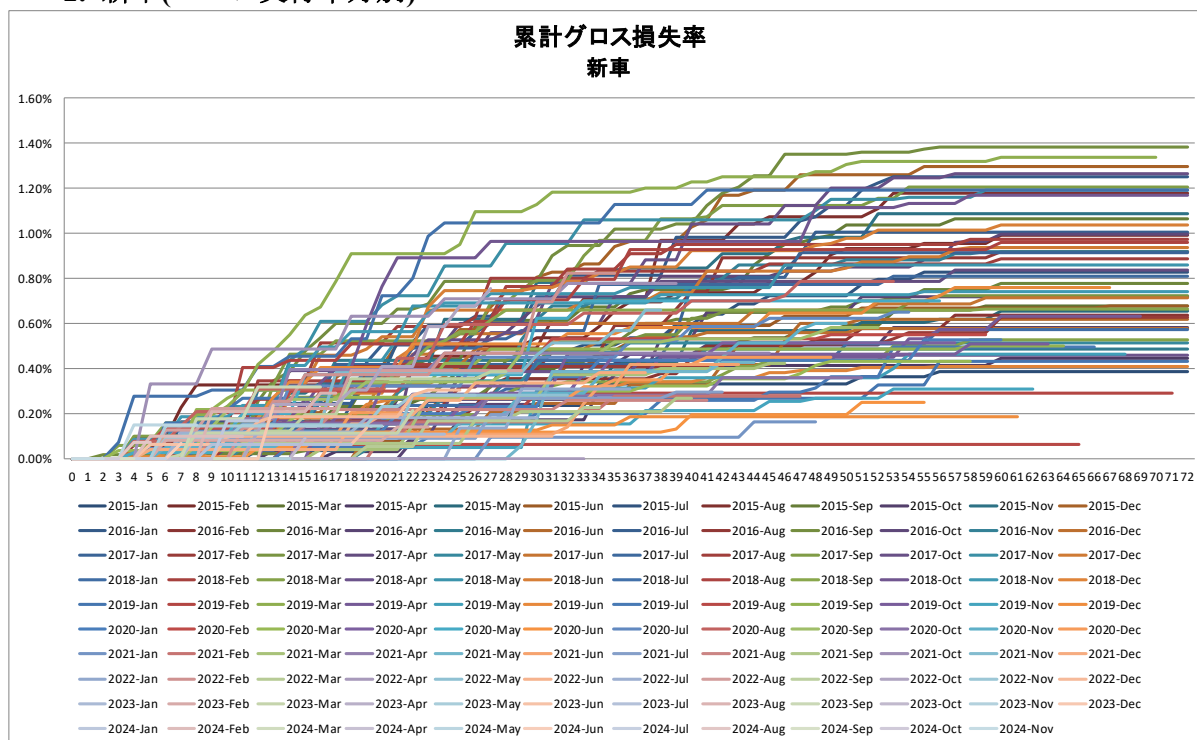
1. スタティック・データ

(1) ロス損失(代位弁済)

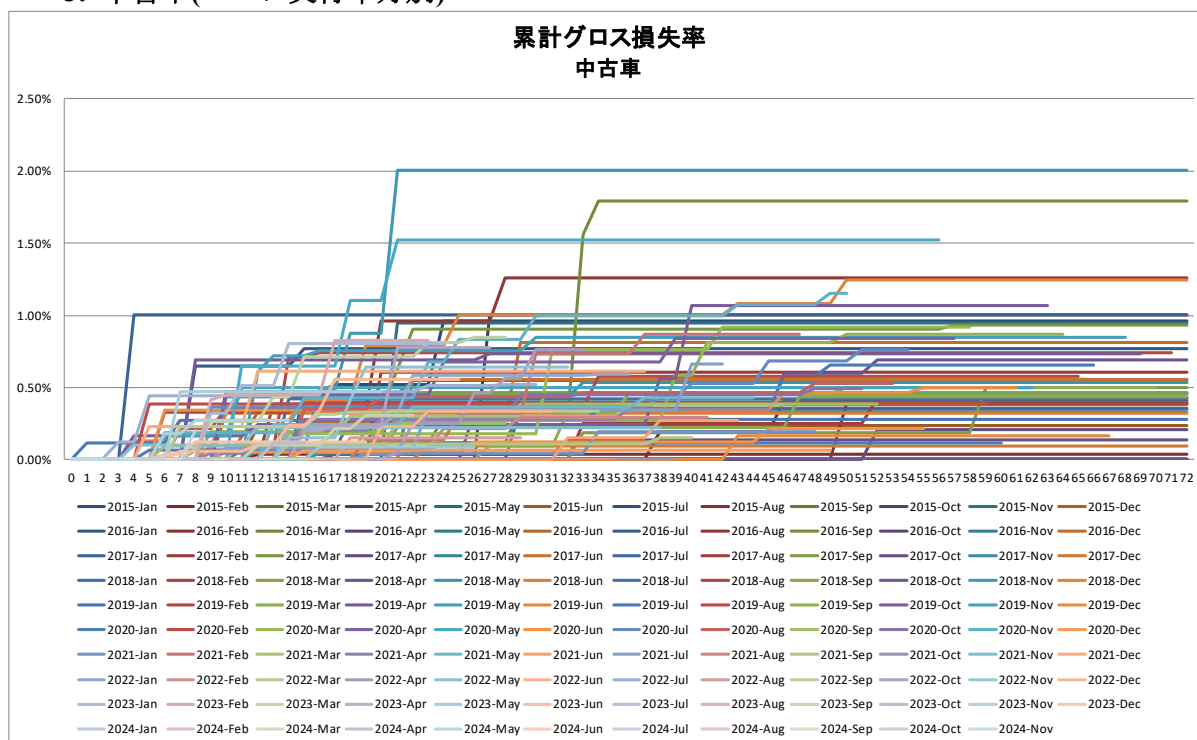
1. 全商品(ローン実行年月別)



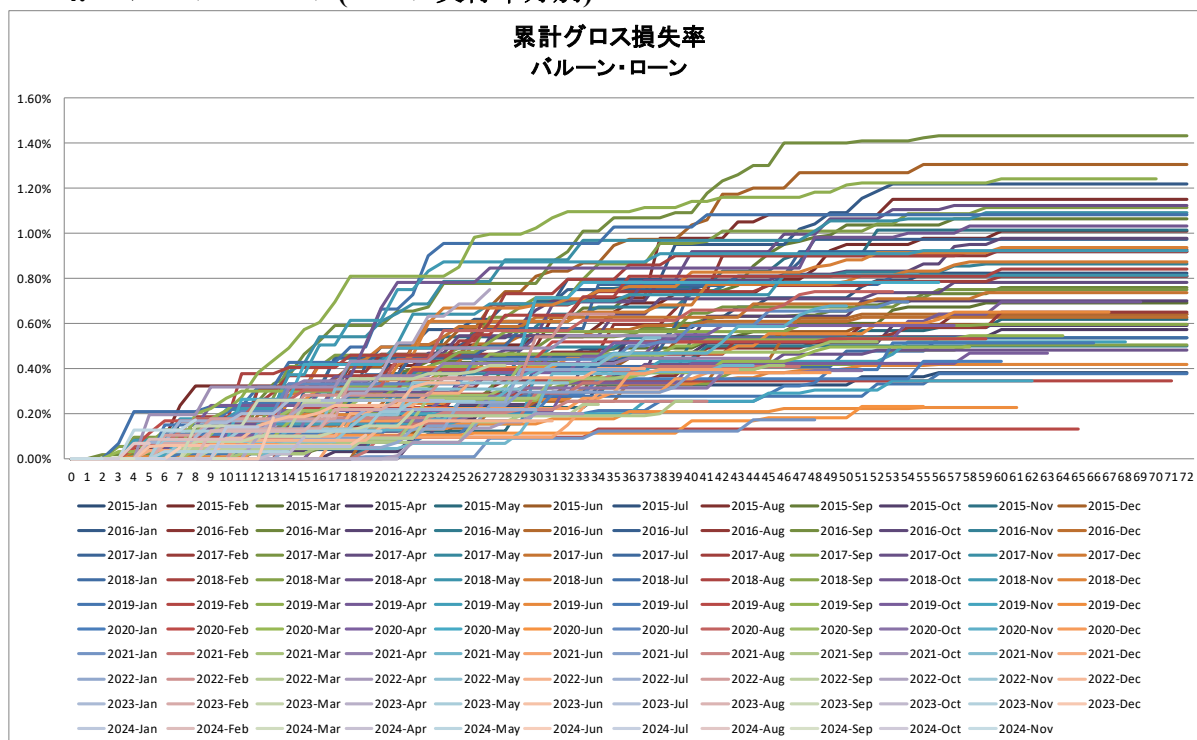
2. 新車(ローン実行年月別)



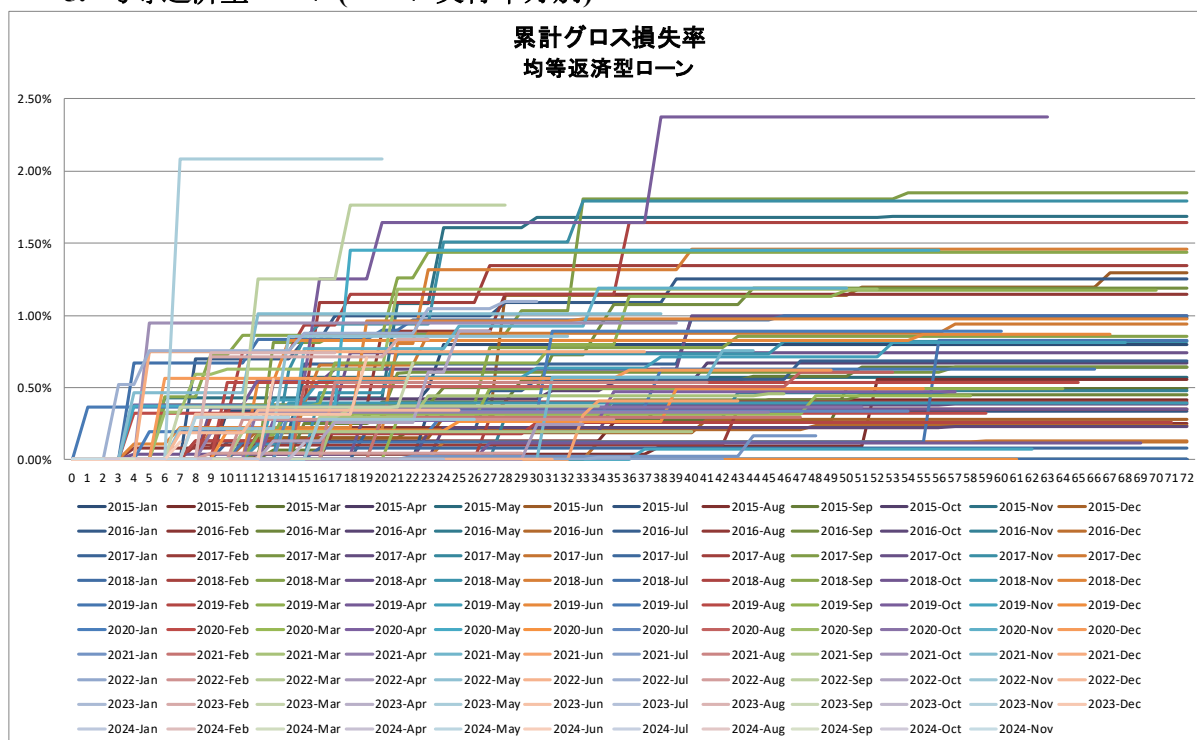
3. 中古車(ローン実行年月別)



4. バルーン・ローン(ローン実行年月別)

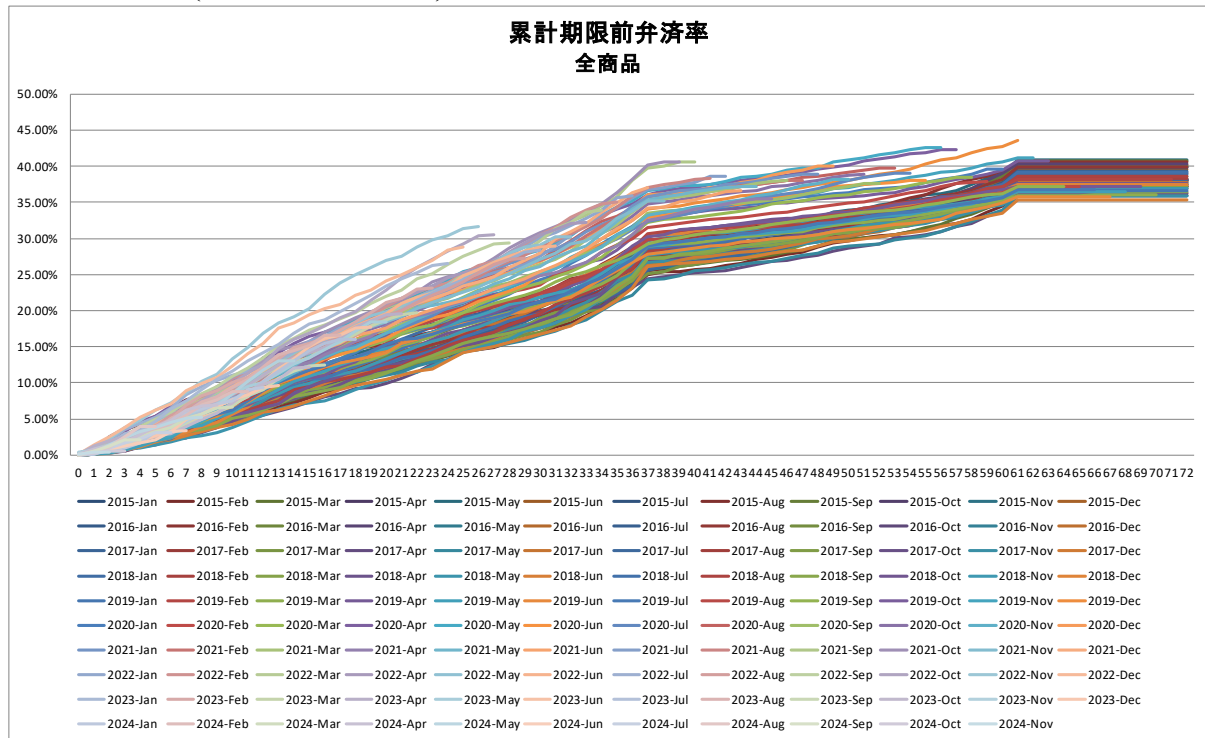


5. 均等返済型ローン(ローン実行年月別)

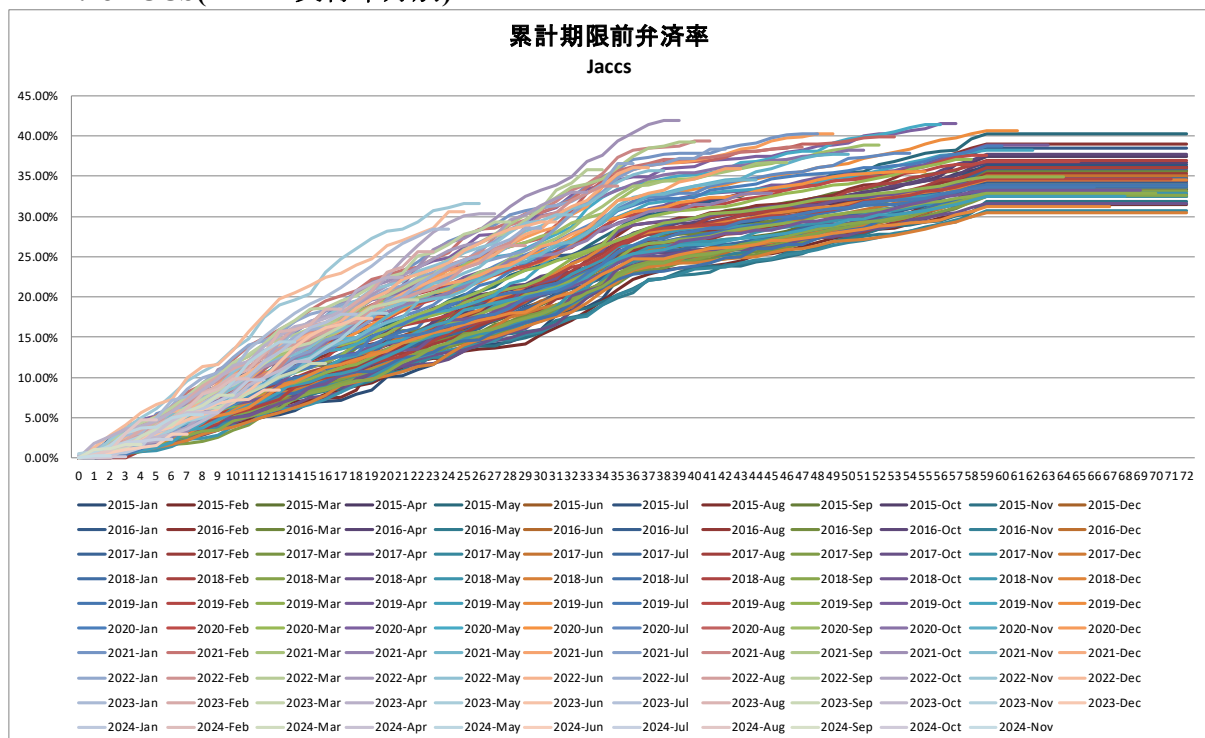


(2) 期限前弁済

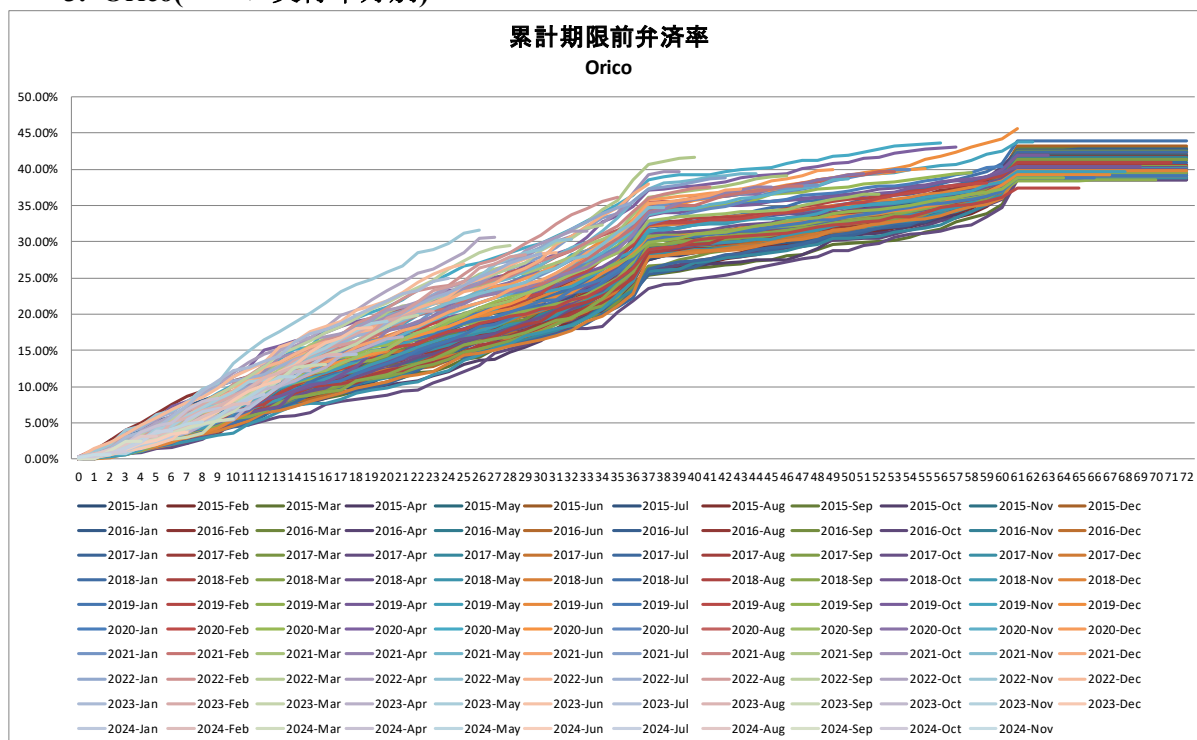
1. 全商品(ローン実行年月別)



2. JACCS(ローン実行年月別)



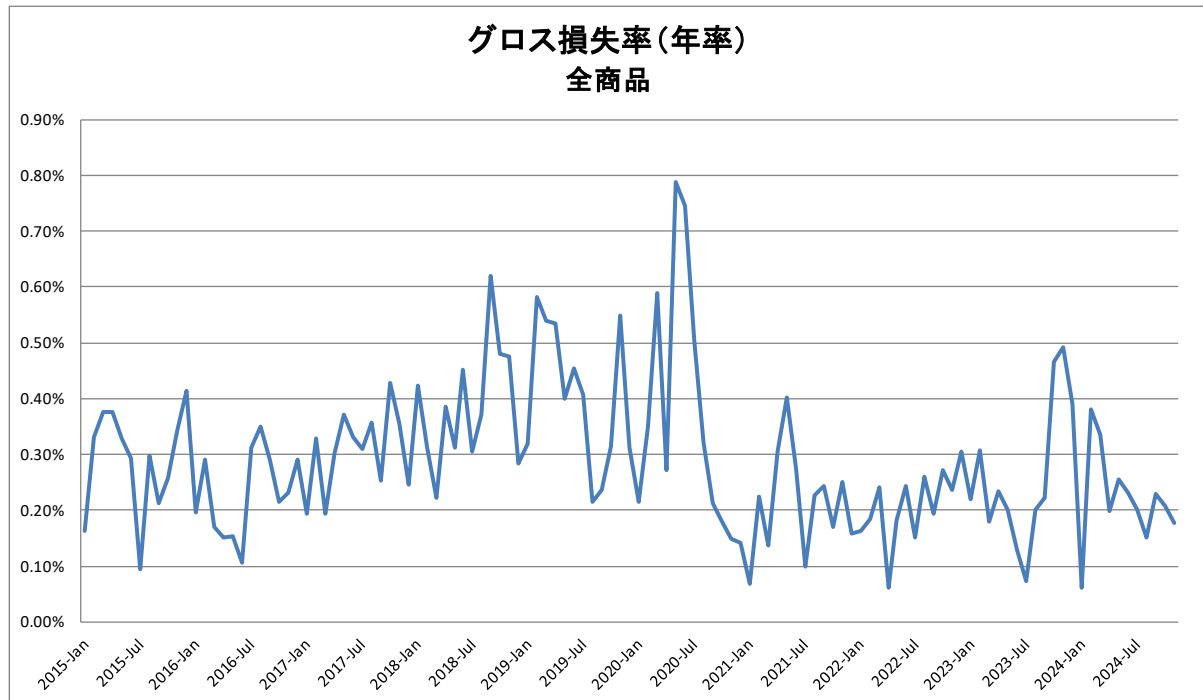
3. Orico(ローン実行年月別)



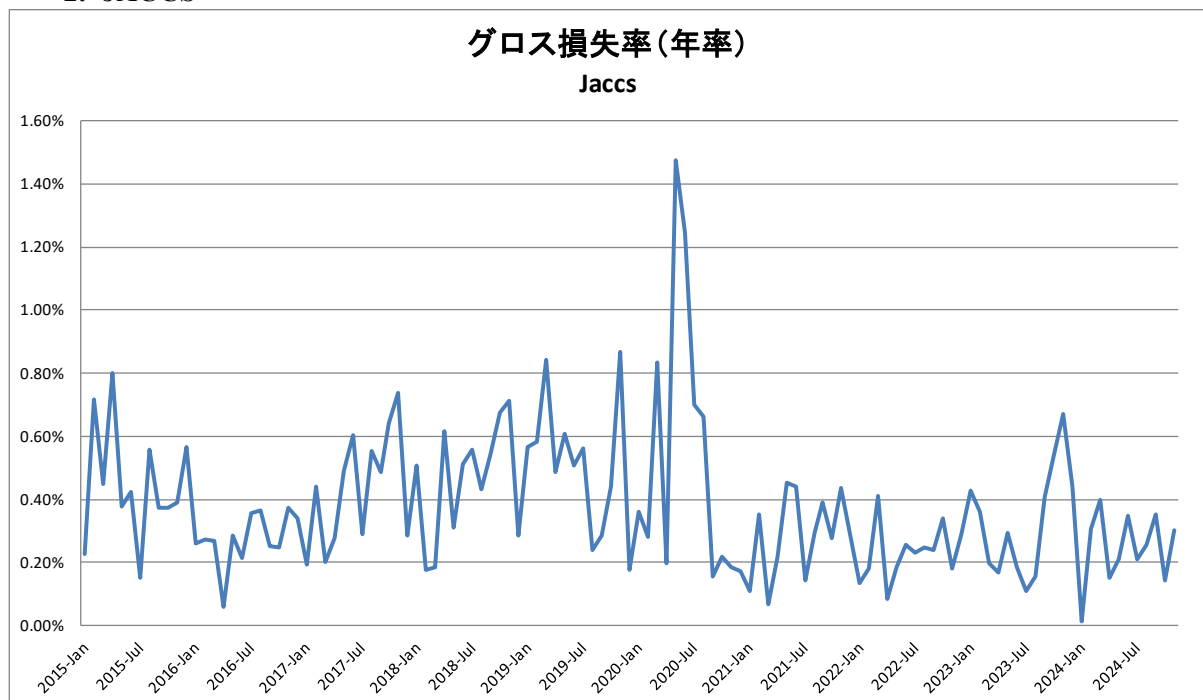
2. ダイナミック・データ

(1) グロス損失(代位弁済)

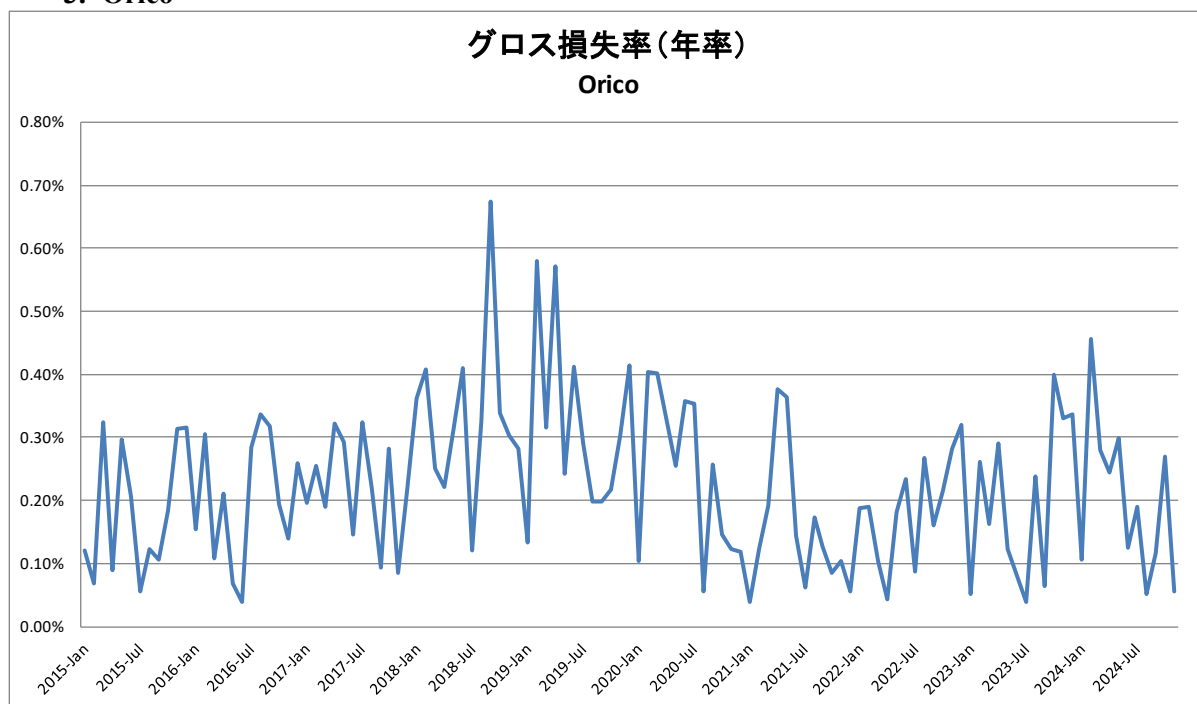
1. 全商品



2. JACCS

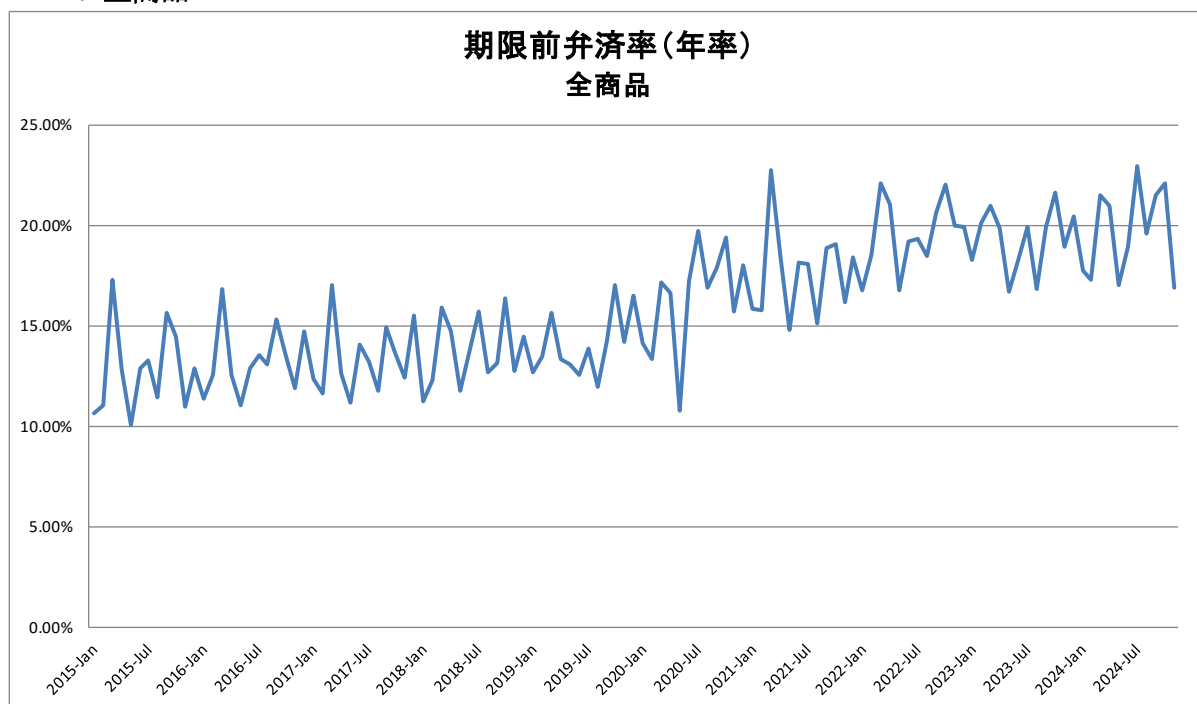


3. Orico

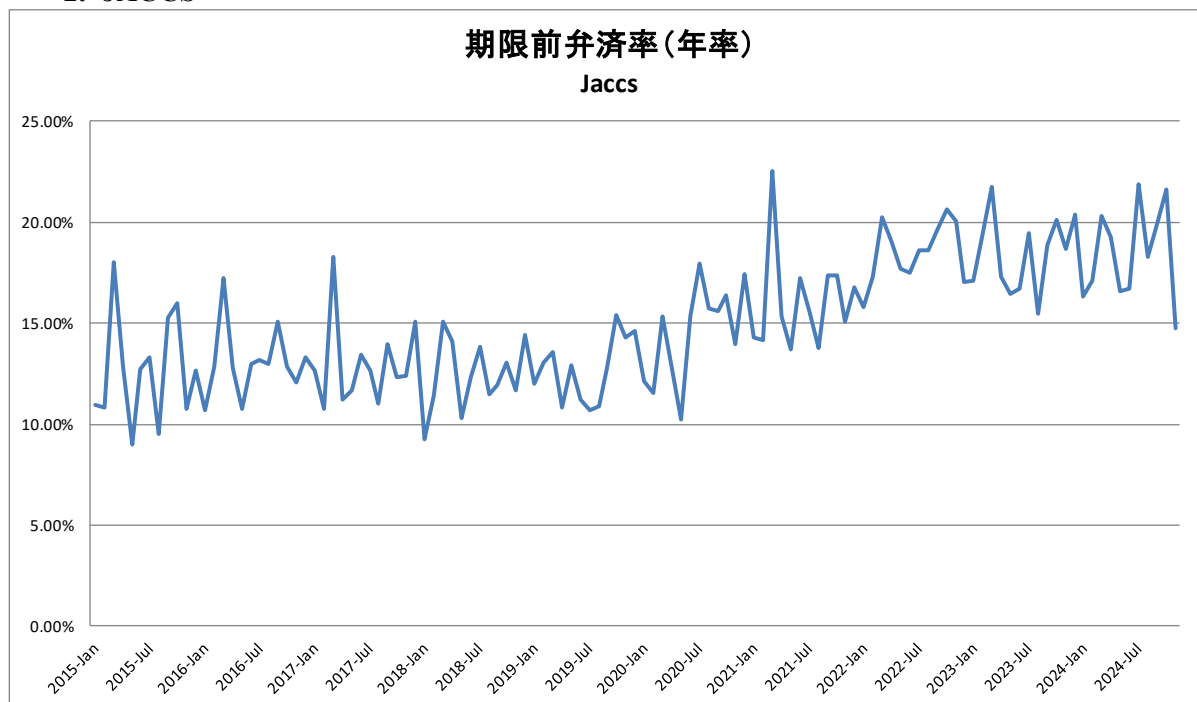


(2) 期限前弁済

1. 全商品



2. JACCS



3. Orico

